

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案)」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 1 部 基本的な方針

通し番号	性別	年齢層	該当パーセンテージ	ご意見内容
001	男	30代		未婚率や子供のいない人が増えている中で、子供のいる人や欲しい人にとってしか直接的に意味のない政策を進めるのは不公平。現在の女性管理職には独身や子供のいない人が多く、部下が育休を取りやすくしたり、定時で託児所に行く部下の仕事の肩代わりをしたりするのは、身体的のみならず心理的にも負担になる。子供のいない管理職等の貢献を評価し、社会における居場所を保障することも本計画の基本方針に含めるべき。
002	男	60代		男女平等にかかわる国際的な指標が非常に低い現状に落胆しています。これを解決するには、理念を現実につなぐ制度設計が必要だと考えます。 各分野のクォータ制度など、私人にも法人にも、罰則を付した法整備が必要です。特に、公務や公的な資金が入っている所には、きちんとした義務をつけてほしい。持続可能な将来のためには、性差をふくむ多様な人や力の社会参画が決定的な役割を果たします。
003	男	40代		世界価値観調査における幸福度調査において、男性が女性に比べて幸福度が著しく低いという調査結果が出ているため、これについて速やかな是正を行い、男性が生きやすい社会を構築すること。 証拠データ 2010年-2014年の世界価値観調査で 幸せだと感じている男性の割合 - 幸せだと感じている女性の割合が 日本は -8.2% で世界ワースト1位
004	女	50代		時代が進むごとに人口減少や持続可能な社会など様々な社会課題はあるものの、男女参画行政の最も重要なアウトカムは男女差別の解消ではないでしょうか？ 令和の時代を迎えてもなお国民の意識の中にも、意思決定などの社会システムにも、雇用にも、女性を巡る法律にも明らかな男女差別が歴然と存在しているのに、基本的な方針にジェンダー平等という言葉が申しわけ程度しか入ってこないのはなぜでしょう？ 諸外国に比べてジェンダーギャップの解消や意識改革が大きく遅れをとり始めている中、基本的な方針の冒頭には「ジェンダー平等」や「ジェンダーギャップの解消」が高々と掲げられるべきと思います。
005	女	70代		(1) 国の示す目標を国際基準にすること 第 4 次基本計画では、意思決定や指導的地位に女性が占める割合を 202030 との目標を掲げてきたが、達成することなしに 2020 年を迎えている。 国連の持続可能な開発目標 203050 : SDGs を促進する日本政府としては、早急に 30 パー

			<p>セントを達成し、さらにポストコロナ社会の構築において必ず 50%を目指すことを明記する。</p> <p>さらに、男女共同参画の視点に立ち、世界の人々の人権保障と平和構築に貢献することを加える。そのためには「国連女性差別撤廃条約」を実質的に実現し、国際基準に沿うように国内法を整備していくことが求められる。</p> <p>(2) ジェンダー視点を明確に打ち出すこと</p> <p>このたびの新型コロナウイルスとの闘いの中で、DV、虐待の問題等に関して、男性のジェンダー平等観の脆弱性が露呈してきている。よって、男性・子ども（就学以前も含めて）の意識改革の必要性も入れるべきである。</p> <p>そしてジェンダー平等を中核に科学と人権を基盤にした国際標準の包括的性教育を幼児期から高等教育まで充実させることを求める。さらに、職場研修や社会教育施設などでの成人向け性教育も推進する。</p> <p>(3) 人間の安全保障の視点を入れること</p> <p>「女性の人権の確立」とともに、旧来の「男女」の枠組みから、性の多様性を含む「ジェンダー」の視点への転換を重視して行う。ジェンダー統計の一層の充実をはかることが求められる。そして「目指すべき社会」の筆頭に、国民がよって立つ日本国憲法の本質「法の下の平等」（14条）および「個人の尊厳と両性の本質的平等」（24条）をふまえた文言により締めくくることが要望される。</p>
006	女	60代	男女共同参画という言葉自体がごまかしである。男女という性別にいつまでもこだわらず、ジェンダー平等基本計画と言うべきだ。ジェンダー平等法（性差別禁止法）を制定する必要がある。
007	男	20代	10 3(1)3 「男性がより暮らしやすくなるもの」という表現は言いたいことは分からなくもないが誤解を招きかねない、筆者の性に対する思考が暗に出ているともとられかねないので変更した方がいいように感じられる。
008	女	30代	コロナ禍において流動的で不安定な雇用形態の脆弱さが露呈しました。賃金格差の解消、産休や育休の取得しやすさ等、海外の実践例からも学びながら生かして欲しいです。
009	女	50代	<p>この「基本的な考え方」の内容は、基本的に素晴らしい。</p> <p>ところがジェンダーギャップ指数は121位、そして「2020年までに指導的地位の女性が30%」さえ達成できなかった（する気が全然なかった）。</p> <p>日本政府が本当に「男女共同参画が喫緊の最重要課題である」と思っているなら、何よりもまず、女性が基本的に安心して生きていけるように実効ある法整備を進めよ。</p> <p>世界からはるか彼方において行かれた日本を直視しろ。</p> <p>女性が安心して生きていくことは、「できる範囲で無理なくできた方がいい」程度のこと</p>

			<p>ではない。たとえ痛みをともなっても必ず実現しなければならないことだ。</p> <p>それには、刑法改正（性犯罪のさらなる定義見直しと厳罰化）、民法改正（夫婦別姓）など、基本的な法整備が早急に必要だ。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に罰則をつけ、クオータ制を導入することだ。動きはあまりにも遅く、苦しむ女性は増え、国際標準からもすっかりかけ離れてしまった。</p> <p>同性婚に反対し、同姓婚を強要し、性犯罪の成立に暴行脅迫を必須として女性の安全を無視する一方で緊急避妊薬へのアクセスを制限しているのはなぜなのか？世界に背を向け、女性やマイノリティを踏みつけ続けて、一体、何を守っているのか？</p> <p>ワークもライフも頑張るって頑張るってぎりぎりの女性たち（「俺より稼いでから文句言え」とか/「俺より稼ぐとは生意気だ」とか殴られてる）、貧困に苦しむシングルマザー（社会保障よりも性産業へのアクセスが容易なのは文明国とは言えないだろう）、あたかもいないかのような扱いをされるLGBTQ、見えてるのか？（見えてないと思う）</p> <p>対等な社会の構成員だと思っているのか？（思っていないと思う）</p> <p>女性は産む機械ではなく、家事だ介護だ育児だと果てしなく無償で働かせてよい使用人（だからお金を稼ぐ仕事に使える時間がない）でもなく、ましてや都合の良い欲望の処理装置でもないってほんとに分かっているのか？（分かってないと思う）</p> <p>見えてなくても、思ってもなくても、分かってなくても、改革しようという意識すら全くなくとも従わなくてはいけないのは法律、それも実効ある法律だ。</p> <p>罰則がない理念だけの法律、定義の緩い法律、結局無視される法律ならいらぬ。</p> <p>もはや考え方を示唆している場合ではない。実効ある法整備を、今すぐ！</p>
010	男	30代 2	<p>また、未婚・単身世帯も増加しており、50歳時の未婚割合を見ると、昭和45（1970）年に男性1.7%、女性3.3%であったものが、最新のデータである平成27（2015）年は男性23.4%、女性14.1%となっている</p> <p>と未婚・単身男性の大幅な増加に言及しているにも関わらず、結論には、</p> <p>我が国では、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。こうした中、女性の活躍を推し進めることは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながる。</p> <p>と女性の活躍推進しか記載されていない。</p>

				今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じる我が国にとって、対策が必要なのは、急増している未婚・単身男性への社会的サポートなのではないか？
011	男	30代	3	<p>日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によれば、80 歳以上に占める女性の割合は令和 12（2030）年 62.2%となっているほか、男性と比較して女性は平均寿命と健康寿命の差が大きく</p> <p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。</p> <p>と記載があるが、そもそも男性の平均寿命を短縮させる大きな要因になっている自殺率の高さに言及せず、日本社会に蔓延する男性へのジェンダーロールの押し付けという重大な性差別の存在を無視している。</p>
012	男	30代	6	<p>大学等で理工系分野を専攻する女性の比率³¹や研究者に占める女性の比率³²が諸外国と比較して低い日本においても、女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供し、科学技術分野での活躍の魅力を伝えるなどして理工系の研究者人口を増やすことが求められる。</p> <p>成果主義を旨としている学術領域に、性別による区別を持ち込むべきではない。このアフーマティブ・アクションは明らかな男性差別である。</p>
013	男	30代	6	<p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>この中では女性に対する暴力について扱っているが、暴力事案で被害に遭っているのは圧倒的に男性が多い。また、DVにおいても、言葉等による精神的DVの被害者は男性のほうが多い。</p> <p>何故、より被害者が多い男性に対する暴力を扱わず、女性に対する暴力のみを扱うのか？男女共同参画基本計画の策定において、男性が暴力事案に巻き込まれるのは自業自得、男性がDVを振るわれるのは大したことではない、という男性差別的な認識が反映されているのではないか？</p>
014	男	20代		<p>男女と銘打っているが、実際は女性のことしか考えられていない。男女共同ではなく、女性優遇の現状。</p> <p>セクハラにも男性被害者はいる。</p> <p>声を上げたいのに上げられない男性もいる。</p> <p>女性専用車、女性専用スペース、など、女性は守られるのに男性は自分でなんとかしろ、という時代遅れなこの社会は間違っている。</p> <p>少し共同参画とは離れるかもしれないが、性差別を考える以上、男女平等に権利があると認識すべき。</p>
015	女	80代以上	1	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>「はじめに」を置き、国際社会との関係・歴史的背景を明示し、男女共同参画の理念を明確にすべきです。</p>

			<p>ジェンダー平等へ潮流は、1970年代に国連が主導した「国際女性年・国連女性の10年」のムーブメントから発したものです。1975年の第1回世界女性会議（メキシコ・シティ）、1980年の第2回世界女性会議（コペンハーゲン）、1985年第3回世界女性会議（ナイロビ）、1995年第4回世界女性会議（北京）では、NGOフォーラムが大きな影響力を発揮しました。それぞれの会議の世界行動計画をモデルとして、日本の国内行動計画が策定され、男女共同参画の理念「男女共同参画—それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。」（男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」1996年7月30日）が形成されました。</p> <p>また、日本の女性NGOの熱意が、1985年の女性差別撤廃条約の批准を実現させました。1995年の北京会議には5,000人も日本人が参加し、それが、男女共同参画社会基本法の制定、さらには、各地の男女共同参画推進条例の制定に結び付きました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画は、こうした歴史的背景を明示し、国際社会との関係性をつねに念頭において策定されるべきです。中でも、女性の人権を国際基準にするため、批准35周年の女性差別撤廃条約を基本計画の中核に据えるべきです。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）第1部基本的な方針は、1. 目指すべき社会、2. 社会情勢の現状及び課題の分析、3. 5次計画策定における基本的視点・取り組むべき事項へと展開されますが、この基本的な考え方（素案）では、理念が明確ではありません。男女共同参画の理念を明確にし、男女共同参画社会基本法は、第1条目的の中心テーマである「男女の人権の尊重」から書き起こすべきです。</p>
016	女	80代以上	<p>9</p> <p>「暫定的特別措置」</p> <p>2020年3月の女性差別撤廃委員会から日本政府に対する「第9回日本定期報告への事前質問事項」para.7は、「男女間の事実上の平等を加速するために第4次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報を提供してください。条約第4条第1項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）に従い、法令によるクォータ制を採用する取り組みについて報告してください。……第5次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく述べてください」と述べています。</p> <p>また、para.14.では、「前回総括所見（paras.18,19,30,31）に沿って、ジェンダー・パリティ（ジェンダー公正）を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計を提供してください。また、その法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示してください。……第5次男女共同参画基本計画における指導的地位に女性をつけるための目標割合と取られる戦略に関する情報を提供してください」と述べています。</p> <p>これに対し、第5次基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）の第1部2では、2003年以来202030を目標に掲げ取組を進めてきたが、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」（p.1）と述べ、第1部3（1）（2）で、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」（p.9～10,同旨p.13）とし</p>

				<p>て、具体的な数値目標を示していません。</p> <p>202030の目標がなぜ達成できなかったのか、17年間どのような取組をしたのか、何が欠けていたのかを精査し、達成できなかった原因を詳細に追及したうえで、新たに明確な数値目標を設定し、これまでとは違った不遵守に対する制裁のある法律の制定を含む実効性ある措置を取るべきです。とりわけ、政党による候補者数の均等を義務づける政治分野における男女共同参画推進法の早急な改正が必要です。また、指導的地位につく女性を養成するために、女性のエンパワーメントに向けて、意識向上のためのキャンペーンなどを積極的に行うべきです。</p>
017	女	70代		<p>日本で男女平等がなかなか進まないのは、基本的に男性の意識の中にある男優先の思想だと思います。長い間の家長制度、戸主制度、これらの理不尽な制度の中で育ってしまった前時代的な考え方を引きずっている男性がいかにおおいことかと残念です。女性が平等を求めようとするときに、抵抗しそれを阻止しようと権力を使うのはいつも男性です。第5次男女共同参画基本計画で少しでも現在の世界のレベルに近づけてください。</p>
018	女	70代	6.8	<p>要望1：2の(5)では、法制度だけでなく、法曹、警察関係者へのジェンダー平等やセクシュアリティに関する研修も課題として挙げてほしい。さらに、男系・男子中心の「家制度」存続につながる現行法の改正も課題としてあげてもらいたい。</p> <p>理由：日本の現刑法の性犯罪規定は戦前の家父長制、男系中心の世襲制の「家制度」の発想を法の運用などで強固に引き継いできたものであり、「暴行・脅迫要件」という刑法自体が女性抑圧の仕組みとなっている。</p> <p>法制度の改正によって男女平等の意識と理念の浸透は加速し、性別役割分業の撤廃・選択的夫婦別姓制度の実現などが容易になると考えられるから。</p> <p>要望2：3. 基本的な視点と取り組むべき事項等で、達成できなかった事項についての原因究明をしたうえで、それを踏まえて、何を、何時迄に、どこまで達成するかを数値目標も入れて提示してほしい。</p> <p>理由：素案では、「これまでの基本計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検は必ずしも十分であったとは言えない。・・・」と書かれているが、点検が不十分であっただけでなく、なぜ、達成できなかったのかの原因究明がどの分野も不十分か、されていない。資料として添付された「第4次男女共同参画基本計画の達成状況」も、やったことが羅列されている感がある。結果として、何を、何時までに、どこまで達成するかが、あいまいに表現されているので、これでは、一向に前に進まないから。</p>
019	女	70代		<p>2. 社会情勢の現状及び課題</p> <p>2. に提示されている(1)～(7)の現状と広範な課題(2-7頁)に取り組む前提として、第4次基本計画の策定・実施に至るまで数次の基本計画において長年積み残されてきた日本社会における「ジェンダー主流化」の基本課題を明確にし、これらに総力をあげた取り組むことが求められる。</p> <p>そこで第5次基本計画において、日本の現状と課題を明確にし、計画策定を行う上では、ジェンダー平等達成の国際規範である女性差別撤廃条約(1979、日本の批准1985)及びナイロビ将来戦略(1985)における各国へのナショナル・マシナリー設置の要請を背景に</p>

			<p>発出された女性差別撤廃委員会（CEDAW）一般勧告第6号「国内本部機構」（1988）及び同一般勧告第28号「締約国の中核的義務」（2010）の勧告を改めて想起する必要がある。またその任務を中心的に担う国内本部機構の権限、役割、諸機関・会議間の連携強化、「見える化」（可視化）等に改めて取り組む必要がある（具体的提案・意見はIVで後述）。</p> <p>また女性差別撤廃条約の実施について、本年（2020年）3月、女性差別撤廃委員会から日本政府に発出された「第9回日本定期報告への事前質問事項」（L01）に誠実に回答するとともに、特にL01の冒頭に、選択議定書の批准についての質問事項があることに十分留意する必要がある。日本の男女共同参画推進にとっての喫緊の最重要課題は選択議定書の批准であることを、グローバルな視野から明確に認識することが求められている。【609字】</p>
020	女	70代	<p>2</p> <p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>男女共同参画社会基本法は、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としている。第5次基本計画が、基本法第2条からはじめているために、「人権尊重の理念の真価と男女平等の達成という基本理念が欠けている」（2頁）。第5次基本計画が、その前身である『男女共同参画2000年プラン』（「2000年プラン」）の「男女共同参画は人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」という基本的な考え方（「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」（1996））を継承することを明記するべきである。</p> <p>ジェンダーギャップ指数121位（2019）の日本が、第5次男女共同参画計画において、「目指すべき社会」を展望し、それに向けて男女共同参画に「強力に取り組み」、「男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていく」（10頁）ためには、その大前提として、女性の人権を国際基準に高めていくことを目指す必要がある。そのためには、「基本的な方針」の冒頭において、「目指すべき社会」のグローバルな国際規範である女性差別撤廃条約の誠実な遵守と完全な実現を目指すことを明記することは不可欠である。</p> <p>さらに女性差別撤廃条約（以下条約）、北京行動綱領を中心とした国際的合意文書において明記されたジェンダー平等の基本理念と課題解決への主要な戦略を、女性の人権とジェンダー平等の国際基準として再確認し、日本が今後達成すべき目標と戦略として、これらを第5次男女共同参画基本計画（以下計画）「基本的な方針」に明記する必要がある。それらの内容を踏まえ、今後5年の計画期間に、これまで未達成の国際的な重要課題に取り組む必要がある。それにより、日本の遅れているジェンダー平等への歩みを止めることなく確かなものとし、女性の人権を国際基準に近づけていく道筋を示すことができよう。その具体的かつ喫緊の最重要課題が選択議定書の批准である。これまで20年間、多くの研究会が重ねられ、論点はクリアされており、批准の障壁はもはやないはずである。必要なのは、先進国としての日本が、その名に恥じない国際的評価を得るためにも、国会での批准承認による確かな政治的意思を速やかに表明することのみである。</p>
021	女	70代	<p>9</p> <p>3. 第5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>3. の冒頭に記載されている7つの視点と-(10)事項についての認識は（「…男女共同参</p>

			<p>画に強力に取り組む必要がある。」「…取り組みを一段と加速させていく…」等）、第4次計画における計画目標の広範にわたる未達成状況への反省を前提に理解するならば概ね納得できる。その上で第5次計画の基本的視点と取り組むべき事項（第4次計画では「施策方針」）がジェンダー平等の国際基準に合致するように、女性差別撤廃条約1条、2条、3条、4条、5条、7条等の各条、及び課題解決の指針となる CEDAW 総括所見（2016）パラグラフ（以下パラ）11、15、17、19、21、23、31、33、35等の勧告、及び「第9回日本定期報告への事前質問事項」（以下L01）パラ3、6、7、8等に十分留意する必要がある。</p> <p>「基本的な方針」（1）（2）（11頁）では、2003年から政府が掲げてきた「202030」の「2020年の目標達成」が実現できない「現状及び課題に係る認識を踏まえ」、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取り組みを進める」、また「2030年代には、…指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す」としている。しかし目標達成の明確な「タイムフレーム」（達成期限）が示されず、実現への効果的取り組みがなされるのか疑問である。明確な数値目標を設定し、制裁のある法律の制定を含む実効性ある措置をとる必要がある。</p> <p>(2)では「そのため、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成や政治分野における取り組みを強化する必要」があると述べるが、ジェンダー平等達成に向けた政策実施への政府の明確な意思や政策への確実なコミットメントの姿勢はみられない。上記の目標を達成するためには、その前提として、女性差別撤廃条約4条、5条、7条、10条、11条等、及びCEDAW総括所見（2016）19、21、31、及びCEDAW一般勧告第25号（パラ1～39）等を参照の上、取り組むべき事項とコミットメントの具体的中身を明確にする必要がある。</p>	
022	女	30代	1	<p>2段落目の「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に関する多国間合意の履行の観点から」の部分冒頭に「女性差別撤廃条約及び」と入れるべきです。日本は女性差別撤廃委員会からジェンダー平等実現に向け、何度も勧告を受け、かつ勧告が履行されていないことに懸念を表明され、国内法に条約1条「女性差別の定義」に則った女性に対する包括的な定義を早急に取り入れるよう求められています。いつまで女性差別撤廃委員会からの勧告を無視し続けるのでしょうか。</p>
023	女	70代	4	<p>第5次計画・第1部「基本的な方針」2. 社会情勢の現状及び課題（2）人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革の項では、「主たる稼ぎ手は男性」といった固定的な性別役割分担意識や「アンコンシャス・バイアスの存在」により、性別による差別・区別が生じるおそれが指摘されており、これが上記変革の実現に「大きな障壁となっている」としている。またこれを生じさせないよう、幼少期からの取り組み等が重要としている。</p> <p>ジェンダーギャップ指数121位（2019）の日本。その男性優位で不平等な社会構造と法制度を変革するためには、あらゆる分野に潜むジェンダー・ステレオタイプの固定観念とこれに基づく偏見（アンコンシャス・バイアス）や有害な慣行、差別の解消を男女共同参画政策の根幹に据え、「ジェンダー主流化」のエンジンを動かし続ける必要がある。そしてこれを、国内本部機構の効果的メカニズムの構築や男女共同参画基本計画とこれに基づく各分野の政策実施に確実に反映することが求められる。この点は、現時点で改めて確認す</p>

			べき課題である。 SDGs が目指すジェンダー・パリティ（ジェンダー公正）政策（「203050」）の立案、調整、監視等の包括的実施に向けては、家庭、地域、教育現場、メディアなどあらゆる分野で、男女双方のジェンダー意識改革が求められる。このことへの明確な認識と政策実践を、「ジェンダー主流化」への政治的意思に繋げていく視点なくしては、ジェンダー平等の達成は困難であろう。
024	その他	30代	<p>・女性にトランスジェンダーの女性は含まれていますか。シスジェンダーの女性のみを対象としている場合はその点を修正して、トランスジェンダーの女性に対する支援を明記してください。</p> <p>・女性と男性のみが結婚し子どもをもうけることを前提としていませんか。女性が女性と、または男性が男性と恋愛し生涯を過ごすこともありますし（また子どもがいる場合もない場合もあります）、恋愛や結婚とは距離を置いて一人で暮らす人もいます。異性愛者のみを対象としている場合はその点を修正し、すべての人を対象とした支援について明記してください。</p>
025	女	60代	<p>第4次基本計画と異なり、具体的な数値目標等が書かれておらず、現状や課題がつつらと書かれているだけで紙面を取り、どのような男女共同参画社会にしたいのかよくわからない。もう少しわかりやすく明快な文章にしてもらえないのかと思う。</p> <p>どのような進捗があったかを見るには、数値目標の明記は必要ではないかと思う。4次計画より内容が全体に随分後退しているように思われる。202030 でなぜ30%の目標が達成できなかったのか、分析も詳しく掲載すべきではないだろうか。5次計画における数値目標の明記もしてもらいたい。</p>
026	女	60代	<p>第4次基本計画と異なり、具体的な数値目標等が書かれておらず、現状や課題がつつらと書かれているだけで紙面を取り、どのような男女共同参画社会にしたいのかよくわからない。もう少しわかりやすく明快な文章にしてもらえないのかと思う。</p> <p>どのような進捗があったかを見るには、数値目標の明記は必要ではないかと思う。4次計画より内容が全体に随分後退しているように思われる。202030 でなぜ30%の目標が達成できなかったのか、分析も詳しく掲載すべきではないだろうか。5次計画における数値目標の明記もしてもらいたい。</p>
027	女	70代	<p>(1) 第1部基本的な方針の上から8行目から9行目にかけて、「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等等に係る多国間合意の履行の観点から」の「多国間合意」の前に、「女性差別撤廃条約を始めとする」を挿入することを求めます。男女共同参画社会基本法制定のきっかけであり、前提となっているのは、女性差別撤廃条約です。ジェンダー平等の基本は、あらゆる領域における女性に対する差別の撤廃です。素案はSDGsを最重要視しているようです。SDGsの重要性は言うまでもありませんが、女性差別撤廃条約を「さまざまな多国間合意」に埋没させるべきではありません。(2) 基本方針において、なぜ日本の取組が世界の水準から大きく遅れているのかの原因を明らかにすべきです。P8に、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、国際的に大きく差を拓げられている。諸外国の水準を目指し、我が国の未来を明るくするためにはより一層の取組が必要である」と書かれていますが、第5次計画が第4次計画よりも進んだと思われる点</p>

			<p>が見受けられません。その典型が「202030」未達成の総括がないことです。総括がないままで、2020年代に30%が達成されるとは思いません。世界の水準はすでに30%を超えています。</p>
028	女	団体	<p>素案は、「取り組みを進めてきた（が、30%の）目標は必ずしも社会全体で共有されなかった」として、すすまなかった責任を「社会」に押し付けている。科学的に分析をおこない、なぜ未達成なのか、責任ある検証が求められる。計画を実効あるものにするためには、国連女性差別撤廃条約の実現を前提として、北京会議の到達などジェンダー平等推進の国際的な流れと世界の到達点を踏まえた取り組みが不可欠である。国連女性差別撤廃委員会の勧告を無視し続けてきた政府の責任は大きい。</p> <p>以下の点を盛り込むことを求める。</p> <p>(1)国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべきである。</p> <p>(2)「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因として挙げているが、このような意識を温存させ、利用してきた政策に問題があるのではないか。意識変革を求めるのならば、労働分野で言えば、『一般職』と『総合職』というコース別管理政策の見直しや、ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すべきである。</p> <p>(3)意識の問題を取り上げながら、幼児期から高等教育まで見通した「教育」についての言及がない。科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育の拡充が求められる。</p> <p>(4)「地方が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性」を指摘しているが、その解決に最も必要なのは、地方と都会の賃金格差の是正である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。</p> <p>(5)「人生100年時代」に対応して、「様々な働き方、学び方、生き方が選べる」ことが記述されているが、そうした選択を可能とするためには、ワークライフバランス、ディセントワークの実現が大前提である。</p> <p>(6)全体的に、個人の努力や責任にゆだねられ、国の責任や社会保障について記述されていない。保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記を求める。</p> <p>(7)目標達成へのポジティブ・アクションを示すべきである。</p> <p>(8)LGBTの権利に対する認識や世論の発展を踏まえて、性自認・性的志向の多様性を踏まえた「ジェンダー平等社会」を構築すべきである。</p> <p>(9)コロナ禍のもとで明らかになった教訓も踏まえて、新自由主義からの脱出という政策の見直しが求められる。</p>
029	団体	団体	<p>素案は、目標とされる「202030」が未達成であることについて「目標が必ずしも社会全体で十分共有されなかった」ことを原因としているがこの分析には疑問を感じる。教職員については、管理職になりたくても慢性的な長時間過密労働と評価主義の導入等による管理強化、競争主義的な教育政策による職場の緊張感などによって、管理職を選択しない（できない）実態が長年改善されないという実態がある。</p> <p>これまでの基本計画の方針の総括も含めて、現状を科学的かつ国際的な視野で分析し、責任ある検証を行うことが必要である。その上で、国連女性差別撤廃条約の実現を前提とし</p>

			<p>て、北京会議の到達やジェンダー平等推進の国際的な流れや世界的な到達を踏まえた方針、国連女性差別撤廃委員会の勧告を踏まえた改善を打ち出すことが不可欠だと考える。こうした考えから、以下のことについてぜひ盛り込んでいただきたい。</p> <p>○国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告を方針作成の大前提とすること。</p> <p>○性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すること。</p> <p>○ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すること。</p> <p>○発達段階に応じた科学的な性教育の充実など、幼児期から高等教育まで見通したジェンダー平等教育の推進に言及すること。</p> <p>○「人生 100 年時代」として「様々な働き方、学び方、生き方が選べる」ようにするためには、ワークライフバランスや、ディーセントワークの実現が大前提であることを強調すること。</p> <p>○個人の努力や責任に委ねるのではなく、国の責任による社会保障の整備を重視すべき。具体的には、保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備について明記すること。</p> <p>○目標達成へのポジティブ・アクションを示すこと。</p> <p>○性自認・性的志向の多様性を踏まえたジェンダー平等社会を構築について明記すること。</p>	
030	女	40代	6	<p>「#MeToo」運動について。</p> <p>(1) 「#MeToo」運動は私的制裁の性質を帯びています。</p> <p>裁判で有罪が確定したわけでもない、捜査や起訴すらなされていないにもかかわらず、被害を受けたと主張する一方当事者の言い分をもとに展開されていくこの運動は、私的制裁の性質をもちます。</p> <p>公的機関がこのような負の側面にふれることなく「#MeToo」運動に言及するのは、たとえ運動の存在を示すだけのものであっても、私的制裁の後押しになりかねません。</p> <p>(2) 「#MeToo」運動には、回復困難な人権侵害を引き起こす可能性があります。</p> <p>「#MeToo」運動で被害を受けたと主張する側に事実誤認、誇張、虚偽などがあった場合、インターネットで一度それらが拡散されれば、後に撤回がなされたとしても加害者だとされた側の名誉等の完全な回復は実質不可能です。時がたってもインターネット上にその人物への不当な評価が残り続け、一人の人間がその生涯に渡って誹謗中傷を受けることになり、自殺を誘発する可能性すらあります。</p> <p>公的機関がこのような負の側面にふれることなく「#MeToo」運動に言及するのは、たとえ運動の存在を示すだけのものであっても、回復困難な人権侵害の後押しになりかねません。</p> <p>上記(1)(2)の理由で、「#MeToo」運動に言及は避けることを求めます。もしくは、これら無視できない重い負の側面がある点に触れた上での言及にしてください。</p>

031	女	40代	9	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項」に、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して～」とありますが、2003年に設定された「2020年までに30%程度」という目標を達成できなかった割には、一層消極的な表現となっているように感じます。 ・2003年から15年以上を経過しているにも関わらず、新たな目標達成の時期を「2020年代」というあいまいな幅を持たせてあることに対し、方針決定過程への女性の参画に向けた取り組みの本気度の弱さを感じます。 ・第4次計画の「政策領域目標一覧」と同様な明確な数値目標の提示を求めます。 ・国の男女共同参画基本計画の内容は、都道府県・市区町村の男女共同参画計画に大きく影響します。国が後退すれば、地方自治体の取り組みも、残念ながら特にこの分野においては、後退しがちです。積極的な数値目標の設定を望みます。
032	男	40代		<p>本計画に対し、以下の内容を追加すべきと思います。</p> <p>(1) 基本的な方針</p> <p>世界価値観調査における幸福度調査において、男性が女性に比べて幸福度が著しく低いという調査結果が出ているため、これについて速やかな是正を行い、男性が生きやすい社会を構築すること。</p>
033				<p>第1部の基本的な方針に書かれていること、本当に実現したら素晴らしいことだと思います。あとは、実効性のある施策です。公正な社会、男女の人権が尊重される社会に向けて、さらなる充実を期待します。</p>
034				<p>女性登用を強制することは難しいと思いますが、自社の女性登用の状況を開示するように促すことは可能であり、効果があると思います。</p>
035				<p>「国際的な協調」だけではなく、ジェンダー平等に向けた取り組みで、日本が国際社会をリードするんだという意気込みがほしいです。特に女性政治家の少なさ、性暴力やセクハラの問題を最優先に取り組んでください。</p>
036				<p>計画には国際水準の明示が必要とのご指摘はもっともだと強く賛同します。国際比較で数字だけ比べるのではなく、女性差別撤廃条約、北京行動綱領という基準を明確にすべきです。国内基準は憲法です。人権尊重も大事だが・・・と言われましたが、そのことの強調が素案には希薄だと思います。基本法の前文、第一条を、計画の冒頭で確認すべきです。</p>
037				<p>本計画策定に当たり、今こそ、日本のこれからの大きな影響を与える課題であり、危機感を持って取り組んだとのこと、全くその通りと思います。危機感とスピード感、本計画の基本的考え方に明文化できませんか。</p>
038	団体	団体		<p>素案は、目標とされる「202030」が未達成であることについて「目標が必ずしも社会全体で十分共有されなかった」ことを原因としているがこの分析には疑問を感じる。教職員については、管理職になりたくても慢性的な長時間過密労働と評価主義の導入等による管理強化、競争主義的な教育政策による職場の緊張感などによって、管理職を選択しない、または、できないという実態が長年改善されていない。</p> <p>これまでの基本計画の方針の総括も含めて、現状を科学的かつ国際的な視野で分析し、責任ある検証をおこなうことが必要である。こうした考えから、以下のことについてぜひ盛り込んでいただきたい。</p> <p>○発達段階に応じた科学的な性教育の充実など、幼児期から高等教育まで見通したジェン</p>

			<p>ダー平等教育の推進に言及すること。</p> <p>○「人生 100 年時代」として「様々な働き方、学び方、生き方が選べる」ようにするためには、ワークライフバランスや、ディーセントワークの実現が大前提であることを強調すること。</p> <p>○個人の努力や責任に委ねるのではなく、国の責任による社会保障の整備を重視すべき。具体的には、保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備についてすすめること。</p> <p>○性自認・性的志向の多様性を踏まえたジェンダー平等社会の構築をすすめること。</p>
039	女	70代	<p>女性差別撤廃条約が国連で採択されて 40 年が過ぎました。</p> <p>この間の日本の取り組みは、世界の運動の成果を取り入れることに検討を課すばかりで実際の施策の実現には足踏みをしています。</p> <p>素案でもしめされているように「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、国際的に大きく差を上げられて」います。</p> <p>世界の認識では、ジェンダー平等は社会の発展と持続のために達成されなければならない必須の課題とされています。</p> <p>ここに日本の取り組みの弱点があります。行政、立法の全側面から総力を挙げての取り組みになっていないことです。</p> <p>例えば、政治の分野で女性の議員比率は屈辱的な低さですが、日本の選挙制度に大きな問題があります。立候補にかかる費用や小選挙区制度がアンコンシャス・バイアスとともに政治を遠ざけているのです。また、日本医科大学の入試における女性排除は罰則に値するものですが、差別に対しての法律が守るべき義務のようなあいまい規定で罰則を科していないことにも早急な法改正が必要です。</p>
040	女	70代	<p>女性差別撤廃条約が国連で採択されて 40 年が過ぎました。</p> <p>この間の日本の取り組みは、世界の運動の成果を取り入れることに検討を課すばかりで実際の施策の実現には足踏みをしています。</p> <p>素案でもしめされているように「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、国際的に大きく差を上げられて」います。</p> <p>世界の認識では、ジェンダー平等は社会の発展と持続のために達成されなければならない必須の課題とされています。</p> <p>ここに日本の取り組みの弱点があります。行政、立法の全側面から総力を挙げての取り組みになっていないことです。</p> <p>例えば、政治の分野で女性の議員比率は屈辱的な低さですが、日本の選挙制度に大きな問題があります。立候補にかかる費用や小選挙区制度がアンコンシャス・バイアスとともに政治を遠ざけているのです。また、日本医科大学の入試における女性排除は罰則に値するものですが、差別に対しての法律が守るべき義務のようなあいまい規定で罰則を科していないことにも早急な法改正が必要です。</p>
041	女	60代	<p>先日、夕食の支度をしている私に、夫が「何か手伝おうか。」と言いはっとしました。これって支度をするのが女である私で、男である夫は傍観者(お手伝い)という事になります。今迄ずっと聞いてきた言葉に初めて気づきました。</p> <p>私達は普段の生活で知らず知らずのうちに、そういう関係に慣れてきていたかもしれませ</p>

			<p>ん。男女が共に協力しあい尊重しあえるようになることを願って、ひとつずつの行動を洗い出すことも大切な事と思いました。男女平等の世界での順位が121/153では恥ずかしいです。何気なく行っている事で気付かない行動が沢山あると思います。気付かない女性のためにも、気づいてほしい男性のためにも、これはおかしい、この行動は考え直してほしいという具体例をあげて日本の女性に示して欲しいです。</p>
042	女	70代	<p>女性のおかれた状況を分析しているものの、表面的に思われます。とくに、「アンコンシャス・バイアスが大きな障壁」であると共に、税制（配偶者控除）や社会保障（年金の第3号被保険者）が、固定的性役割分担、実態を規定していることにもふれるべきです。配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人もいるのに、労働者として存在していない、つまり分析対象になっていないことは大きな問題と思います。</p>
043	女	60代	<p>第1部 基本の方針について</p> <p>(1) 男女共同参画基本法には、目指すべき社会が掲げられ、政府はこの20年間で、何を目標として何が達成できて何が達成できていないのか・・・社会情勢の現状と課題では、ジェンダーギャップ指数153か国中121位という現実を直視すべき。</p> <p>(2) 基本法には、国や地方公共団体の責務が掲げられている。202030の目標を掲げ実現できないことをもっと真摯に総括すべき。余りにも無責任。政府はもっと危機感を持つべきでは。国内本部機構はどうなっているのか？充実・強化が必要ではないか？地方では、男女共同参画推進センターが必ずしもジェンダー平等推進の拠点施設になりえていない現実が見られる。</p> <p>(3) 目指すべき社会に、「ジェンダー平等及びジェンダーの主流化の視点」「多様性の尊重」を明記すべき。</p>
044	女	60代	<p>2. 社会情勢の現状及び課題において、完全平等を100とすると、経済分野（59.8）政治分野（4.9）の現状を改善しなければならない。これまでのように実効性がともなわない法律を作ってもちっとも前に進まない。</p> <p>実効性を持たせるよう、ポジティブ・アクションとしてクォータ制を導入するか、男女同数法を制定すべき。</p> <p>(1) 人口構成・世帯構成などが戦後、この20年間でも大きな変化である。2000年プランの中で、男女に中立的に機能していない、法律、制度、慣行を見直すとあるが何がどのように変わって何がまだ残された課題なのか明らかにすべき。社会の変化に対応する社会システム（世帯単位を個人単位に）の構築を急ぐべきで、そのためには、ジェンダー統計などの調査・研究、ジェンダー予算。そして、監視専門調査会が必要である。</p> <p>(2) 働き方について、「男性中心型労働慣行を変える」は分かり易かったし、実現できていないので残した方がよいと思う。非正規問題、セーフティネットの構築。無償労働の経済的・社会的評価（ケアワークへの評価等）</p>

				(3) 女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画推進法に実効性を持たせる。強制力のあるクォータ制の導入と学校教育の中で政治教育を行う
045	団体	団体	9	<p>9 ページ (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 2 を下記のように修正することをご提案します。</p> <p>■Before 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となる よう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となること を目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要。</p> <p>■After (変更部分は『』) 指導的地位に占める女性の割合が 『2025 年』に 30%程度となる よう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となること を目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要。</p> <p>■理由 「2020 年までに 30%」という目標を達成できなかった原因をしっかりと分析し、具体的な対策を講じ、新たな目標として、数値と期限を明確にすべきだと思います。「可能な限り早期に」という表現では政府が本気でない印象を受けるので、是非修正をお願いします。</p>
046	団体	団体		<p>第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たり、第 1 部：基本的な方針に以下の点を盛り込むことを求めます。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべきである。</p> <p>(2) 「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因として挙げているが、このような意識を温存させ、利用してきた政策に問題があるのではないかと意識変革を求めるのならば、労働分野で言えば、『一般職』と『総合職』というコース別管理政策の見直しや、ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すべきである。</p> <p>(3) 意識の問題を取り上げながら、幼児期から高等教育まで見通した「教育」についての言及がない。科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育の拡充が求められる。</p> <p>(4) 「地方が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性」を指摘しているが、その解決に最も必要なのは、地方と都会の賃金格差の是正である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。</p> <p>(5) 「人生 100 年時代」に対応して、「様々な働き方、学び方、生き方が選べる」ことが記述されているが、そうした選択を可能とするためには、ワークライフバランス、ディセメントワークの実現が大前提である。</p>

				<p>(6) 全体的に、個人の努力や責任にゆだねられ、国の責任や社会保障について記述されていない。保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記を求める。</p> <p>(7) 目標達成へのポジティブ・アクションを示すべきである。</p> <p>(8) LGBTの権利に対する認識や世論の発展を踏まえて、性自認・性的志向の多様性を踏まえた「ジェンダー平等社会」を構築すべきである。</p> <p>(9) コロナ禍のもとで明らかになった教訓も踏まえて、新自由主義からの脱出という政策の見直しが求められる。</p>
047	団体	団体	2	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を（無意識の偏見）に変える
048	団体	団体	4	<p>M字カーブ問題は確実に解消に向かっている。</p> <p>を以下のように訂正する</p> <p>M字カーブはなだらかになってはいるが依然として解消できていない。</p>
049	団体	団体	10	<p>そのため、国際的水準も意識しつつ、</p> <p>「クオータ制を組み込んだ制度改革や法整備を視野に入れた」</p> <p>取組を強化する必要。</p> <p>の分を追加</p>
050	女	60代		<p>安倍政権における、女性活躍推進法の実現に向けての具体的な方針が見えてきません。特に、所謂202030と言われてきた、30パーセントの女性議員、女性管理職の実現は、閣僚においてさえ、数値の退行がみられる現状を、総括されていないと思います。今後この目標値を実現するために、2018年の政治分野における男女共同参画法を広く認知する方法などをすすめていただきたいと考えます。</p>
051	団体	団体		<p>第1部 基本的な方針</p> <p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>男女共同参画社会基本法は前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としている。また、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としている。</p> <p>従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画冒頭ないし「基本的な方針」に明記すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。</p> <p>なお、素案の(4)には「男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」とあるが、女性活躍政策は経済成長への女性の活用策に偏重し、男女共同参画の本来の目的から逸脱しているため、併記すべきではない。必要なのは、ジェンダー主流化の視点の取り込みである。</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>あれこれのテーマをあげるのではなく、男女共同参画の目的である人権尊重の理念と男女平等の実現についての現状分析と課題提起を行うべきである。いずれのテーマも、現状・課題を個人の努力や責任、意識改革の問題にしているが、重要なのは課題解決のための政</p>

				<p>策・方針である。また、意識改革を重視するなら、ジェンダー平等をめざす教育の重要性をもっと強調しなければならない。</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に合致させることが重要であり、そのために、「基本的な視点と取り組むべき事項等」は女性差別撤廃委員会の勧告（2016年3月）および「第9回日本定期報告への事前質問事項」（回答期限2021年3月）に対応した内容とすべきである。国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。</p>
052	女	40代		<p>どの分野においても女性問題を決定する際には専門家含め女性の意見を尊重してください。</p> <p>世界水準を目指すことを希望します。</p>
053	女	70代		<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会として(1)～(4)の項目が挙げられているが(4)には「国連女性差別撤廃条約」を入れるべきだ。</p> <p>第4次男女共同参画基本計画の第1分野に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が、第5次計画にはないのはなぜか。</p> <p>・主な施策の1. 長時間労働の削減等の働き方改革 2. 家事育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備 3. 男女共同参画に関する男性の理解の促進 5. 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し等、未だ達成にはほど遠く、この事を是正して行かなければ男女共同参画社会の実現は困難である</p> <p>第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に長時間労働の削減等の働き方改革、家事育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備等を盛り込んでほしい</p>
054	女	60代	1	<p>・男女共同参画社会の実現を目指す各国のとりくみは、「女子差別撤廃条約」の批准から出発しているので、女性への差別をなくす取り組みを進めることを明記すべき</p> <p>・目指すべき社会の(2)に「性によって差別されることなく」を入れる</p> <p>・(3)の「仕事と生活の調和が図られ」を削除し、「男は仕事、女は家庭という性別役割分業から解放され」を入れる</p> <p>・社会情勢の現状及び課題については、「北京行動綱領」を踏まえて分析言及すべき</p>
055	女	60代	8	<p>(7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流 を掲げ、国際的な動きと協調しながら国内でのジェンダー平等の主流化に取り組む必要性を述べていることに賛同する</p>
056	団体	団体		<p>5年毎に見直し推進される男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約を批准して男女共同参画社会基本法を制定し、男女の人権が等しく尊重される社会を実現していくためである。各1-1冒頭には、基本法第1条「男女の人権の尊重」を明記する。</p> <p>終戦前からの活動で、女性が参政権を初行使した1946年の衆議院選挙は39人当選8.4%とG7で1位だった。しかし連記制から単記制投票になり低迷する間に追い抜かれ、条約批准後に男女平等をめざす国々からも遅れ世界経済フォーラム153カ国中144位、G7、OECD36で最下位、総合121位のGGGIで国際社会において不名誉な地位である。</p>

				<p>現在の状況から挽回するには、「202030」の轍を踏まない必要がある。国連「ナイロビ将来戦略勧告」（1990年）の数値を日本が政府目標としたのは13年後の2003年、基本計画への明記は20年後の第3次だ。2015年に更新された世界目標「203050」を着実に達成するには、今回の第5次基本計画に掲げることが必須である。</p> <p>第1部2、3及び第2部I-1の数値は30%ではなく50%と訂正し、2～5には数値がないが、国の機関である司法、行政には「203050」を明記する。</p> <p>省みるに日本には条約による施策を保障、検証する「独立した人権救済機関」が無く、CEDAWへの報告・審査直前に経過をまとめるだけなので、過去の総括所見がそのまま繰り返され、勧告の不履行が指摘されてきた。国際条約の誠実な遵守と完全な実現をめざし性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスをなくしていくには、監督指導する独立した恒常機関が必要である。</p>
057	女	50代	1	<p>キーワードである”ジェンダー主流化”がほとんどなくなり、”あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み”などの表現になっています。これでは、”世界人類みな平和”のような標語と化してしまいます。「男女平等推進の担当組織だけでなく、すべての組織において男女共同参画・女性活躍の視点を取り込むジェンダー主流化」としていただきたいです。企業であればダイバーシティ推進部門、大学なら男女共同参画室など、担当が限定されやすく、その組織に任せておけばよい、という考えが固定化しているのを払拭するためです。</p>
058	女	50代	4	<p>次の点が抜け漏れていますので、明確に追記いただくことで、企業の取り組みが加速します。</p> <p>グローバル競争で日本企業が勝ち残るためには、他国の経済資本や取引を拡大する必要があります。グローバル企業は供給企業（サプライヤ）を選定する条件として男女平等の実績と取り組みを評価します。サプライヤーダイバーシティです。またESG投資の観点でも投資家から求められています。日本国内でも自社の取り組み評価だけでなく、取引先を判断する条件に加えるよう、基本方針で明記いただきたいです。</p>
059	団体	40代		<p>・「目指すべき社会」、及び、「社会情勢の現状及び課題」に、性的マイノリティに関する言及がない。社会的マイノリティの女性に対しても障壁のない社会を目指すこと、また、社会的マイノリティの女性はより厳しい立場に置かれがちであり、その解決はSDGsの目標達成に必要であることを明記してほしい。</p>
060	女	70代		<p>前の計画には「男性中心型労働慣行の変革」が書いてありましたが、今回は書いてないですね。長時間労働を改善しないと、ワークライフバランスの実現は無理なので、「男性中心型労働慣行の変革」を書く必要があると思います。</p>
061	女	60代		<p>「我が国が主体的に参加してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行」ではなく、「女性差別撤廃条約」こそが、政府が履行すべき義務であることを、明記すべきだと考えます。この条約こそが、政府の男女共同参画施策のそもそもの根拠となるものです。仕事と生活の調和を図る、というところに、「男性中心型労働慣行の変革」が削られましたが、加えるべきだと考えます。</p> <p>ここに問題の根源があるからです。女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職</p>

				<p>場であり、ひいては経済の持続的発展や少子化対策になると考えます。</p> <p>政治経済分野での男女共同参画の遅れは、国民の意識改革を待っているだけでは100年たっても変わらないと言われていています。意識を変えるためにも、法律、社会保障制度、教育などを見直し、変えていくことが必要であり、それらを早急に検討することが求められている、と明記して欲しいと考えます。（年金や税制優遇制度、選択的夫婦別姓制度、政治家のクォータ制、ジェンダー平等教育など）</p>
062	女	20代		<p>強姦性交等罪の暴行・脅迫の要件や準強姦性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件の撤廃を求めます。</p> <p>先日起きた福岡で21歳女性が15歳少年に殺害された事件では、動機として「わいせつ目的で後をつけてたが、抵抗されたので殺した」との供述をしていました。つまり、この事件では抵抗せずに強姦されるか、抵抗して殺されるかしか選択肢がありません。</p> <p>そもそも、女性が男性に力で勝てるはずがなく、現行の「すぐ抵抗したのに強姦したのなら『強姦性交等罪』と認めてやろう」というルールには無理があります。恐怖で体が動かず声も出ない、もし逆らったら殺されるかもしれないという状態で、強姦性交等罪と認められるほど抵抗できる人はいません。</p> <p>同意が明確に認められない場合は罪に問うことができるような法整備を進めてほしいのです。</p> <p>知らない男性いきなり近づかれたり話しかけられたりして、性交等に同意する女性はいらぬのでしょうか。いるはずがありません。</p> <p>被害者には全くそのようなつもりはないのに「(被害者の)女性はこちらを誘ってきた」と認知が歪んでいることもあります。だからこそ、加害者と被害者に面識がない場合、明確に同意を得られていない場合を除いて、不同意と扱ってください。そして、然るべき罪に問われるようにしてください。</p>
063	女	60代	1	<p>男女共同参画社会基本法は前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としている。また、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としている。</p> <p>従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画冒頭ないし「基本的な方針」に明記すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。</p> <p>なお、素案の(4)には「男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」とあるが、女性活躍政策は経済成長への女性の活用策に偏重し、男女共同参画の本来の目的から逸脱しているため、併記すべきではない。必要なのは、ジェンダー主流化の視点の取り込みである。</p>
064	女	60代	8	<p>日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に合致させることが重要であり、そのために、「基本的な視点と取り組むべき事項等」は女性差別撤廃委員会の勧告（2016年3</p>

			<p>月) および「第9回日本定期報告への事前質問事項」(回答期限 2021年3月)に対応した内容とすべきである。国際的な目標である「2030SDG」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的な行動を明示すべきである。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべきである。</p> <p>(2) ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すべきである。</p> <p>(3) 科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育の拡充が求められる。</p> <p>(4) 「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。</p> <p>(5) 保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記を求める。</p>
065	団体	60代	<p>今まで第4次計画まで来ているのに、未だに女性の賃金は男性の半分程度? というのは、(非正規雇用労働者に女性が多いことを含め) 有用ではない計画だった。罰則も含めた強制力のある、あらゆる男女差別禁止法とか男女平等法制定に向けた、計画にすべき。共同参画だけでは、差別は無くならない。</p>
066	女	70代	<p>政治や経済分野で男女共同参画が遅れたのは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みによると分析するが、男性中心の労働慣行や税・社会保障制度など社会システムに問題があることに言及すべきと思います。</p>
067	女	70代	<p>1</p> <p>(3)を修文提案「(3) 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会」理由 今年の白書により、ワーク・ライフ・バランスの現状は、男性中心型労働慣行に根差したもので、問題が多いことが明らかとなった。それにもかかわらず第4次に明記されていた「男性中心型労働慣行等の変革」が抜けたことに、驚きを禁じ得ない。(4)を修文提案(4)「男女共同参画社会基本法前文に明記されているとおり、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、SDGsの第5目標であるジェンダー平等実現に向けて取り組み、国際社会に全力で追いつく。」(理由)1 素案は、あまりにも男女共同参画社会基本法への言及が少ない。2 ジェンダーギャップ指数 121 位の日本は、第4次に掲げた「国際的に評価を得られる社会」には程遠いが、素案から全く危機感が感じられない。日本のお家芸である「追いつけ! 追い越せ!」を掲げることによってのみ、現状打開の道が見えてくる。</p>
068	女	70代	<p>1 下から3行を以下に修文提案</p> <p>「一方、平成27(2015)年に国連で決定され、わが国も賛同した」</p> <p>理由 国際文書については他人ごとのような書き方なのが問題。SDGsは安倍内閣総理大臣が2015年の国連サミットに参加し、自ら賛成した文書であり、日本は当事国。</p> <p>2 下から2行目を修文提案</p> <p>(SDGs)において、2030年までに「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女児は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシ</p>

				<p>ップ、意思決定において男性と同等の機会を享受するべきである。」</p> <p>理由 1 素案は、SDGsの中から、意図的に曖昧な文章を選んで引用したのか？ 20パラを引用すべき。</p> <p>2 SDGsが2030年までに到達すべき目標であることについて、瞬時に誰でもわかるように書かれていない。いつまでに達成すべき目標であるか明記することが、ゴール&タイムテーブル方式のポジティブ・アクションでは基本である。</p>
069	女	70代	9	<p>3~4行目を修文提案</p> <p>「それが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に不可欠である。」</p> <p>理由 持続可能な開発のための2030アジェンダ パラ20参照のこと。</p> <p>「資する」は「不可欠」より弱い。このようにジェンダー平等を弱める書き方が、素案全体に見られるのは大問題である。</p> <p>2 (2)の1行目を下線のように修文してほしい。</p> <p>あらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が</p> <p>理由 第4次では明記されていた大事な視点</p> <p>P10 2行目以下の下線のとおり修文してほしい。</p> <p>2030年までに完全なジェンダー平等を達成するという国際目標を念頭に置きつつ、男女共同参画社会基本法に明記されているポジティブ・アクションのさらなる開発と普及に努め、あらゆる分野における人材登用・育成や政治分野における取組を強化する。</p> <p>理由 基本法第2条ポジティブ・アクションの日本語訳である積極的改善措置が定義され、第8条積極的改善措置を含む男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を国の責務としている。</p> <p>だからこそ、基本計画はポジティブ・アクションを重要施策として位置付ける必要がある。第4次基本計画に倣って、明記すべき。</p>
070	女	60代	8	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>(7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流</p> <p>○ 5次計画を踏まえ、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、(以下 省略)</p> <p>の部分であるが、素案 p.8 は5次計画を策定するための「社会情勢の現状及び課題」を述べているのだから、「5次計画を踏まえ、、、」という記述は時系列が前後している。以下のように修正すべきと考えます。</p> <p>⇒「○ ゴール5を含むSDGs全体の達成に資するために、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して取組を進めるよう第5次計画を定める。そうすることによって国際社会と協調して我が国の責務を果たし国際的な取組の推進に貢献することができる。」</p>
071	団体	団体	1	<p>当団体は、「第5次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、第5次男女共同参画基本計画に以下の事項について、盛り込むことを強く要望します。なお、これらは当団体が実施した調査に寄せられた全国の女子高校生や女子大学生からの意</p>

			<p>見を元にしています。</p> <p><意見> 男女共同参画という名称を、将来的に変更することを明記してください。</p> <p>第1部 基本的な方針の定義にある男女の性別記載について：1ページをはじめ、さまざまところで使用されている「男女」という表現が現在の社会では適切でないと感じます。文中からは、多様な人が共生することまで視野に入れられていることは理解できません。しかしながら、男女共同参画という名称は、「性別にとらわれない社会の実現を目指す」には不適切に感じます。女性の置かれている現状などから名称変更には時期尚早と理解できますが、2020年代に30%が実現するときには、「男女共同参画」という名称から、新たな名称に変更できるよう5次計画から、変更の可能性について明記してください。</p> <p>当団体は、「少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となれるようにする」ことを使命としており、SDGsについても少女や若い女性をはじめとする一人ひとりの会員が、市民社会の一員として2030年までにSDGsを達成することを目指し、さまざまな取り組みをおこなっています。特に、SDGsの「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」については、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会にするためには欠かせない目標と考えており、「第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」は、少女や若い女性の未来にかかわる重要な計画だと考えています。</p>
072	団体	団体	<p>当団体は、「第5次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、第5次男女共同参画基本計画に以下の事項について、盛り込むことを強く要望します。なお、これらは当団体が実施した調査に寄せられた全国の女子高校生や女子大学生からの意見を元にしてしています。</p> <p><意見> すべての項目に具体的な数値目標と期限を定めてください。</p> <p>第1部 基本的な方針の数値目標と期限について： 9ページ（1）基本的な視点及び取り組むべき事項2に、2020年代の可能な限り早期に30%程度になるよう目指して取り組みを進めるとありますが、30%を実現するまでの明確な数値目標と期限を設定することで、より実現しやすくなると思います。また、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍という点については、50%が実現できると理解しました。これを実現させるためには、2030年代ではなく、明確な年を設定してください。</p> <p>当団体は、「少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となれるようにする」ことを使命としており、SDGsについても少女や若い女性をはじめとする一人ひとりの会員が、市民社会の一員として2030年までにSDGsを達成することを目指し、さまざまな取り組みをおこなっています。特</p>

				に、SDGsの「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」については、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会にするためには欠かせない目標と考えており、「第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」は、少女や若い女性の未来にかかわる重要な計画だと考えています。
073	男	30代	7	<p># 指摘対象 「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。」</p> <p># 指摘内容 本指摘箇所の記述は大いに賛成である。 この取組を力強く前進させるためにも、性教育や人権教育などもより充実させることを期待する。</p> <p>(以下は、指摘箇所の記述の趣旨とは若干異なる内容のため、参考として) 相手が女性だろうと男性だろうと暴力は悪であるため、根絶に向けた取り組みを全面的に支持する。 また、暴力をふるった側・いじめた側が悪であるのだとの当たり前の認識が、改めて言うまでもなくこの国の社会における当たり前のこととして定着させるべく、子供に限らず大人に対しても教育や周知を進めていただきたい。</p>
074	男	30代	9	<p># 指摘対象 (1)基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p># 指摘内容 本基本計画の目的や取り組みについては全面的に賛成である。 しかし、記述としては更なる改善の余地がある。</p> <p>具体的には以下の通り。 「第1部 基本的な方針」の「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」において、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きる”と書かれている。</p> <p>しかしながら、”基本的な視点及び取り組むべき事項”においては、「人権」や「個人の尊厳」といった記述が無いことは、目指すべき社会と取り組みがうまく整合していないように感じる。 そのため、この箇所においても「人権」や「個人の尊厳」といった記述が必要である。</p>
075	女	70代	8	<p>素案 p.8 は第5次計画を策定するための「社会情勢の現状及び課題」を述べているのだから「第5次計画を踏まえ、」という記述は時系列が前後している。 以下のように修正すべきと考えます。 ⇒「○ ゴール5を含むSDGs全体の達成に資するために、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのス</p>

				<p>テークホルダーが連携して取組を進めるよう第5次計画を定める。そうすることによって国際社会と協調して我が国の責務を果たし国際的な取組の推進に貢献することができる。</p>
076	女	70代	9	<p>ここでは、次世代に引き継ぐことが目的になっています。「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保することが必要」と分けて書くべきと考えます。他方、第11分野の基本的方針は、第11分野だけでなく基本計画全体にかかわることから一部援用され、下記の書き方を提案</p> <p>○男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値であることから、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダー視点の主流化を確保し施策に反映していく。それが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも資する。また、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐため、若年世代を主体とした取組との連携も含め、次世代に向けたメッセージを打ち出すことも重要。</p>
077	女	70代		<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき社会」には”ジェンダー平等に関する多国間合意の履行の観点から”の最初に『女性差別撤廃条約及び』と明記すべき。 * 我が国は女性差別撤廃委員会から何度も勧告を受け、それが実現されていないことへの指摘をうけている。 ・「取り組むべき事項」に指導的地位に占める女性の割合を『2030年代には40%を超えることをめざす』と数値目標を明記すべき。 * 「202030」も総括されずに曖昧なまま過ぎようとしている。202030が実現しなかった要因を明らかにして、数値を挙げて明示しないと、前進が望めない。
078	女	70代	37	<p>「男女別のデータを把握し」⇒「男女別及びその他の属性別のデータを収集し、女性と男性に与える影響の違いについてクロスデータによる分析を行い、取り組む」へと変更する。</p> <p>「男女別」データでは不十分で、「性別、年齢別、障害の有無などその他の社会的属性により区分されたデータ（や統計）」を収集すべき。仙台防災枠組でも、「マルチハザード管理に向けて、性別、年齢別、障害等により分類されたデータのオープンな交換と普及」が強調されている。</p> <p>（2）具体的な取組は具体性に欠ける。第4次計画のように具体的に書くべき。その際に環境政策とエネルギー政策は裏腹の関係にあることを明確にする。</p> <p>ア. 気候変動問題等の環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(1) 環境政策およびエネルギー政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。</p> <p>(2) 環境およびエネルギー分野における女性の専門的人材を育成する。</p> <p>(3) 上記のほか、第4分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）に掲げられた関連施策を進め、総合的な女性研究者の支援を推進する</p> <p>イ. 気候変動問題等の環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入</p> <p>(1) 環境政策、エネルギー政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮する。</p> <p>(2) 環境問題が身体に与える影響は男女で違いが生じ得ることから、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、性別データを把握する。</p>

				<p>(3) 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。</p> <p>(4) 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。</p> <p>(5) 男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。</p>
079	女	70代	11-	<p>「第1分野 政策・方針決定への女性の参画拡大」に環境、エネルギー等を含む科学技術分野における専門職女性の政策・方針決定への参加拡大を明記すべき。(第4次では具体的に書かれている)</p>
080	女	10代以下		<p>1では、「男女共同参画は、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」という定義を最初に規定すべきである。また、男女共同参画社会への歩みを進めるために、女性の人権を国際基準にすることが不可欠であり、女性差別撤廃条約の誠実な遵守の必要性を明示すべきである。男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会を目指すべきである。</p> <p>2ではまず、「人権尊重の理念と男女平等の定着」をとりあげるべきである。CEDAWのLOIに基づけば、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は喫緊の課題である。また、マイノリティ女性と少女に対する複合的・交差的形態の差別を禁止し、彼女たちをハラスメントと暴力から保護するための包括的差別禁止法に関する情報、結婚の際、結婚前の姓を保持する女性の選択を保護する立法を採択するために取られた行動に関する情報、そして現在女性だけに存在する、離婚後再婚するまでの待機期間の廃止に向けて検討されている措置に関する情報を求めている。加えて、人権の促進と保護のための国内機関(訳注:国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に沿う、女性の権利を含む幅広い任務・権限を持つ国内人権機関の設立に向けて締約国が取った措置を尋ねている。</p> <p>数値目標に関して、LOIは、男女間の事実上の平等を加速するために第4次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報、法令によるクオータ制を採用する取り組み、第5次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標についても詳説を求めている。また、ジェンダー・パリティ(ジェンダー公正)を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計の提供および、法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示すことを求めている。</p> <p>以上の指摘を踏まえ、第4次基本計画が設定した目標値の達成度合いを精査し、達成できなかった原因を詳細に追及すべきである。</p>
081	女	50代	1	<p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会</p> <p>以上に箇所に、「国際合意を尊重し」を加えてください。</p> <p>G20におけるブリスベン合意(25x25)などを国内行動計画に落とし込み、着実に履行す</p>

				<p>るためには、「国際社会と協調」という表現では弱く、「国際合意を尊重」と明記してください。</p>
082	女	50代	1	<p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会</p> <p>以上に箇所に、「国際合意を尊重し」を加えてください。</p> <p>G20におけるブリスベン合意（25x25）などを国内行動計画に落とし込み、着実に履行するためには、「国際社会と協調」という表現では弱く、「国際合意を尊重」と明記してください。</p>
083	女	50代	14	<p>ア 政党、国会事務局等における取組の促進</p> <p>2 両立支援策をはじめとした女性議員が活躍しやすい環境整備について</p> <p>→男女の議員が家庭責任と職責を両立させることのできる環境整備</p> <p>女性議員だけのワークライフバランスではなく、男性議員が育休を取得しやすい等、男女双方にとって両立支援策は必要です。したがって、「女性議員が活躍しやすい環境」ではなく、「男女の議員が家庭責任と職責を両立させることのできる環境」と改めてください。</p>
084	女	50代	15	<p>4 ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果の基づき周知・啓発を行う</p> <p>→法整備を含めた検討を行う</p> <p>「周知・啓発」では弱いので、「法整備を含めた検討」を加えてください</p>
085	女	30代		<p>第5次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第4次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。</p> <p>202030 が達成できず、ジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位とは、男女共同参画を</p> <p>着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、取り組んで欲しいです。お願いします。</p>
086	女	60代		<p>第1部 基本的な方針</p> <p>第1部における「2 社会情勢の現状及び課題」における現状認識がその後の課題となり、取り組むべき事項に帰結するものであることからすると、p2の2行目に「国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている。」と記載していますが、具体的</p>

			<p>に比較している指標の明示がありません。</p> <p>一般的には、世界経済フォーラムが毎年公表している「ジェンダー・ギャップ指数」が経済、政治、教育、健康の4つの分野で指標判断をし、日本は2020では153か国中121位でした。P2の2行目の文面も、この指数判断をもとに記載しているものと想起されますが、世界的に公表されている指標として引用することも含め、数的な日本の位置を明らかに記載することで、水準の引き上げを推進することにつながると考えます。</p> <p>P13の1政治分野の記載に世界193か国中166位との記載があることから、基本方針に世界との総合的な比較指標を記載し、日本の位置を明らかにしてください。</p> <p>現状が明らかになることで、ステップアップしていくものと考えます。</p> <p>その上で、国際基準より立ち遅れている分野の推進を図るうえで、第11分野に男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献の項をおこしていますが、P9の(1)基本的な視点及び取り組むべき事項には、記載がありません。</p> <p>また、2020年までに指導的地位にある女性が占める割合を30%にするとしていた目標を「2020年代の可能な限り早期に」先送りしているのは、「2003年に2020年までに」としてきた点からもさらに先送りを許すもので、第5次計画として責任を持たず、責任を先送りするものです。</p> <p>以下の点を盛り込んで下さい。</p> <p>(1)基本方針に世界との総合的な比較指標を記載し、日本の位置を明らかにしてください。</p> <p>(2)「(1)基本的な視点及び取り組むべき事項」に男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献をより一層すすめる必要。と記載してください。</p> <p>(3)国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示してください。</p>
087	女	20代	<p>6</p> <p>(5)国内で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識についてタイトルを「国内外で高まる(ジェンダーに基づく)暴力根絶への問題意識」と変更すべき。また、女性から男性への暴力(セクシャルハラスメント含む)が存在することを項目内に併記すべき。暴力の多くが、男性から女性に対して行われていることは概ね理解できるが、ジェンダー平等を推進するのであれば、認識としては不十分である。国際的には「ジェンダーに基づく暴力(Gender-based Violence)」という言葉が主流になってきている。「男性は強いから何を言っても大丈夫」「男性は性に関心が強い」等の偏見に基づき、女性が男性に対して、攻撃的あるいは性的な発言を投げかけることも少なくない。2つ目の〇内にて、暴力として「強制性交」「男性から女性への家庭内暴力」にしか触れられていないが、痴漢などの「強制わいせつ」を加えるべきだと感じる。痴漢は社会で軽犯罪のように扱われている傾向にあり、軽視されているが、一度の経験でも心や体に深い傷を負わせる重大な性犯罪である上、認知件数の数倍以上は被害が発生している。また、痴漢に対して声を挙げると、必ず冤罪の問題が同時に唱えられ、痴漢問題自体が矮小化される。同計画内で痴漢についても取り上げることで、社会があらゆる性暴力に対して対策を講じられるようにしてほしい。そうすることで、性暴力を抑制するだけでなく、人々を冤罪の恐怖からも解放できる。</p>

088	女	20代	<p>約95%の女性が婚姻にあたり、姓を夫になる人のものに変えています。籍を入れる際に、どちらかの名字にするようにと規定になっていますが、社会的に女性に対する圧力があるため女性が名字を変更せざるを得ない状況です。姓名変更による各種届出に時間がかかり、別人となるためそれまでの信用がなくなり、お金が借りられないなど不利益があるようです。これらの話はネット上で探すことができます。これは差別の域に入っています。夫婦共に同じ名字になることに喜びを感じる人がいるのと同時に、それに苦しみを感じる人もいます。婚姻に際し別姓を正式に使用できるようにすべきです。</p>
089	女	70代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な方針の中心に位置づけられるのは、憲法と女性差別撤廃条約である。この中心点が希薄なため、全体に何をどう目指すのかが明確になっていない。改善を強く求める。 ・ CEDAW の選択議定書を早期に批准すること。日本政府の本気度が問われている。 ・ 教育面でのジェンダー平等を推進していくことが、早急に求められる。当面、小学校からのジェンダー平等教育が必要である。そのために人権を尊重する立場に立った「性教育」カリキュラムを設定し、実施していくこと。現行の学習指導要領のように保健体育だけで扱うのではなく、家庭科、社会科など幅広く学習できるようなカリキュラムを設定すること。 ・ 第3次計画にあった第10分野「教育」を復活させること。 ・ 第1次計画、第2次計画と同様に「家庭科教育の充実」を教育の分野に位置づけること。 ・ 子どもの人権を尊重していくために、少人数学級を実現すること。
090	女	50代	<p>2019年12月に改定された「SDGs 実施指針改定版」には、パブコメの成果として、8優先分野に「ジェンダー平等の実現」が入り、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」となりました。加えて、ジェンダー平等が「分野横断的課題であり、SDGsの全てのゴール実現に不可欠」であることも明記されています。また、実施指針改定版に基づく「SDGs アクションプラン2020」では、3本柱の一つに「次世代・女性のエンパワメント」が挙げられています。</p> <p>SDGs は、ジェンダー平等を通じて持続可能な社会・経済・環境をつくる目標ですが、こうした視点は、今の素案では明確ではありません。</p> <p>SDGs を国際協調や国際貢献の一環としてではなく、日本の未来を創造する目標として位置づけ、そのためにジェンダー平等の実現が不可欠であることを明記してください。</p>
091	団体	団体	<p>諸外国に比べなぜ日本ではジェンダー平等の取組が遅く、「国際的に大きく差を拡げられている」かの分析と課題を示してください。それが明らかにらかにされていないため、「より一層の強力な取組の必要」だと記されていますが何が必要かが不明瞭です。働き方・暮らし方の変革の実現の大きな障壁となっているのが固定的な性別役割分担意識が残っていることとアンコンシャス・バイアスと指摘している(3頁)点に同感です。ではなぜ日本では根深いのか、その克服にはどうすべきかの明示があつてこそ、克服の為の取組が可能となります。</p>

092	女	80代以上	P.3	<p>2-(2)において、幼少期からの性別役割分担意識が問題と指摘されているが、日本において意識変容が進まないのは、何よりも社会福祉政策等における伝統的な家族の在り方を前提とし、世帯を基礎単位としていることが意識変容を阻んでいる。</p> <p>2-(6)において、災害を列挙しているが、仙台防災枠組でも言及している複合的災害への対応を明記する必要がある。</p> <p>35次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等に、ジェンダー平等推進を政治意志とすること、ジェンダー統計に基づく分析の必要を明記することが重要。</p> <p>また、男女共同参画と女性活躍推進は異なる政策であり、女性活躍推進が女性の非正規労働の増加をもたらす等逆効果をもたらしていることを明記し、男女共同参画の視点に立った女性活躍推進政策を実施すること。</p>
093	女	50代	1-	<p>1頁目第2段落の「5次計画」の文には、女性差別をなくすことが大前提であることを明記する必要があるため、「我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、」に続き、「女性差別を撤廃することを前提として、」と補う。</p> <p>同じ段落の「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から」ではどの「合意」を指しているのか不明確であるため、「憲法98条の2に従い、我が国が主体的に締結した女性差別撤廃条約等の国際法規を誠実に遵守する観点から」とすべきである。</p> <p>そもそも英語では Gender Equality とされている部分を日本語では「男女共同参画」と表現してきたことについて、改めて議論し直していく必要がある。</p> <p>全篇に渡り、「男女」を「全てのジェンダー」と言い換えるべきである。「アンコンシャス・バイアスの存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じるおそれ」「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁となっている」（3頁）と指摘されている通り、単に慣習だからとして「男女」と男性を先に述べることを当然視するのではなく、また、全ての人間が女もしくは男に二分されるわけでもなく様々なジェンダーの様式がありうるとすでに明らかにされてきたことにも配慮して、意識的に言い換えることにより、無意識のバイアスを積極的に取り払っていく必要がある。</p> <p>全てのジェンダーの平等のためには、女性のリプロダクティブ・ヘルス&ライツを尊重し、女性のみ健康と医療のニーズを保障していくことが大前提である。そのことを補うために、10ページ4の「男女が健康な生活を実現し」の部分は、「女性特有の健康と医療のニーズがあることに十分配慮しつつ、男女が健康な生活を実現し」と補う。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の元の英語は reproductive health and rights であり、reproductive（生殖の）という形容詞は health（健康）と rights（権利）の両方にかかっている。「／」という記号は、英語では or にあたるため、この標記では「生殖の健康」と「生殖の権利」のどちらか一つ満たせばよいか、または一方が他方の言い換えであるとの誤解が生じうる。「生殖の健康と権利」両方だと明記するには、「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」とすべきである。</p>
094	女	50代	1	<p>「(4)あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」</p>

			<p>において、「ジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し」という文言を追加し、「(4) あらゆる分野にジェンダー平等及びジェンダー主流化を確保し、男女共同参画・女性活躍の視点をもって SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」としてください。</p> <p>「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込」むためには、あらゆる分野において「ジェンダー主流化」を進める必要があります。「ジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保」については、第 11 分野にかかっていますが、「ジェンダー視点の主流化」は国際的な取り組みに関わらず、すべての分野において進められるべきものであり、基本的な方針で明確に宣言すべきです。</p>
095	女	70 代	<p>p12020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。</p> <p>↓</p> <p>必ずしも共有されなかったのであれば、共有されれば実現で来たのか？そうではないと思う。何がネックになっているのかきちんと分析し、理由を書いてほしい。</p> <p>p3P3 社会全体においては固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在等が考えられる。</p> <p>↓</p> <p>存在等の等は何を示すのか？ 社会慣行や意識部分だけでなく、法や社会システムにも課題があることに言及してほしい。</p> <p>p9 テレワークは、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、今後も普及が見込まれ、特に地方の経済活性化のチャンスともなり得る。他方で、職種や業種等によってはテレワークが困難な場合もあることにも留意する必要がある。</p> <p>↓</p> <p>職種や業種によるだけでなく、育児・子育て・介護・家事などの負担は女性が負うことが多く、女性にとって仕事との両立を困難にさせている現実にも目を向けるべき。</p>
096	女	80 代以上	<p>基本法第 2 条第 1 号において、男女共同参画社会の形成とはどういうものが記されていて、素案にも言及されています。</p> <p>「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と。</p> <p>現状において、社会全体に性差別役割分担意識や無意識の思い込みがあるために、差別は個人で解消しにくいものがある。だからこそ、国や自治体が率先して、その権限を行使し、差別撤廃への道筋をつけてゆく必要があるということなのでしょう。国民・住民の声に耳を閉ざすわけにはいかない国や自治体であれば、耳を傾けつつということになります。</p>

				<p>憲法の要請で到達するのは<平等>であるとしても、<均等>の視点で、明確な目標を手にながら（2003年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する！）、未達成であるだけでなく、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」の一言でまとめられている。</p> <p>このような認識から一步踏み出さないわけにはいかないということから<基本法>の制定に至ったということではなかったのか。</p> <p>それにしても、男女共同参画社会における男女の責任につき、「共に責任を担うべき社会」と示されていることに首を傾げないわけにはゆかない。</p> <p>現状では差別があり、自己の意思で選ぶことができないから、対等に責任を担うこともできないこともあるが、差別が克服できれば、選んだ生き方において、責任を果たすことができるようになるはずであるのに、「共に責任を担うべき社会」って、何ですか。基本法第8・9・10条に、<国の責務><地方公共団体の責務><国民の責務>と並列されていることが、その答えでしょうか。男女平等の実現は、国の仕事であり、憲法の要請する権限行使の責任・義務で、国民の責任は、国や自治体から、義務として求められるものとは異質の責任ではありませんか。</p>
097	女	60代	1	<p>2 社会情勢の現状及び課題 7行目しかし、取り組みは弱く、成果は一部にとどまり、国際比較ジェンダーギャップ指数は低迷を続けている。女性議員ゼロの地方議会は全国30%も存在し、メディアの役員体制においても日本新聞協会も日本民間放送連盟も女性がゼロの状態が続いている。この由々しき事態に対し、第5次においては、徹底的な改革が求められるところである。と加筆すべきである。</p>
098	男	50代	6	<p>『2 社会情勢の現状及び課題 第(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識』について、「ジェンダーに基づく暴力」についての説明を入れるべき。</p> <p>「女性に対する暴力」は「ジェンダーに基づく暴力」であり、刑法の強制性交等罪のように「ジェンダーに基づく暴力」の被害者には、男性やセクシュアルマイノリティー、児童なども含まれうることも記載すべきである。</p> <p>『3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項』について、「ジェンダーに基づく多様な暴力の防止」を入れるべき。</p> <p>女性に対する暴力は「性別に起因する多様な暴力」であるが、男女共同参画社会の実現の為に「ジェンダーに基づく多様な暴力の防止」は基本的な視点の一つであるため。</p>
099	男	50代	9	<p>『(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項』に、「ジェンダーに基づく多様な暴力の防止」を入れるべき。</p> <p>女性に対する暴力は「性別に起因する多様な暴力」であるが、男女共同参画社会の実現の為に「ジェンダーに基づく多様な暴力の防止」は基本的な視点の一つである。</p>
100	女	50代	1	<p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>計画の基本に『憲法』を中心に据える必要があると思います。また、「女性差別撤廃条約」を実現するために、国際基準に沿うように様々な国内法を整備する必要があると思い</p>

				<p>ますが、その記述がまったくありません。国連女性の地位委員会はジェンダー平等と女性の権利・エンパワーメントの促進へ、各国政府をはじめ、NGOなどが集まり話し合う場ではありますが、そこで各国から報告された内容がこの報告に全く生かされていないように思います。日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准しました。しかし、個人通報手続きと調査手続きの選択議定書は批准していません。批准していないことにより女性差別撤廃条約が保障している一人ひとりの女性の権利が履行できているとは言えません。最高裁判決で認められなければ権利保障されないのですから。選択議定書が批准されれば、女性差別撤廃委員会で討議されることとなります。その問題が女性差別撤廃条約に照らしてどうなのかがと討議されることとなり、日本の制度等が国際的に検討してどうなのかが明らかになります。ジェンダー平等世界121位の日本に必要なものは、国際基準からみることでないでしょうか。女性差別撤廃条約に即して国内法を整備することを明記し、選択議定書の批准について具体的に明記を求めます。</p>
101	女	70代	1	<p>2段落目の「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に関する多国間合意の履行の観点から」の部分、冒頭に「女性差別撤廃条約及び」を明記する。</p> <p>日本は女性差別撤廃条約を批准してから35年が経過するが、ジェンダー平等度は153か国中121位と下がるばかりである。女性差別撤廃委員会からはジェンダー平等実現にむけ、何度も勧告を受け、かつ勧告が履行されていないことに懸念を表明され、国内法に条約1条「女性差別の定義」に則った女性に対する包括的な定義を早急に取り入れるよう求められている。</p> <p>国連の女性の差別撤廃委員会の日本報告審議を2度傍聴してきたが、特に2016年の政府代表の姿勢は、恥ずかしくと実感した。女性差別撤廃条約を順守する姿勢を最初に表明すべき。</p>
102	女	30代	3	<p>項目2つ目に、</p> <p>このような人生100年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。</p> <p>とありますが、この働き方は女性向けに設けられているだけで、男性の働き方は何ら変わっていないのが実情です。したがって、上記の部分は、こうあるべきだと思います。</p> <p>このような人生100年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革し『、女性労働者の活躍の場は増え』つつある。</p> <p>その上、その後の部分は、こうあるべきだと思います。</p> <p>これからは、『女性も男性も、』「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではな</p>

				く、若いとき からその時々的人生ステージにおいて全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な 働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。
103	女	20代	6	AI による既存バイアスの再生産を防止するために、女性開発者の人口を増やすという視点に賛成であるが、それだけではなく、開発者の中でも「何が女性差別に当たるか」等について具体的な研修をするような取組行ってほしい。
104	女	70代	13	「可能な限り・・30%程度を目指す」と書かれている。本来2020年に達成させる目標だったにもかかわらず、表現が弱すぎる。もっと強い姿勢が必要と考える。
105	女	70代	1	1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 第2段落 「・・国政情勢の変化を踏まえ、」のあとを 「我が国が批准している女性差別撤廃条約の履行の観点から、」とする。 目指すべき社会の4つのうち、(3)について、第4次計画に書き込まれていたことを踏まえ、「男性中心型労働慣行を変革し、男女が共に仕事と生活の調和が図られ・・・」とする。 2. 社会情勢の現状及び課題 202030の目標が「必ずしも社会全体で十分共有されなかった」のは、なぜか「・・・取組を進めてきた」にもかかわらず目標が達成できなかったのはなぜかを分析し、第5次の計画では「さらに強制力をもった具体的取組を行う必要がある」と書き込む。
106	—	40代	9	>支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、 >。なお、ここで「女性」には女兒や若年女性が含まれることは言うまでもなく、あらゆる年代の女性の支援や保護の視点が重要である。また、性的指向・性自認に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である。 このコロナ渦のさなか皆が苦しいのに女性だけにくくるのはおかしい。 貧困男性も救済するべき。 >女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要。 あらゆる暴力に創作物を含めないと明記するべき
107	—	60代	1	女性活躍の視点ではなく、ジェンダー平等の視点としてほしい。日本のジェンダーギャップ指数は先進国とは言えない状況にまで悪化している。国際的にも最低国と思われても仕方がない状況と恥ずかしい思いでいっぱいです。女性を単に労働としか見ていない女性活躍推進ではなく、男女共同参画局として、ジェンダー平等のしっかりとした役割を果たしてほしい。

108	—	60代	1	第4次男女共同参画基本計画・・・人材を着実に増やす取り組みを進めてきたが、その効果が出なかったことの検証しっかりと行い、2030年には50%が達成されるよう、実行性のある提案を行っていくことを明記してほしい。
109	—	60代	3	非正規だけでなく正社員も男女の賃金格差はいまだに解消されていない。企業の賃金格差を公表させるなど男女の待遇差を是正する必要があることが書かれていない。
110	女	50代		<p>「202030」に次ぐ目標値を明確に示していただきたい。SDGsの遵守、国際的協調という本計画の趣旨に則れば、「203050」が目指されるはずで、今後5年間としてそれに伴った中間目標を掲げて具体的推進の指標にするべき。</p> <p>また、書きぶりとして17年間にわたる「202030」に向けての努力が実らなかったことに対する分析がされていないことに、驚いている。推測される要因が列挙されてはあるものの、各項についてデータに基づく具体的な検証がされていないので、今期は本気の政策検討は行われたいのだ、という印象。「性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」に言及するのは当然だが、そうした意識を温存させきた、第3号被保険者、配偶者控除、夫婦同姓といった社会制度の影響についてもしっかり言及し、GGGI 121位という事態改善への取組根拠として示されたい。</p>
111	女	50代	4	「上場企業の女性役員数」について、「1.9倍に増加」とあり、倍増という肯定的な評価を匂わず書きぶりだが、もともとの実数が非常に少ない実態を示して、いっそう注力すべき喫緊の課題としての明示が必要である。
112	女	50代	10	<p>(10) (1)～(9)の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。</p> <p>上記だけではこれまでと取り組みが変わらず、進歩しない。緊急性および重要性が伝わるよう修正してください。</p> <p>修正例</p> <p>(10) (1)～(9)の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するため、教員、管理職、カウンセラーなど指導的役割への教育や研修が重要。</p>
113	女	70代		「2030」「輝く女性」など掲げただけの状態なので、ぜひ方策を立て、加速させて実行していただきたい。
114	男	40代		<p>選択的夫婦別姓を制度化するべきです。</p> <p>仕事における旧姓使用は多くの問題があります。まず、旧姓使用がそもそもみとめられない会社や職場は多くあります。</p> <p>認められる場合でも、社内で給与人事関係、出張時の航空券やホテル予約、など多くの場面で、通称と戸籍姓を使い分けないといけないので、非常に煩雑です。また、海外出張時にパスポート、航空券、クレジットカード、仕事上の書類（通称で書かれた学会の招待状など）などの氏名が一致していないと、トラブルに見舞われる可能性があります。</p>

			<p>このような不利益が結婚する夫婦の一方（9割以上が女性）に強制されることは、男女共同参画の大きな障害になっていると思います。</p>
115	団体	団体 76	<p>選択的夫婦別姓の実現をお願いします。</p> <p>現在晩婚化が進み今や会社や不動産を持って結婚する時代。</p> <p>四組に一組は再婚。</p> <p>少子化により一人っ子同士の結婚も増え、婚姻届を出すにあたり片方が姓を変える法はもう運用に限界が来ています。</p> <p>旧姓使用を拡大しても意味がありません。</p> <p>双方氏名を変えずに結婚出来るようにしてください。</p>
116	団体	団体	<p>今年は女性差別撤廃条約の批准から35年、戦後75年の節目にあたります。日本がジェンダーギャップ（男女格差）指数121位と世界から大きく立ち遅れている原因を深く分析し、女性差別撤廃条約などの国際基準と、両性の平等を定めた日本国憲法を土台に据え、女性たちの切実な願いに正面からこたえた内容にする必要があります。多様な性のあり方を認め、LGBTs（性的少数者）に関する差別の撤廃と権利擁護を含むものにもすることも望まれます。</p> <p>また、コロナ危機は、日本の深刻なジェンダー格差を改めて浮き彫りにしています。女性労働者が多くを占めるパート・派遣で雇い止めが広がりました。一律休校による子どもたちのケア負担も女性に集中しました。10万円給付金の受取人を世帯主にしたことも問題になりました。第5次計画で、日本社会のあらゆる面でジェンダー平等を推進する方針を打ち出すことは、極めて切実な課題です。</p>
117	団体	団体 9	<p>第5次計画の「女性」の支援や保護の対象は、「あらゆる年代の女性」という漠然とした文言となっている。複合差別に直面してきた部落女性、アイヌ女性、在日コリアン女性をはじめとするマイノリティ女性の支援や保護の視点の重要性についても言及すべきである。この箇所は、以下の文に変えるべきである。「あらゆる年代の女性の支援や保護の視点および、複合差別に直面してきたマイノリティ女性の支援や保護の視点が重要である。」</p>
118	女	60代	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な構成について ●「我が国が主体的にしてきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から」と書いているが、政府が履行・批准・遵守すべきは多国間合意などではなく「女性差別撤廃条約」ではないか。本質がずれています。 ●仕事と生活の調和の部分。第4次ときには入っていた「男性中心型労働慣行の変革」が問題であることが、この第5次では削られてしまった。しかし最も問題なのは、男性中心型労働慣行が続いていること。この点が削られたのは認識不足。 <p>・「社会情勢の現状及び課題」へに対して</p>

			<p>●202030の目標を「必ずしも社か全体で十分共有されなかった」と書いているが、掲げたときの志はどこへ行ったのかと思うほどのそっけなさで驚く。そもそも政府や自治体の施策が不十分だったことなど分析や説明がされるべきではないか。</p> <p>●政治や経済分野で男女共同参画が遅れたのは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みによると書いているが、これは意識の問題ではなく、男性中心の労働慣行や税・社会保障制度など社会システムがまったく変革されないことが問題だろう。</p> <p>●「頻発する大規模災害・世界規模の感染症」の項目では、女性が7割を占める医療従事者、9割を占める介護労働者への影響が大きいことを追加すべき。</p>
119	女	60代	<p>1</p> <p>意見1：「(2) 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きていくことのできる社会」に「人権侵害である女性に対する暴力のない社会」を追加してください。…理由：女性への暴力の禁止を明記するため</p> <p>意見2：「(3) 仕事と生活の調和が図られ、」に続けて「性による差別がなく、」を追加する…理由：差別がないことを明記するため</p>
120	女	70代	<p>1</p> <p><無償労働について> 無償労働の問題はコロナ禍でも問題となり、北京行動綱領、女性差別撤廃条約一般勧告、SDGs 目標5のターゲット5.4でも指摘されている。</p> <p><意見></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「無償労働」の文言が第5次基本計画案にない。 2. 育児・介護に比べ、家事が軽視されている。 3. 無償のケア・家事労働の「認識・削減・再分配」の必要に言及が必要。（→基本的な方針等） 4. コロナ禍で増加した無償労働の負担の女性への偏りと（無償労働の低い評価が反映された）有償ケア労働者の負担増に対する政策、コロナ関連のジェンダー統計が必要。 <p>以下、1.2.に関する文言修正のご提案です。</p> <p>第1部 基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p3 3つ目○ 1～2行目 「経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが」 →「経済的自立や自己実現のための仕事（有償の労働）と家事・育児・介護といった無償（無報酬）のケア労働および家事労働に主体的に関わることが」 ・ p7 (6) 1つ目○ 3行目 「増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中…」→「増大する無償の家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中…」 <p>参考：</p> <ul style="list-style-type: none"> * 北京行動綱領「F 女性と経済」「H 女性の地位向上のための制度的仕組み」 * 女性差別撤廃条約 一般勧告17号 * SDGs 目標5 ターゲット5.4

				<p>「公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。」</p> <p>* 無償のケア・家事労働の「認識・削減・再分配」(3R: Recognize, Reduce and Redistribute) は、CSW2017 合意結論、Women20 Germany 2017 Implementation Plan (項目 11) で言及。</p>
121	女	50代	9	<p>性自認に関することは、男女共同参画で行うことではありません。</p> <p>性自認に関すること、特にトランスジェンダーへの対応については、それはそれで必要なことですが、それは男女共同参画計画で行うことではありません。</p> <p>男女共同参画事業は、あくまでも「身体が生物学的な女性である人の置かれている差別や状況改善を行うことがメインの考え」であるべきです。これは、CEDAW でも明確に「生物学的な性別に基づく差別」を対象にしていると書かれています。</p> <p>SDGs で「ジェンダー平等」が挙げられていますが、それを拡大解釈して、トランスジェンダーで女性を自認している人などの「生物学的な男性」までも対象にするべきではありません。</p> <p>もちろん、トランスジェンダーで女性を自認している人を救済する措置も必要ですが、それを男女共同参画に混ぜ込むのは問題です。</p> <p>原点に戻ってください。</p> <p>男女共同参画事業は、sex-based の考え方で進めていくべきです。gender-based の考え方を取り入れてしまうと、それは生物学的な女性が、もっとも脆弱な存在として放置されてしまいます。生物学的な女性が、対象として消去されてしまいます。</p>
122	男	50代	1	<p>男女共同参画社会基本法が制定されて20年経ったが、この20年の取り組みの結果は、GGGI 121位という、日本は世界の中で極めて人権が尊重されない国になったということだと感じます。様々な取り組みがされてきたはずなのですが、依然として近代日本の男女のありようであった男性中心の社会は改善されていないように思えます。男女共同参画は、女性の権利や立場を男性と対等にするものだと認識しているのですが、弱い立場の者を引き上げるには強い立場にある者が意識して積極的に改変を図らなくては難しいことが多いのです。私たちの国の男性にその気概があったのでしょうか。男女共同参画の意義や到達点を、すべての国民が周知し、女性の権利や立場を向上しようと積極的に行動してこなかった20年間だと思います。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画を策定するのであれば、政府が全国民にむけて確固たるメッセージを送り、本気で女性の権利や立場を男性と対等のものとし、男女共同参画社会を目指していただきたいと思います。</p>
123	女	60代	9	<p>【】の部分を追加</p> <p>新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の【ジェンダー不平等な制度や】固定的</p>

				な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸問題を一層顕在化させ【特にひとり親世帯などに大きな困窮をもたらし】ている。
124	女	60代	10	「（１）基本的な視点及び取り組むべき事項」の中に以下の項目を追加 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
125	女	70代	9	「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して」では具体性に欠ける。年度と施策を具体的に示して確実に進めるようにしないと意味がない。
126	女	50代	P8	3. あらゆる年代の女性の支援や保護の視点、性的指向・性自認に関することも含め、多様性を尊重することにふれられていることは評価できるが、「産めるけど産まない、産みたくない」「産みたいが産めない」など女性の身体をめぐる現状はさまざまであり「女性は産むもの」という社会通念による抑圧が存在していることも付け加えるべきである。2018年にLGBTの人たちに対する「生産性がない」という考えを示した国会議員、2019年には「子どもを産まなかった方が問題なんだから」、「お子さんやお孫さんにぜひ、子どもを最低3人くらい産むようお願いしてもらいたい」と国会議員が発言するなど、リプロダクティブ・ライツの基本的考えに反し、社会へのミスリードを許している。公的な立場にある人物の「言葉の暴力禁止」にも言及して欲しい。
127	女	40代	P1	素案に決定的にかけているのが、国際的な視点とみる。とくにW7（G7）とW20（G20）の成果をもっと盛り込むべき。それをしっかり盛り込まなければ、P1 基本的な方針4「～SDGsで掲げられている 包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」との論理一貫性に欠ける。・W20がコミットしたG20、W7がコミットしたG7の内容が十分に盛り込まれていない。つまり、ジェンダー主流化・女性リーダー割合向上が具体的な目標となっていない。・すべての項目について、W20（G20）、W7（G7、とくにシャルルポワサミット）の成果文書が盛り込まれているか、総ざらいしていただきたい。他国ではすでにW7とW20のimplicationPlanが出てきている。日本のimplicationは第5次基本計画でやるべきではないか？さらに5年後では遅すぎる。・最新の国際的潮流（とくにEUのようにあらゆる分野におけるジェンダー主流化）を盛り込まなければ、5年後には時代遅れの施策になる懸念がある。・国際比較が常に可能なように、国とは中立なモニタリング組織を立ち上げるべき。時代の動きが早くなっており、モニタリングによって、2-3年で計画の見直しをすることで「世界の実現と軌を一にした取組」になるはず。・202030が未達成であった代わりにW7の25by25を軸により強化で具体的な達成目標を設置するのも可能なはず。国際的な潮流を積極的に盛り込んで「国際的に後塵を拝している我が国の女性の政治参画の転換期とする（P5）」に対する政治を司る政府の危機感と本気度を、国民に示すぐらいの意気込みを、たまにはみせてほしい。
128	—	50代		男女平等を進めることは、人権尊重のうえで必要不可欠です。したがって、計画策定自体には賛成です。長々といろいろ書かれていますが、まず、これまで、第1次から第4次までの男女共同参画基本計画がなぜ達成できなかったのかの分析と対策が必要だと思います。 諸外国が急速にジェンダー平等を達成しているのは、人々の意識変革を促すために、実効

				<p>性のある措置をとってきたからではないでしょうか。</p> <p>指導的立場にある女性の割合を増やそうとするなら、あらゆる分野において、何年間かの期限を設けて積極的差別是正措置を取り入れるなど、具体的な数値とスケジュールを設けて取り組んでいくべきだと思います。</p>
129	—	30代	1	<p>女性をエンパワーメントしているものも殆どホモソーシャル社会で成り立っており、また、政治も高齢者男性ばかりの利権争いを見ているようで全く生きた心地がしない。他国に嘲笑されるような低レベルな言動ばかり取っているので、アジアの中で日本はこれから転落するんじゃないかと思います。</p> <p>男女共同すらできないようならグローバル化は残念ながらさっさと諦めて方針を変えるべきですね。</p> <p>結婚制度についても、日本人男性や環境のレベルの低さから若手の女性が見切りつけて海外へ飛び出してしまうから、持ち上げるという意味ではなく、男性側が女性についていく時代を何度も作らないと衰退の一途ではないでしょうか。これからは立て続けに自然災害が起きるはずですので「臨機応変」が求められるでしょう。</p>
130	女	70代	1	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>第5次基本計画は、SDGsの実施後の初めての基本計画であり、男女共同参画の推進とSDGsを関連付ける重要な機会です。そのような中、「1. 男女が<中略>活力ある持続可能な社会」および「4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」と、2030アジェンダの考えが、第5次基本計画の目指すべき社会に織り込まれていることを歓迎します。</p> <p>しかしながら、「男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」という表現は不明確です。これに対し、第11分野（国際的な協調及び貢献）の基本認識(p.85)では、2030アジェンダの「重みを十分に認識し、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。」とされており、2030アジェンダの記述にも国際的流れにも沿うものです。</p> <p>以上のことから、第11分野の表現を引用し、上記4. は、「あらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し、包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」とすべきと思います。</p>
131	女	70代	8	<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>(7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流</p> <p>「○ 5次計画を踏まえ、<中略> ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献するためにも必須である。」の文章は第5次基本計画とSDGsの関係が分かりにくい書き方になっています。以下のように語順を変えるよう提案します。</p> <p>「○ ゴール5を含むSDGs全体の達成に資するために、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して取組を進めるよう、第5次計画を定める。それにより国際社会と協調して我が国の責務を果たし、国際的な取組の推進に貢献することができる。」</p>

132	女	70代	10	<p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p>1. は次世代に引き継ぐことが目的になっています。その重要性を否定するものではありませんが、ここでは「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保することが必要」と分けて書くべきです。</p> <p>他方、p. 86 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調</p> <p>(1) 施策の基本的方向 の最初の○で書かれていることは大変重要な点であり、第11分野だけでなく、国内を含めた第5次計画全体にかかるべきことです。</p> <p>そこでこの部分を、第1部 3-1 に記すことを提案します。以下、第1部 3-1 の変更案です。</p> <p>○国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであることから、あらゆる取組において常にそれらを確保し施策に反映していく。それが持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも資する。また、若年世代を主体とした取組との連携も含め、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐことも重要。」</p>
133	女	70代	7	<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症の項目に、以下の項目の追加を提案します。</p> <p>「○ 近年の大規模災害の頻発の要因として気候変動が指摘されている。2015年採択されたパリ協定においては、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が謳われているだけでなく複数の条文でジェンダーに配慮することの重要性に言及している。また、締約国会議（COP25）では、リマ作業計画の強化およびジェンダー行動計画が策定されている。第5次基本計画では、災害への取組にあたり、気候変動に関するこれらの国際的な取組みと軌を一にすることが重要である。」</p>
134	女	40代		<p>この項目がただしかわかりませんが、未だに結婚で女性の苗字を変えることが強いられる社会を変えたいです。</p> <p>夫婦別姓くらいすぐに変えられるので、そうしてください。</p> <p>誰にもデメリットがありません。</p> <p>自民党だけが反対しているようですが…反対理由が全く同意できません。</p> <p>もう旧時代の家父長制を引きずるのはやめてほしいです。支配と被支配の関係しか知らない人たちが固辞するのでは？</p>
135	女	10代以下	6	<p>「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」について、そもそも加害者となりうる男性側が自分のしたことが何故セクシュアルハラスメントになるのか理解できていない節がある。セクシュアルハラスメントに関する講演や教育には被害者の声を積極的に取り入れ「女性側からすればこんなことも“セクハラ”になる可能性がある」といった具合に例示し、女性側の考えを記載するべきである。これについての講義は未成年のみならず</p>

			<p>あらゆる世代の人々が受けるべきだと考えるが、実施されているのだろうか。ただ、女性の中にもセクハラを盾にするような意地の悪い人間もいるため、そういった人物への対策も講じる必要があるのではないのだろうか。</p> <p>次に、同ページの「AI などの技術進歩」においてバイアスについての言及が為されていたが、バイアス改善のために偏見を強める等の結果が現れぬよう男女が共に開発に参画するとあるが、その具体的手法はどういったものだろうか。</p> <p>民間から無作為に男女同人数を抽出し質問への回答を統計するのか？対象者が都市部の住人に偏るなどのことが起こったりしないのだろうか？</p>
136	男	40代	<p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方（素案）について、意見を申し述べます。この計画は、第3次、第4次、第5次と人権確立という目的から徐々に後退しているように感じます。性差別解消がなかなか進まない現状に対していかに人権確立を実現するか、という視点で基本的な方針を中心にコメントをいたします。</p> <p>★基本計画の目的は、女性差別を撤廃し人権確立と真の男女平等を目指すものであり、基本法の第1条目的を明記し、それに立脚した内容にすべきである。</p> <p>★日本のジェンダー平等の現状について明示し国際基準である女性差別撤廃条約、北京行動綱領を踏まえた分析、及び検証内容について明らかにすること。ジェンダーギャップ指数（GGI）は153カ国中121位、GGIが初めて発表された2006年は115カ国中80位、2010年104位、ついに144位と下がり続けている現状及び理由について分析が必要。</p> <p>★基本計画を実効性のあるアクション・プランとするために具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行うこと。</p> <p>★「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の中で、第4次計画の際には優先課題として記載されていた、目指すべき社会の3. に位置づけられている「男性中心型労働慣行の変革」を入れる。</p> <p>★「2 社会情勢の現状及び課題」の中で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。」とあるが、なぜ達成できなかったのか。検証が不十分であり政府や自治体のより緻密な分析と説明が必要ではないか。</p>
137	男	40代	<p>★「(1)人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加」の中で「地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している。また、地方においては、特に中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっている。若い女性については、地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性も指摘されている。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重</p>

			<p>要となっている。」とあるが、後半にある女性の流出の現状とその理由及びその解消が重要であるので、後段と前段の記述を入れ替えるべき。★「(6)頻発する大規模災害・世界規模の感染症」の中で「大規模災害の発生や感染症の流行は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける」とあるが、とくに女性が7割を担う医療従事者、9割の介護労働者への影響が大きい点を追加するべき。★「(7)SDGsの達成に向けた世界的な潮流」の中で「5次計画を踏まえ、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めることにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たすことが、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献するためにも必須である。」とある。ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映させるために、国内本部機構の充実・強化が必要でありその旨記載の上取組むように願う。</p>
138	女	70代	<p>9</p> <p>指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。としているが、</p> <p>2020年までに30%にするというのが、政府公約であった。それが達成できなかったことをどう、総括しているのか、明確に示されていない。</p> <p>そして、可能な限り早い時期に、30%にする、というのでは、また、同じ轍を踏むことになる恐れがある。</p> <p>しっかりとした、取り組みスケジュールと具体的な方策を示し、取り組むことを明らかにすべきである。</p> <p>また、世界の潮流は、2030年までに50%に、という流れになっていることをきちんと明記すべき。</p> <p>その取り組みの具体的な施策も併せて、示すべきである。</p>
139	女	60代	<p>・ジェンダーギャップ指数が前年より後退し、2019年は、153か国中121位。政治分野は19位後退し144位、経済分野は115位、教育分野は26位後退し91位になっています。このような後退でなく、「女性の権利を国際水準に」押し上げることが喫緊の課題です。</p> <p>・「指導的地位に占める割合を2020年までに30%程度に」対して、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」の表現は、責任転嫁だと思います。目標実行が不十分だったからだだと思います。早急に30%目標を達成するべきです。</p> <p>・衆議院議員の女性比率が193か国中166位と大変低い状況です。改善のためにもクオータ制や、また、小選挙区制でなく比例代表制にすることが必要です。</p> <p>・世帯主宛の個人の特別給付金は、家父長制の社会を思わせる時代錯誤の政策。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・被害者ワンストップセンターの増設を。 ・学校教育で性教育をしっかりと行ってください。
140	団体	団体	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>男女共同参画社会基本法では「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としています。また、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としています。</p> <p>従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画冒頭に明記すべきです。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきです。</p> <p>基本的な視点及び取り組むべき事項では、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)「性差別禁止法の実現」、「民法改正」、条約の履行を確保する「選択議定書の早期批准」を明記。 (2)目標達成へのポジティブ・アクションを示すこと。 (3)国の責任や社会保障について記述されていない。保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記。 (4)ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現の明記 (5)ジェンダー平等をめざす幼児期から成人期に至る教育の重要性をもっと強調する、ことを求めます。
141	女	20代	<p>(4) AI などの技術進歩（第4次産業革命）（第1部5ページ20行目）の内容だが、東京大学の女性の容姿を数値評価するAIシステムの開発やAI学会表紙イラスト問題などは女性がいても起きている無意識の偏見からくる問題である。</p> <p>女性がいれば防げる問題でもないため、AI研究は理系研究者のみならず、人文系の研究者や評価者を介入させることや、また理系研究者への人文系教育および理系研究者が度々持ちうるそれらを蔑視したり軽視したりする意識を是正することが必須である。</p> <p>そもそも理系であっても歴史や社会、差別について教育を必須としなければこのような差別はたとえ女性を多く登用したとしても起こりうる。</p> <p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識（第1部6ページ20行目）にある、</p> <p>女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。（第1部7ページ1行目）</p> <p>という文言だが、これに加えて男性の身体的優位性をもっと強く認識、言及されるべきである。</p> <p>女性差別はジェンダーのみによって生じるのではなく、身体が女性とみなされた際において起きる身体性に非常に強く依存して起こる差別である。</p> <p>上記引用部の文言から身体性が排除されていることが女性差別的である。</p> <p>最後に、女性役員や女性政治家などはクオータ制を早急を実施すべきであり、なんらかのハラスメントを行った人物は同職及びそれに隣接する職業、業界への復職ができないよ</p>

				うにするべき。 政治家や教員などの権威的な職業に特に女性、女兒に対し不法行為やハラスメントを行った人物が登用されているのは女性や女兒へのエンパワーメントなど机上の空論である。
142	女	20代		戸籍制度を廃止し、個人単位での行政記録管理制度を整備する方針を示してください。コロナ禍での特別定額給付金が世帯主ごとの給付になった件だけでなく、戸籍制度は家父長制を温存し個人の権利を家庭に従属させるためのものになっています。
143	女	60代	11	男女共同参画社会の目的の第一が個人の人權尊重、ジェンダー平等であることを明示すべきである。そして、あらゆる法・政策にジェンダー視点を貫くジェンダー主流化実現のためには女性の意思決定参画拡大が不可欠であるという位置づけを明確にしたうえで、国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。
144	女	50代	7	(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症の項目に、以下の項目を追加してください。 近年の激甚災害頻発の要因として気候変動が指摘されており、2015年に採択された「パリ協定」は、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を明記すると同時に、複数の条文でジェンダー配慮の重要性に触れている。締約国会議(COP25)では、ジェンダー行動計画が策定されている。第5次基本計画では、気候変動に関するこれらの国際的な取組みと歩調をあわせ、災害への取組を強化する。」
145	—	40代	7	大規模災害や今回のコロナ禍が、女性や女兒に多大な影響を与えていることは言うまでもない。ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化しやすいことに対し、言及しているところは評価できる。DVでシェルター等に避難している人が、10万円給付金を受け取れなかったという例、この間若年層で望まない妊娠が増えていることなどが社会問題になっている。この点についても言及する必要があると考える。
146	—	40代	8	SDGsについてとりあげ、とりわけゴール5「ジェンダー平等」について記載しているところは評価できる。SDGsでは、ゴール5だけではなく、すべての項目でジェンダー平等について言及している点についても記載すべきではないだろうかと考える。また、ジェンダーギャップ指数が2019年12月で121位だったという点にも触れ、日本が男女平等とはかけ離れているという危機意識についても言及することをもとめます。
147	団体	団体	1	第5次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第4次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。202030が達成できず、ジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制を世帯から個人対象へと改正する具体策などを提示してください。女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどうするのかなどの他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえないDV加害者対策などについて思い切った施策を望みます。なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整等を行うところです。建前だけではないことを望みます。第5次計画では、

			<p>SDG5の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられていますが、ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准している以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返しされている勧告に向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。台湾はアジア諸国の中で、ジェンダー平等を進めるのに成功しています。「ジェンダー平等教育法」を作り、その17条では、教育機関は生徒がその能力を活かすことを促す課程を導入し活動をするものとし、教育機関が生徒に対しその性別によって異なる扱いをすることは許されないと規定しています。小中学校は、毎学期、ジェンダー平等教育に関係する課程と活動を少なくとも4時間実施することに加えて、性暴力予防に関して、生徒たちは全ての学年で、毎年4時間かそれ以上の講座を受けなければならないことになっています。高校などでは最初の3年間に、ジェンダー平等教育をその課程に組み込まなければならないとされています。「台湾に学べ」です。</p>
148	男	40代	<p>性別、LGBT、に対して日本国としての意見、賛成、反対など支援方針や立場を明確にして欲しい。 それを規模大きく発信し続けて欲しい。</p>
149	女	60代	<p>2</p> <p>日本がジェンダーギャップ指数121位と世界から大きく立ち遅れている背景には、政治・経済分野での遅れが大きい。政治の分野においては、議員比率の低さは目に余りますが、立候補にかかる費用の大きさや、落選した時の没収金などが足を引っ張っていると思います。もっと低額にするか、なくす方向で。</p> <p>また、日本医科歯科大学のような入試の段階から、女性を排除するようなことは罰則規定を含んだ差別に対する法律が必要なのではないでしょうか。女性が人間として平等な立場で社会参画することが将来の日本にとって何より大切です。</p> <p>コロナ禍による10万円給付金の受取人を世帯主にしたことも「ナイロビ将来戦略」の「法律文書や家計調査において『世帯主』というような用語を廃止し、女性の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある。・・・政策決定の調査を含めた諸政策や立法の底に流れている家庭の維持者や世帯主を男性に限定・・・これを撤廃すべきである」趣旨にもそぐわないのではないのでしょうか。</p>
150	団体	団体	<p>4</p> <p>「2 社会情勢の現状及び情勢」にて、経済分野の主要な課題の例として、『女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること』が挙げられています。この点に加え、女性が活躍する上で基盤となる健康に対する支援や、当事者のヘルスリテラシーの不足についても、同じく非常に重要な課題であると考えます。全ての課題を同項で列挙できないことは理解致しますが、特に重要な課題については、冒頭に記載いただけるよう希望します。</p> <p>「第2部 政策編」の個別分野にて言及いただいておりますが、冒頭の第1部「2 社会情勢の現状及び情勢」「(2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」の項においても、性差を考慮に入れた、ライフステージ毎の健康支援の重要性について、記載すべきであると考えます。</p> <p>女性の方が平均寿命と健康寿命の差が大きい、要支援・要介護の状況にある人が多いこと</p>

				<p>が記載されています。老年期にいたる前のライフステージにおいても、女性が適切なヘルスリテラシーを持ち、健康管理を行うことは、健康寿命の延伸にとって非常に重要です。若年からの検診・健康相談・治療支援の拡充の必要性について、言及いただくことを希望します。</p>
151	団体	団体		<p>「2 社会情勢の現状及び情勢」「(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」において、女性に対する性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント、その背景にある人権の軽視、さらには、近年の ICT の進化や SNS などの広がりに伴う暴力の一層の多様化などが、課題として挙げられています。</p> <p>また、「(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症」では、新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、DV や性被害・性暴力など、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化していることについて触れられています。</p> <p>こういった問題の背景の一つとして、ジェンダー平等、リプロダクティブ・ヘルス、自身の体や健康を守るために必要な知識などに関する、思春期あるいは前思春期からの健康教育の不足があると考えます。教育の充実化について対策を取って行く旨、明記いただくことを希望します。</p>
152	女	60代	9	<p>新型コロナウイルス感染症対策について述べているが、2020年7月に設置された「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の15人の構成員のうち、女性は2名のみ(13%) (弁護士と公共政策分野の大学教員)。臨時構成員が3名いるが、女性は2名。新型コロナウイルス感染症対策に関するあらゆる意思決定過程への女性の参画を強化すること明記すべき。202030の目標からも遠くはなれている。また、エッセンシャルワーカーの人権を尊重することや、その多大な貢献に見合う待遇等の改善についても強調すべき。</p>
153	女	60代		<p>基本方針は、理想論でしかなく、現実には何の進歩も得られないと思います。具体的に、クオータ制を導入するなどの踏み込んだ政策が必要です。そうでなければ、真の男女平等は一步も進展することはないでしょう。男社会である日本を変えるためには、上からの断固とした決定が必要だと思います。</p>
154	団体	団体	1	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>男女共同参画社会基本法は前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としている。また、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としている。</p> <p>従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画冒頭ないし「基本的な方針」に明記すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。</p> <p>なお、素案の(4)には「男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」とあるが、女性活躍政策は経済成長への女性の活用策に偏重し、男女共同参画の本来の目的から逸脱しているため、併記すべきではない。必要なのは、ジェンダー主流化の視点の取り込みである。</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に合致させることが重要であり、その</p>

				<p>ために、「基本的な視点と取り組むべき事項等」は女性差別撤廃委員会の勧告（2016年3月）および「第9回日本定期報告への事前質問事項」（回答期限2021年3月）に対応した内容とすべきである。国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべきである。</p> <p>(2) ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すべきである。</p> <p>(3) 科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育の拡充が求められる。</p> <p>(4) 「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。</p> <p>(5) 保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記を求める。</p>
155	女	70代	1	<p>基本的な方針には入っておらず、第11分野 国際的な合意、国際的な視点などに限定はされていますが、遂にジェンダー、ジェンダー平等、ジェンダーの視点、ジェンダーの視点の主流化という用語が入ったことをまず評価します。主張された委員の方々、男女局の皆様へ感謝します。</p> <p>日本語で男女共同参画という用語が法律名であるために、これ以上の進化は難しいのかもしれませんが、国際的には理解しにくい、「男女共同参画」がジェンダーの視点の主流化に代わることを祈っています。</p>
156	女	40代	9	<p>9ページ ○の三つ目</p> <p>「また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させている。(…略…)。他方で、職種や業種等によってはテレワークが困難な場合もあることにも留意する必要がある。」のところ</p> <p>→職種・業種だけではなく、雇用形態の差によって健康リスクの格差が生じたこと（例えば妊娠中の派遣社員が感染リスクを恐れながら出社しなけりなかつたこと）などをふまえ、「他方で、職種や業種、雇用形態等によっては」と叙述していただきたい。</p>
157	女	40代	10	<p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項の最後が「(10) (1)～(9)の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。」で終わっているが、人材育成の教育や研修のことも含め、挙げられたすべての項目に関わってジェンダー統計が整備される必要性・重要性についての叙述がない。→(1)から(9)および、(10)で挙げられている人材育成の現状を正しく把握し、政策立案に活かすためにも、ジェンダー統計の整備・充実が必要であることを明記していただきたい。</p>
158	女	20代	7	<p>>このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、DV や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。</p> <p>とありますが、確かに家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであるこ</p>

				とはジェンダー規範から来るものであるかもしれませんが。しかし女性はジェンダーによって差別されているのではなくセックスによって差別されています。子供を産む機能がある身体的女性だから「妊娠出産で仕事に穴を開ける」と差別され、「孕ませてやる」などと暴力をふるわれるのです。身体的女性の体の特性として筋力がつきにくく弱いものであるから暴力を振るわれるのです。ジェンダーが先に来るものではありません。ジェンダーにしまえば自認が女性で体が男性の人も含まれます。それは違います。
159	女	20代	8	国連が言ってるから「ジェンダー平等」ではなくその意味をしっかりと議論してからその言葉を使っているのでしょうか。「男女平等」はいつから「ジェンダー平等」になりましたか。前項目でも述べた通り女性はジェンダーで差別されているではありません。「男女平等」に戻してください。
160	女	40代	6	男女共同参画基本計画の目指すべき社会に概ね同意します。ぜひこれを推進してほしいです。そのうえで1点、(1)～(4)まで男女と書かれているが、これは『すべての人』にできる限り変更していただき、ジェンダー平等という言葉を使用してください。 また、このページ以降も女性活躍という言葉も多用されているが、政権も変わると『女性活躍』も後退する可能性がある。ジェンダー平等と使えば、何ら問題なく、国際標準となると思う。
161	女	50代	2	『若い女性については、地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性も指摘されている。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっている。』 ⇒概ねその通りだと思いますが、地方においては、人口減少を食い止めるためには、住み続けることをく若い女性に選ばれる地域社会>でなければなりません。 意識改革を積極的に進め、結果として「若い女性に住み続けたいと思われ、選ばれる地域」になることが重要となっています。
162	女	50代	3	『男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることで、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。』 ⇒家事・育児・介護は、アウトソーシングする場合を除けば、家族との時間であり、本来は家族生活の豊かさと繋がるものです。現状は特定の、主に女性が担い、過重な労働と化して苦しいものになっています。 日本では、家族と過ごす時間の価値がとても低いと感じます。家族と過ごす時間が幸福な時になりうるものにしていけるような、支援や仕組みが必要です。特に育児は祝福される場面が多くあるはずなのに、過重な労働として呪わしいものになりがちです。豊かな時間

				<p>に変えていけるならば、女性だけではなく、その豊かさを男性もまた享受したいと思うはずで、そのような視点がほしいと思います。</p>
163	女	50代	3	<p>『現在、共働き家庭が全体の約7割となっている一方で、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることを示す調査結果もある。それ以外にも、アンコンシャス・バイアスの存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じるおそれも指摘15されている。上記のような働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁となっている。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであるとの指摘もあることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。』</p> <p>⇒固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに、働き方・暮らし方の改革の障壁（原因）を求めるのは、的を得ていないと考えます。</p> <p>主たる稼ぎ手が男性である、とするのは、賃金の格差を背景に男性が稼いだ方が家計にとって合理的だからです。出産・育児でキャリアが途絶える可能性が高い女性が、主たる稼ぎ手では、家庭の将来計画も難しいわけです。男女共同参画社会をめざすためには、賃金の格差を是正できる限り小さなものにする政策と、女性が出産育児で仕事を中断しても、復帰しやすい仕組みづくりが不可欠です。</p>
164	男	60代		<p>今回の第5次基本計画においては、残念ながら男性を対象にした具体的な男女共同参画施策が弱いように思います。国連やEU、さらに台湾や韓国など東アジアにおいても、男女共同参画を推進する上での「男性・男児」の役割は強調されており、それぞれ政策が進められています。日本政府においても、(1)男女共同参画の本格的な推進にあたって、男性・男児の「巻き込み」の重要性をもっと明確に強調すべきだと思います。(2)他方で、近年アメリカ合衆国などで問題化されているToxic Masculinity（有害な男性性）のように、ジェンダー平等に向かう社会に適応しきれないことから生じる男性がひきおこす社会病理現象が目立ち始めています。男性がかかえるジェンダー課題をきちんと把握し、それへの対応策を準備すべきです。その意味で第三次計画の「男性・子ども」分野で示された「男性相談」の展開を、地方自治体だけにまかせず政府としてもそれを推進・支援する方向を明確に示すべきではないでしょうか。</p>
165	女	60代		<p>* ジェンダー平等（不平等）の現状について、現状について、国際基準のジェンダーギャップ指数低下の分析検証がないこと。検証は大切です。</p> <p>* 「女性差別撤廃条約」実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を置くべきだと思う。</p> <p>* 女性への人権侵害に対して、独立した人権救済機関を設置すること。女性差別撤廃条約選択議定書を批准すること。</p> <p>政治経済の分野で男女共同参画が遅れたのは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みによると分析するが、男性中心の労働慣行や税・社会保障制度など社会システムに問題あり。クオータ制を取り入れたりのシステムづくりも必要</p>

			<p>頻発する大規模災害、世界規模の感染症の項目では、女性が7割を占める医療従事者、9割を占める介護労働者への影響が大きいことを追加すべき</p> <p>政策編では、格差、貧困に関与する部分の分析をもっとしっかりして、問題点を追及してほしい。</p>
166	団体	9	<p>「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」とある部分について、 これまで政府は「2020年までに指導的地位にいる人の3割を女性にする」こととしていたことに鑑み、 「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%とすることとしていたことについて、同数値目標未達となった要因等検証するとともに、その要因をクリアしていくための具体的施策をロードマップに落とし込み確実に実行していくことで、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」として、 赤字部分を追記することを求める」 「また、職位における男女差が縮小しつつあっても必ずしも処遇には反映されず、男女間賃金差の解消に結びついていないという指摘もあることから、「取組を進める。」に続けて「また、指導的地位に占める女性の割合を高めていくことと合わせて、その職位に見合った処遇改善も推進していく」と重ねての追記をお願いしたい」</p> <p>※参考 日経 20.7/30付 「「昇進」は改善も賃金格差 女性活躍どこまで進んだ」</p>
167	女	50代	8 <p>個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かさない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福感が低いといった状況になりかねない。⇒『個人にとっては…幸福感が低いといった状況』は、なりかねないのではなく、すでにあるものと考えます。現状がそうであって、女性にとって幸福感が低い国になっているという認識が妥当だと考えます。＜固定観念＞や＜偏見＞という表現も他で見られますが、偏見と言うよりは、現実的には＜差別＞に近いのではないのでしょうか。より一層の問題意識と、変革する緊急性を盛り込むことを望みます。</p>
168	女	50代	9 <p>『あらゆる年代の女性の支援や保護の視点が重要である。』 ⇒その通りだと考えます。専業主婦でやってきた老婦人が、稼ぎ手である息子から邪険にされて家に居場所がないなどの例を、身近で見ることがあります。あらゆる年代の女性に支援や保護が必要であると考えます。</p>
169	女	40代	<p>●家父長制度の明確な否定 終わった制度であり、歴史の短い男尊女卑制度であることの啓発。 強制的な同姓結婚や、嫁にもらう、家に入る、結婚は家同士のもの、男の子を産んで一人前、男は後継ぎ… 年長者に従うべき、女性、子供の所有物化</p>

				<p>基本的人権の観点から、間違っていた法律として、周知徹底して欲しい。</p> <p>政治家による肯定や回帰志向など、言語道断であり恥ずべきことと国としてまず、意識していただきたい。</p> <p>高齢世代にも浸透するよう、テレビを積極的に活用して欲しい。</p>
170	団体	団体		<p>女性の地位向上および女性問題の解決のためには、女性の社会参画促進の一方で、現状社会においていまだ主導権の多くを握ってきた(アンコンシャス・バイアスを含む)男性たちの意識と生活スタイルの根本的な改革が必須である。また、従来の固定的なジェンダー構造のもとで男性も様々な困難に直面している。これらに対応するためには、男性に焦点を当てた施策の充実が不可欠である。国際社会も、21世紀に入って以後、国連を軸にジェンダー平等の達成に向けた「男性・男子の役割」に注目し、EUなどにおいても社会調査を含めて「男性・男子の役割」をめぐって、さまざまな提言がなされている。</p> <p>ところが、今回示された第5次男女共同参画基本計画(素案)では、第3次計画以降設けられていた男性に焦点を当てた分野がなくなっているばかりか、各分野の基本認識においてさえも男性に焦点を当てた項目がほとんど見られない。男性に関していくつかの分野で共通して指摘されているのは男性の育児休業取得や子育て参加であるが、その重要性については述べられているものの、具体的な取組についてはあまり触れられていない。ジェンダー主流化の流れに鑑みれば、今次の基本計画は、あらゆる社会の領域における男女の関係性を変革していく総合的な男女共同参画政策から、むしろ女性政策という特殊政策へと後退している印象さえ受ける。</p> <p>性別に特化した記述がない項目や、「男女」と書かれているすべての項目には女性だけでなく男性も対象に含まれているという意図なのかもしれないが、国民や行政関係者の大半は、いまだに男女共同参画やジェンダー問題といえば女性の問題という意識が強いいため、明確に男性に働きかけて男性の変化を促す意図を書き込まなければ、結局は従来の男性のあり方を標準としみなして問い直すことのないまま、それに女性を近づけるだけのいびつな男女共同参画になりかねない。</p> <p>男女共同参画がより実質的かつ効果的に推進されるためにも、明確に男性に焦点を当てた項目の追加、ならびに記述の充実を要望する。特に、第3次基本計画と同様、国際基準にたって、「男性・男子」対象の男女共同参画の計画を、「見える化」することや、地方自治体ですでに進んでいる男性相談の政府による支援(相談員の育成支援等)は、重要な意味をもつと考えられる。</p>
171	女	70代	1	<p>第4次の計画にも「ジェンダー、ジェンダー平等、ジェンダーの視点、ジェンダーの視点の主流化という用語が入っていました。</p> <p>女性・平和・安全保障に関する1325の国内行動計画案の検討に当たって、どうしてもジェンダーの用語が入らず、日本語で代わりがないジェンダー主流化は入れられたことが有り、勘違いしておりました。</p>
172	女	60代	2.3	<p>日本のジェンダー・ギャップ指数は世界121位まで落ち込み、恥ずかしい限りです。素案で日本の推進状況が非常に遅れたものになっていると認めてはいるものの、近年の後退の状況に関する分析や検証がなされていません。</p> <p>現在のコロナ禍では、さらに女性の失業率の悪化など社会経済的弱者化がさらに進行して</p>

				<p>いるのが実態です。</p> <p>ジェンダー・ギャップ後退の真の分析無くして、男女共同参画の前進はおろか後退に歯止めをかけることすらできません。</p> <p>しっかりした分析と検証の追加記載を望みます。</p>
173	女	60代	1.2	<p>小学校・中学校の女性校長を増やすことで子ども達の性別役割分担意識を良く変えることが出来る。</p> <p>指導的地位に女性が占める割合が30%とあったが達成できなかった。</p> <p>社会の人々の意識を変えることは難しい。</p> <p>2018年OECD調査では、日本の小学校の女性校長の比率は23%、中学校は7%。30ヶ国中最下位で各国の平均は47%。</p> <p>低い原因は、家庭との両立が難しいとの分析。</p> <p>まずは働き方を改善しなくてはならない。教育に必要な行事とそうでないものを見直さなくてはならない。</p> <p>学校のリーダーである校長が女性になることで、子ども達の意識も保護者の意識もかわると思う。</p>
174	女	60代		<p>男女平等に関して、本気度が見えてこない。</p> <p>70年近く生きてきて、古い考えの男性たちがのさばっていて、女性の活躍どころか、自由な言動を抑えられていると感じることが未だに多すぎる。</p> <p>それは、海外を旅行していても痛感する。</p> <p>日本だけ、本気で取り組んでいないからだと思う。</p> <p>もう、そろそろ、目に見える進展が欲しい。</p>
175	女	70代	1	<p>★北京行動綱領、女性差別撤廃条約の一般勧告第17号、SDGsの目標5のターゲット5.4でも指摘され、新型コロナ女性への感染でも大きな問題となっている家事・育児・介護の「無償労働」の文言を基本計画に明記する。</p> <p>★無償のケア・家事労働の「認識・削減・再分配」(3R: Recognize, Reduce and Redistribute) (CSWやWomen 20の国際的文書で指摘)に言及する。</p> <p>★表記の問題 「子供」を「子ども」に変更。(参照:子どもの権利条約)</p>
176	女	60代	3	<p>男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事(ワーク)と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。</p> <p>とある部分は、特に、コロナ禍の中でこのことが顕著になっている。ケアワークが人生の中で大変重要な位置を占めることを改めに、確認していただき、ケアワークの労働の価値</p>

				を上げていただきたい。何よりも、ケアワークに関わる賃金をあげることが最優先されるべきであるとする。政府一体となって、進めていただきたい。
177	女	60代	3	計画全体に言えることであるが、男性も女性も表現を、男性も女性も「全ての人」を加えていただき、LGBTの人への配慮をした表現に変更すべきと考える。
178	女	60代		<p>女性のおかれた状況を分析されていますが、表面的にとらえただけに終わっている気がします。「アンコンシャス・バイアスが大きな障壁」であることは言うまでもありません。税制（配偶者控除）や社会保障（年金の第3号被保険者）が、固定的性役割分担を当然のものとして受け入れていることが女性にとって本当の意味での優遇措置ではないということにふれるべきです。配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人もいるのに、労働者として存在していない、つまり分析対象になっていないことに大きな疑問を感じます。</p> <p>また世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により96%の女性が姓を変更して男性の戸籍に入り「嫁」と呼ばれています。当然男性は戸籍筆頭者であり世帯主です。</p> <p>「戸籍筆頭者であり、世帯主である男性」と「男性の家に入った嫁」という男女には経済的な問題も含めて力関係が存在し、DV夫が「誰に食わしてもらっているのだ！」と妻を追い詰めるのはよくある話です。</p> <p>ジェンダー平等を進めるには、性別役割分業を是とする制度を見直していく必要があります。</p> <p>DVや虐待など、家庭が必ずしも女性や子どもにとって安全な場所ではない現実を直視し、家単位ではなくすべての個人にとって公平で安全な社会の在り方を模索すべきです。</p>
179	女	70代		男女の賃金格差の是正に力をそそいでほしい
180	女	40代		男女別姓。なぜできないのか説明がつかないと思う。
181	女	50代	1	<p>初めに第5次基本計画策定専門調査会の先生方においては、未曾有のコロナ禍にあつて真摯なご検討を頂いている事、心から感謝申し上げたい。不勉強ゆえの稚拙な部分はあるかと思われるが随時ご容赦願いたい。</p> <p>* 第1部 基本的な方針</p> <p>1「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の(1)と(4)を歓迎する。 その他、(2)においての提案⇒「男女とあらゆる性自認（ジェンダーアイデンティティ）が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」（変更部分⇒下線部のみの追加）</p> <p>2「社会情勢の現状及び課題」（7）「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」より</p>

			<p>「第5次計画を踏まえ～」の記述の修正案⇒「ゴール5を含むSDGs全体の達成に資する為にジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など全てのステークホルダーが連携して取組を進めるよう第5次計画を定める。本計画の遂行は国際社会に協調するという我が国の責務を果たし、延いてはSDGsにおける国際的取組の推進に貢献できるものと考えられる。」（変更部分⇒時系列の修正）</p> <p>3「5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」（1）「基本的な視点及び取り組むべき事項」より</p> <p>（1）持続可能な活力ある我が国～」の記述の修正案⇒男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値であることから、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を徹底して確保し施策に反映していく。それがSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも資する。また、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためにも若年世代を主体とした取組との連携も含め、SDGs達成のビジョンを視野に入れた次世代のリーダー育成とその支援も重要である。故にそれらを目的としたメッセージを打ち出していくことは長期的目標達成においても有用な視点といえる。（変更希望部分は下線部。次世代のリーダー育成については筆者の主観である。）</p>
182	女	50代	<p>9</p> <p>第5次男女共同参画 第1部 基本的な方針 3 （1）基本的な視点及び取り組むべき事項等 （2）「指導的地位に占める女性～」(p.9) について</p> <p>* 資料として「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」の一覧表を出すのではなく実際の達成状況を各分野で分析し、その結果を具体的な取り組むべきこととして第5次計画に反映すべきと考える。特に「女子差別撤廃条約」という用語の周知度では、策定時の数値34.8%（2012）の状態において成果目標が50%以上であったが最新値は34.7%（2019）とあり、7年間に数値が下がっている（p.135）。他にも下がっている数値がある。例えば「メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合」（p.131）である。策定時の数値60.7%（2013）の状態において成果目標100%であったが最新値は59.2%（2018）とあり、5年間に数値が下がっている。概ね他の数値が良好な結果を示しているだけに、これらマイナスの結果をみると目標値を設定してもどのような努力がなされていたのかと問わざるを得ない。特に現在のコロナ禍にあっては児童の自宅待機等の保護問題（誰が面倒をみるか等の社会的抑圧）や、事業所のみならずあらゆる場面でも社会連鎖的なメンタル問題の対応策は急務となってくると考えられる。</p> <p>翻って第5次計画素案では目標値を設定せず具体的な文言も認めることができない。これではどのような成果も推し量ることが難しいのではないかと。従って「取り組むべき事」の具体的な提案として次の5年後は「女子差別撤廃条約」の認知度を50%以上にあげ親しみやすいイメージとして男女問わずこの条約の名が定着する事を目標にチェック機能の設置を求めたい。メンタルヘルスケア対策に関しても同じく100%達成されるようマイナス要因の分析と法整備を求めたい。これらの道程が「指導的地位に占める女性の割合」を後押しし、10年後のパーセンテージを上昇させる社会に繋がることを期待する。</p>

				またジェンダーギャップ指数 121 位に歯止めをかけるべく、法令によるクォータ制の導入、女性差別撤廃条約・選択議定書の批准はこれらの目標達成に不可欠ではないかと考える。10 年後の SDGs 達成に向けこの点にフォーカスした短期、長期的対策に期待したい。
183	—	30 代	4	役員数が 1.9 倍となったのを成果のように記載しているが、実際は、全役員に占める女性の割合はたった 5.2%であり、課題として記載をすべき。 OECD 平均は 2015 年で 20%であり、諸外国と比べてかなり遅れていることをきちんを示すべき。
184	—	30 代	9	(2) 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%を目指す →とても曖昧な目標設定、きちんと目標を定めるべき
185	団体	団体		◇計画が日本国憲法、女性差別撤廃条約などの国際規範や国際合意に基づくものであり、その履行を明記すること。同条約や国連女性差別撤廃委員会の最終見解に示された勧告を全面実施し、ジェンダー平等社会をめざすことを明記すること。 ◇30%目標について、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」との記述は削除し、17 年かけて達成できなかった原因を深く分析して明記すること。 ◇政府が 2015 年に合意した「2030 年までに指導的立場の半分以上を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記すること。 ◇第 1 部で「社会情勢」が 10 頁中 7 頁を占めるのは異様である。「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とした男女共同参画社会基本法に基づき、どう実施するかを記述の中心にすること。
186	女	40 代	8	賃金格差をはじめ、女性差別が現存していることを明記したうえで、目ざすべきは、平等であり、男女共同参画問題は人権問題であることをはっきりとうたうべきです。
187	女	40 代	8	「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」とあるが、環境の整備の中に、自らの選択を尊重される法整備と教育の必要性をはっきりと明記していただきたい。
188	団体	団体		* 男女共同参画基本計画の改定は北京+25、またジェンダー平等がゴール5に規定されている持続可能な開発目標（SDGs）の目標期限まであと 10 年という節目の年にあって、今まで以上に野心的で、具体的なアクションを盛り込んだ計画が出来ることを期待します。 * 多様化する社会の中で、女性と男性の違いだけでは捉えきれない様々なジェンダーに基づく差別を撤廃することが、真の男女共同参画社会を形成する鍵となると思われることから、本計画においても、SOGI に関する課題を積極的に取り上げるべき時期に来ていると考えます。実際、地方公共団体においては、男女平等、男女共同参画にかかる計画の中で、幅広くジェンダーを捉え、SOGI に関する施策を打ち出しているところが増えてきています。SDGs 実施指針でも「ジェンダー平等」という言葉を使っているように、本基本計画においても、男女共同参画ではなく「ジェンダー平等」を使い、SOGI に関する施策を書き込んで下さい。（SOGI に関する法律・基本計画が出来る時限的措置でも良い）
189	団体	団体	1	* p1「目指すべき社会」に、SDGs、そして国際協調が掲げられていることを歓迎します。国際協調・国際貢献を、今後も本基本計画の中核に置いて下さい。

				<p>* p1-2 男女共同参画社会実現のために、国内のジェンダー政策においても、SDGs だけではなく、主要な国際会議の成果（国連人口開発会議、北京宣言・行動綱領、及びそのフォローアップ文書等）及び女性差別撤廃条約の勧告を着実に施策に反映、実行して行って下さい。</p>
190	団体	団体	8	<p>* p8 「SDGs の達成に向けた世界的な潮流」の中で、昨年 12 月に策定された SDGs 実施指針に、優先課題のひとつとして「ジェンダー平等の実現」が挙げられたことに触れてください。また、SDGs アクションプランの三本柱として「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が掲げられていることを受け、若者・女性の意思決定機関への参画につき具体的な施策と数値目標を盛り込んで下さい。</p>
191	女	50代		<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>第 11 分野 男女共同参画における国際的な協調及び貢献 では、イ 女性差別撤廃条約の積極的遵守とあげており、国連から数々の勧告も受けているところであるが、ここでは女性差別撤廃条約について、触れられていない。世界基準を目指すには、女性差別撤廃条約が基本であり、この点を明確に加えるべきと考える。そして、早期に選択議定書の締結を目指すべきである。</p> <p>(1) 基本的視点取り組むべき事項(2)について</p> <p>「202030」と目標を掲げても社会全体で十分共有されなかったとして、達成できていない状況で、指導的立場に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%となるよう目指す。というあいまいな目標設定をしたのでは、ポジティブ・アクションなどの取り組み強化につながらない。「可能な限り」は削除すべきであり、その上で、国際基準を踏まえた数値目標を明確にする示す必要がある。</p>
192	女	50代	1	<p>第 1 部 基本的な方針</p> <p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会の 15 行目</p> <p>○3 仕事と生活の調和が図られ、</p> <p>とありますが、その前に、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、を加筆し、</p> <p>○3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、として欲しいです。</p> <p>4次計画ではそのように表記されていました。</p> <p>単なる、仕事と生活の調和が図られ、だと、男性中心型労働慣行等はなくならないと思うからです。</p>
193	女	50代	1	<p>2 社会情勢の現状及び課題の 3 行目「2020 年までに、市道的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。」と書かれていますが、なぜ、社会全体で十分共有されなかったのか、の理由を明記すべきではないでしょうか？達成できなかったことについて、省みる文章がなく、達成出来なかったことを社会全体へ責任を転嫁しているようにしか感じられません。国の指導力不足など、責任を取る姿勢がなくてもいいのでしょうか。納得できない文章です。</p>

194	女	60代	1	<p>4つの目指すべき社会は以下の(4)を(1)に持ってきた方が良いのではないかと。残念ながらかなわなかった「指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標「2030(にいまるさんまる)」を実現させるためにも、最初に置かれて、全体を貫くようなデザインにした方が良い。</p> <p>(4) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</p>
195	女	60代	9	<p>「3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」として、以下のように考えるなら、監視専門調査会を復活させてはどうか。</p> <p>これまでの基本計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検は必ずしも十分であったとは言えない。このため、5次計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を充実させるとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要である。</p>
196	女	50代	5	<p>政治分野にて、「衆議院の女性議員比率は世界193か国中166位」とあるが、それより前の企業における女性役員の登用割合等で数字を示したのと同様に、議員比率についてもパーセンテージも載せるべき。国際社会の中での順位も重要だが、日本で割合が着実に増加しなければ意味がない。後日の検証には数字が不可欠である。</p>
197	女	70代	440 52	<p>(7)「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」の第4項目に、「国際社会と協調して我が国の責務を果たすことが、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献するためにも必須である」とある、また、次の「3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等について」の3項目に諸外国と比べて日本のジェンダー平等への取組がかなり遅れているとの認識が示されている。まさにその通りである。そこを突破するための鍵は、日本国が女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすることではないかと思う。基本計画の中に、「選択議定書の批准をすべきである」との文言を入れるべきだ。日本のジェンダー・ギャップは下から数えた方が早いという情けない状況と聞く。確かに未だに医学部受験での女子受験生への信じがたい差別などの事例が発覚したりする。第5次計画策定にあたっては、美辞麗句は一切いらぬ。それよりも先ず、具体的に、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するとの文言を入れて下さい。本当に男女共同参画を目指すのなら、この批准から始めて下さい。</p>
198	女	60代	1	<p>日本のジェンダーギャップ指数は、2006年は115か国中80位、2010年は104位、現在は153か国中121位と下がり続けている背景、要因をしっかりと分析し、具体的な対策を示す事。</p> <p>202030が何故未達成だったのかについても、しっかりと背景を分析し、達成の為に必要な具体的な施策を明示する事。</p>
199	男	30代	9	<p>「性的指向・性自認に関する事については、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とあるのに賛成します。基本的人権の観点からも、多様性の尊重やいわゆる性的マイノリティへの配慮は重要です。</p>

200	団体	団体	13	「本計画期間内に成果目標を着実に達成するとともに、指導的地位にしめる女性の割合についてモニタリングを充実させるなど、取り組みを強化する。」←意見：モニタリングを充実させるというあいまいな表現では達成は困難である。達成目標に達さなかった分野における原因と解決方法を毎年報告させ、公表していかなければならない。意見の根拠等：日本の場合、SDGsの指標で男女別集計報告をしていない項目が多すぎて、国際比較も不十分である。モニタリングは国際比較を重要な指標ととらえてSDGsの指標についても、第5次基本計画中にすべてのデータが提供できるようにすべきである。そうしてこそモニタリングを充実させることになる。
201	女	40代		男女共同参画は、世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で121位と大変低い日本において、今こそ真剣に推し進めるべき分野であり、支持します
202	男	40代		多様なジェンダーを認め、ジェンダーに基づく差別を撤廃することが男女共同参画社会に必要と考えます。 多様性を認める社会の実現のために、ジェンダー平等の視点からも、抜本的な政策の立案をお願いしたいです。
203	女	60代		家業は建築板金を営んでいます。 主人と私 二人で頑張っています。私は主に経理担当ですが 時に現場で主人のお手伝いをする事もあります。 お互い力を合わせ協力し合いながら 家業を守っています。 主人無しでは無理です。もちろん私無しでも無理です。 殆どの個人事業者皆同じです。 こんな小さな所でも 男性、女性 お互い出来る所を助け合い ながら頑張っているのに まだまだ女性はという偏見を持って 対応しているところ. . . . たとえば 議員選びも その一つです。優れた女性は 沢山います。 何をやってるかわからない男性議員。私の周りには一杯います。 職場でも 差別があつたりします。 一生懸命働きたいのに 成果を出したいのに、女性だからといって

			<p>チャンスをくれないとか。</p> <p>本来 もしかしたら火事場の底力を出せるのは 女性かもしれないと思ってます。</p> <p>何故なら 男性には出来ようのない子供を生むことが出来るからです。</p>
204	男	50代	<p>【第1部 基本的な方針と第2部の第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進について】</p> <p>第1部 基本的な方針 2 社会情勢の現状及び課題 (4) AIなどの技術進歩(第4次産業革命)の三つ目の項目に「AIの情報リソースとなる蓄積された過去のデータやアルゴリズム(コンピュータによる計算方法)にバイアスが含まれている場合があることを開発者と利用者の双方が認識する必要がある」「バイアスを改善することが重要である」とされてはいるものの</p> <p>第2部の第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進【基本認識】においても「性別による心身の違いやニーズ、加齢に伴う変化など、性差を考慮した研究・技術開発が求められる」や 2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 (1) 施策の基本的方向におきましても「○ これまでの男性の視点で行われてきた研究・開発プロセスを見直し、男女の心身の違いやニーズを踏まえ、性差を考慮した研究・技術開発を求め」や、その(2)具体的な取組におきましても「性差を考慮した研究・技術開発を実施することにより、男女の心身の違いやニーズに応じた研究成果を社会へ還元する取組を促す」とありますようにジェンダーをベースにした考え方を盛り込んでしまっていると思われる傾向があり、懸念しております。男女におきまして身体の違いをわきまえるのはわかるのですが“心”に性別があるとすればそれがジェンダーの囚われであることは往々にしてあるからです。</p> <p>よって、あらゆる研究および製造現場における安全確認書のごとく“ジェンダーの囚われによるアンコンシャス・バイアスが反映されてしまうことのないような文言”を盛り込んでおく必要があるのではないかと考えます。なぜなら、AI開発に関わる方々といえどもジェンダーに囚われた観念から脱却されているとは限らず、ジェンダーベースなモジュールをロボットに落とし込んでしまわないとも限らないからです。また、何の作業においてもそのつどチェックする過程が必要とも考えるからであります。</p> <p>盛り込むべき文言とは『ジェンダー(男らしさ・女らしさ)に囚われない』であり、随所に明記することが必須ではないかと考えます。</p>
205	団体	団体	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会(P1)に以下の文言と項目追加をしていただきたい。</p> <p>(3)男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実</p>

				<p>した職業生活その他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会。</p> <p>理由＝今年の白書により、ワーク・ライフ・バランスの現状は、男性中心労働慣行に根差したものであることが明らかとなった。それにもかかわらず第4次に明記されていた「男性中心型労働慣行等の変革」が抜けたことに、驚きを禁じ得ない。</p> <p>(5) 無意識な伝統的価値観、ジェンダー・バイアスから解放された社会</p> <p>理由＝明治憲法に規定されていた家(父)長制度の名残ともいえる、世帯中心の行政措置もその1例。—コロナ対策の10万円給付金の配布が基本「受給権者は、その者の属する世帯の世帯主」で、個人ではなく世帯主の口座に振り込まれた。など、選択的夫婦別氏制度への反対もその例。</p>
206	団体	団体	8	<p>3. 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」(P8)に以下を追加、</p> <p>○アンコンシャス・バイアス(特にジェンダー・バイアス)が、法律制度の中にも、また世帯を中心に扱おうとする社会的慣習の中にも、或いは家事・育児は女性の役割を当然とする個人的習慣の中にも、あらゆる場面に存在して、性別格差をもたらす原因となっている事例が少なくない。これが日本における性別格差解消の妨げとなっている現状から、幅広く事例を調査し、対策を進める必要がある。</p>
207	団体	団体	1	<p>2 社会情勢の現状及び課題について2030年までに完全なジェンダー平等(50-50 フィフティ・フィフティ)の実現を目指すSDGsの採択にあたって日本は賛成票を投じた。その目標年まであと10年。2030年までに男女50-50実現をめざす「203050は、日本政府の世界的公約」といえよう。「あらゆる分野のあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること」を目指す「203050の実現」にむけて、現・第4次基本計画よりさらに踏み込んで、強力で効果的な第5次男女共同参画基本計画を策定すべきである。」</p>
208	女	50代	2	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>2ページの7行目に「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」と出てきますが、無意識の思い込み、という表記ではなく、無意識の偏見として欲しいです。</p> <p>男女共同参画局の「共同参画」2017年(平成29年)8月号、にも『無意識の偏見』と表記されています。</p> <p>また、内閣府 仕事と生活の調和推進室 「カエル! ジャパン通信」Vol.113 2018年10月9日 にも『無意識の偏見』と出てきます。</p> <p>男女共同参画局の「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言(平成30年度版)の内容でも『無意識の偏見』と出てきます。</p> <p>同じ男女共同参画局が出しているものが全部『無意識の偏見』と出しているのに(わたしが見る限り)、第5次基本計画だけを『無意識の思い込み』とするのは、不可思議でなりません。どういう意図があり、『無意識の思い込み』と使うのか説明をお願いします。これを『無意識の偏見』ではなく、『無意識の思い込み』と忖度して言葉を変えること自体が『無意識の偏見』を助長させるものではないでしょうか。</p>
209	女	50代	2	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題 2ページめの6行目「女性の採用から」と表記があるが、採用差別があることも明記して欲しい。非正規労働者の処遇への言及もして欲しい。</p>

				<p>一昨年、医学部入試で女性差別が行われていたことがわかりました。女性医師の数は年々増加し、いま、2割を超えています。しかし、その割合は先進諸国では最も低くなっています。女性の進出を阻む理由として指摘されているのが、日本の医療現場が抱える構造的な問題です。医学部を卒業し臨床研修を終えた直後の若い世代では就業率はおよそ95%と男性とほぼ同じです。しかし20代後半から30代後半にかけて女性医師の就業率は下がります。その大きな理由は、ほかの職場と同じように出産や子育てです。さらに、過酷な「長時間労働」がよりいっそう仕事との両立を難しくしています。採用差別をなくすには、長時間労働をなくすこと、これが女性のみならず誰も働きやすい環境になることと通じます。女性の採用差別をなくすことが、性別によらず働きやすい労働環境を作ることになると考えます。</p>
210	女	30代	9	<p>男女共同参画は第二次安倍政権では一定の効果はあったものの、管理職の30%を女性にする、公務員をパリティにするなどの本気度がイマイチ見えませんでした。目標や啓発をいくら繰り返しても効果がないのならば、いっそ法律にしてもらえませんか？目標を達成するための本気度がとにかく低く、私たちの危機感が共有できていないように感じます。</p>
211	女	30代	3	<p>日本人女性は「子供を産め」というプレッシャーをかけられるわりには、結婚という高いハードルを越えなければ子供を産むことができないように思います。日本男性は結婚＝妻子を養うというプレッシャーを感じる人が多く、結婚に踏み出す自信がない人がとても多いです。そのような男性を待っている間に出産適齢期がすぎる女性を私も含めてたくさん知っています。少子化をなんとかしたいと国として本気で思うならば伝統的な結婚というプロセスを踏めなくても子供が産めたり、結婚というプロセスなく生まれた子供が安心して育てるようにしてほしいです。</p>
212	女	60代	8	<p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等の以下の部分で、ジェンダー平等に向けたどんな取組によって諸外国では効果的に進めることができたのかが、もう少し具体的にわかると良い。</p> <p>○ 諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、国際的に大きく差を拡げられている。諸外国の水準を目指し、我が国の未来を明るくするためにはより一層の強力な取組が必要である。</p>
213	団体	団体	1	<p>政府が掲げてきた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成が不可能になった理由の検証、分析を行うべきである。</p> <p>第1部2(p1)には、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」との記述があるが、その理由と政府の施策として不十分だった点を示し、改善すべき点を明示すべきである。資料として「第4次男女共同参画基本計画の達成状況」があるが(p131)、主な施策の到達数値の列挙にとどまっている。各分野で達成度に差があることから、各分野での成果目標を達成できた理由、できなかった理由を分析、検証すべきである。</p> <p>また、「指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早い時期に、30%程度となるよう目指して取組を進める」(p9)とあるが、時期があいまいであるため、時期を明示した具体的な目標を掲げるべきである。</p>

214	団体	団体	2	<p>日本の男女共同参画の推進状況が非常に遅れたものとなっている要因として、2018年に発覚した医学部入試での女性差別を書き込むべきである。</p> <p>医学部の入試で男女を別に取り扱う理由はなく、憲法の平等原則（14条）に反する事態であり、明らかに男女の共同参画を遅らせている要因である。よって上記の変更を求める。</p>
215	団体	団体	4	<p>「M字カーブは確実に解消に向かっている」とあるが、男女共同参画白書令和2年版（p106）によれば、女性では、25～34歳の労働者の4割、35～44歳の労働者の5割が非正規であり、M字カーブの解消は女性の非正規労働者の増加によるものと考えられる。女性の非正規労働者の増加は、男性非正規労働者ひいては正規労働者の賃金切り下げにもつながり、問題である。単にM字カーブの解消のみをもって肯定的に評価するのではなく、その内容を分析し、正規労働者の増加によるM字カーブの解消を目指すべきである。</p>
216	団体	団体	8	<p>「3 第5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」（p8）においては、テレワークであっても、業務時間中に育児や介護を行うのは困難であることに留意すべきと明記すべきである。家庭内で仕事ができるとしても、業務時間内に家事や育児、介護を行わなければならないとすれば、職種・業種にかかわらず仕事の効率が下がり、結果として労働時間が長くなり、負担増となる。たとえば、常に幼い子供が走り回り、親に話しかけ、泣きわめくこともある環境で、仕事をすることはほぼ不可能である。新型コロナウイルスの拡大による学校や保育園の休校や休園、介護サービスの休業などにより、テレワークせざるを得なくなった女性は、仕事に加えて家事・育児の負担がのしかかり、通常時よりもさらに過酷な状況におかれることとなった。これにより心身の健康を害する例も報告されている。したがって、テレワークのために、家庭での育児や介護の負担が重くなることは避けなければならない、上記の変更を求める。</p>
217	女	50代		<p>ぜひ選択的夫婦別姓を進めていただきたいです。</p>
218	女	70代	9	<p>【 】内を追加</p> <p>新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の【ジェンダー不平等な制度や】固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸問題を一層顕在化させ【特にひとり親世帯などに大きな困窮をもたらし】ている。</p>
219	女	50代	7	<p>社会情勢の現状及び課題に、「頻発する大規模災害および世界規模の感染症」を含めたこと、「非常時に、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化する」ことを明記したことは重要です。</p> <p>その対策として、「平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含める」ことは必要ですが、「非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないよう配慮が求められる」、「女性に負担等が集中することがないようにしていく」などは、実効性を欠いていると言わざるをえません。</p> <p>日本がリーダーシップをとった「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（2012年第56回CSW決議）に明記されているように、災害は「ジェンダー不平等、男女の固定的性別役割、女性に対する差別により、適切な情報、経済的機会への</p>

			<p>平等なアクセスの不足、貧困と社会的排除、安全[の欠如]、異なる家族責任等、関連するリスクや脆弱性に異なる影響」を及ぼします。第58回CSW決議でも、同様な点が指摘されています。</p> <p>「男女共同参画の視点を含める」や「男女共同参画を推進する」などのあいまいな表現ではなく、平等な社会を構築すること、そのために社会、経済、文化的な差別を根絶することが必要であることを明記してください。「配慮」ではなく、社会経済制度や意識の改革が必要です。平常時から存在する、女性の経済的基盤の弱さ、社会的地位の低さ、性差別に起因する行動規範など社会構造的な要因が複雑にからみあって作用して女性に負担が集中したり、困難が深刻化するのです。「配慮」は必要ですが、根本的な問題、社会的要因へのはたらきかけなくして解決しません。賃金格差や雇用上の差別、税制や社会保障制度の改革、ジェンダー規範の変革など、性差別根絶に向けた取組が必要です。</p> <p>また、第56回決議に明記されているように、「防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において、女性・女児がすべての人権を完全に享受できるよう確保する」、「災害救援への平等なアクセスを保障」、「性やジェンダーに基づく暴力や人身取引…様々な形態の搾取の予防」、「平等な経済的機会を保障する」「正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除く」「雇用機会を促進する」必要性を明記してください。同様の記載は第8分野にも必要です。</p>
220	女	60代	<p>1</p> <p>男女共同参画社会基本法は前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としている。また、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現すること」としている。</p> <p>従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画冒頭ないし「基本的な方針」に明記すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。</p> <p>なお、素案の(4)には「男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」とあるが、女性活躍政策は経済成長への女性の活用策に偏重し、男女共同参画の本来の目的から逸脱しているため、併記すべきではない。必要なのは、ジェンダー主流化の視点の取り込みである。</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に合致させることが重要であり、そのために、「基本的な視点と取り組むべき事項等」は女性差別撤廃委員会の勧告（2016年3月）および「第9回日本定期報告への事前質問事項」（回答期限2021年3月）に対応した内容とすべきである。国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的な行動を明示すべきである。</p> <p>1. 国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべきである。</p>

				<p>2. ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILO ハラスメント禁止条約」批准を明記すべきである。</p> <p>3. 科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育の拡充が求められる。</p> <p>4. 「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。</p> <p>5. 保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備の明記を求める。</p>
221	男	50代		<p>・女性に対する暴力根絶への問題意識の項目については、まったくその通りです。被害を告発した女性に対して、SNSなどで誹謗中傷を書き込むなどの暴力も看過できません。</p> <p>・女性に対する暴力の背景として挙げられていること以外に、男の子の育てられ方に問題があると思います。それはひとつの家族の問題というより、日本全体の問題として歪んだ子育て環境が蔓延していることと関係しています。子どもの身の回りの世話をするのは多くの場合、母親です。男子は、母親（女性）が面倒な世話係をして当たり前と思うようになります。そういった固定的な役割分担を家庭で見て育つことで、アンコンシャス・バイアスは10代までですっかり固まってしまうと言えます。</p> <p>・小さい頃から男女平等意識を持てるように教育する必要があります。父親がしっかり子育て・家事の役割を果たし、その姿を子どもに見せることです。育児・家事は女性の役割という歪んだ差別意識が植え付けられることを回避できると思います。</p> <p>・家庭で面前DVを受けてたり、虐待を受けたり、コミュニケーション不全の親の下で育った子どもは男女とも、他者や自分に対して暴力を振るってしまい、容易に暴力の連鎖から脱出できません。新たな暴力や犯罪を犯す場合も少なくありません。暴力のない対等な人間関係は改めてカウンセリングやグループワークなどを通して学ぶ必要があると思います。それを民間が担うことには限界があるため、社会的な問題として公的機関がカウンセリングやグループワークなど、定期的なコミュニケーショントレーニングの場を提供してほしいと思います。暴力の連鎖は社会の責任としてなくしていかなければなりません。</p>
222	女	70代	10	<p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 (項目の追加) (11)男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備が必要</p>
223	団体	団体	1	<p>女性のおかれた状況を分析しているものの、表面的に思われます。とくに、「アンコンシャス・バイアスが大きな障壁」であると共に、税制（配偶者控除）や社会保障（年金の第3号被保険者）が、固定的性役割分担、実態を規定していることにもふれるべきです。配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人もいるのに、労働者として存在していない、つまり分析対象になっていないことは大きな問題ではないでしょうか。</p>
224	団体	団体	9	<p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 「2 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」とあるが、これまでの30%達成目標時期をさらに先送りしている。30%達成時期を「第5次男女共同参画計画期間中」と明確に記述したうえで、達成後の目標値についても記述するべきではないか。</p>

			<p>【全体に対して】</p> <p>1. SDGsの実現のためには、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントが不可欠である。そのためには、「第3次男女共同参画基本計画」に掲げられていた「男女平等社会の実現」をあらためて明記するべきでないか。</p> <p>2. 「第4次男女共同参画基本計画」では、「男性中心型労働慣行等の変革」と記述されていたが、「第5次男女共同参画基本計画」では、「多様な働き方」という記述に変更されている。長時間労働の問題を個人の努力に置き換えるのではなく、この問題を直視した記述とすべきではないか。</p>
225	女	40代	<p>男女共同参画という基本的な方針に賛成です。</p> <p>それが、人口減少＝労働力減少への対策として、女性を労働力として活用するという視点に偏ることなく、女性も男性も、ともに自己実現を妨げられることなく、社会に貢献できるような仕組みに繋がっていくことを強く希望します。</p>
226	女	50代	<p>1、「基本的方針 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」は、「目指すべき社会」の記述であるから、基本法第2条の擁護の定義ではなく、第1条冒頭の「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること」とすべきである。</p> <p>2、「社会情勢の現状と課題」の筆頭を「人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加」、2番目を「人生100年社会」とするのは問題設定に疑問がある。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数121位が示すように、女性のあらゆる分野での参画の遅れ自体が「現状と課題」であって、人口減少も未婚・単身の増加もジェンダー平等そのものの課題ではない。フランスのようにジェンダー平等の推進により「未婚・事実婚での出産」を通じた「人口減少の食い止め」を達成しつつある国もある。素案第1部の書き方は、人口が減って高齢化も進んでいるので、女性の労働力率を上げて経済規模を維持しようという意図が明確に表明されているが、女性を経済成長のための手段と位置付けるもので賛同できない。ジェンダー平等で女性の労働力率が上昇することに経済効果があることは認めるし、経済界にとってはそのような記述が重要だろうが、本計画の第1の目的は経済発展ではなく「人権の尊重」と「豊で活力ある社会の実現」であろう。</p> <p>3、性別役割分業などの「アンコンシャス・バイアス」の問題点がたびたび強調されており、重要な論点である。しかし、「制度が先か」「意識が先か」の狭い枠組みのなかで「意識が変わらなければどうしようもない」と、責任を国民の意識に押し付けているようにも受け取れる。朝日新聞の記事（9月6日付アサヒコム）によると、ジェンダー平等の先進国として知られるノルウェーの男女平等大臣（当時）は「人々の意識を2歩、先取りした制度をつくる。すると人々の意識が変わる。そしてまた2歩先の制度をつくる。その繰り返し。決して5歩や10歩先ではなくて、2歩先がポイントなのです」述べている。本素案では、制度が人々の意識の「後ろをついていこう」としているように感じられる。国の基本計画であるからこそ、「2歩先」を記述するべきである。</p>

227	団体	団体		基本計画の中に女性差別撤廃条約への言及が全くないのはおかしい。 「女性差別撤廃条約の遵守」を基本計画の最初に入れるべきである。
228	団体	団体		「女性差別撤廃条約の遵守」を基本計画の基本に入れた上で「選択議定書の批准を行うこと」を目標に入れるべきである。
229	団体	団体	9	<p>。2020年度の活動目標ではSDGsの理念及び2018年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の理念を達成するため、○政党内の決定機関ならびに議会の50%を女性にするよう要請すること○あらゆる政策決定の場で一方の性が40%を下回らないとの考え方の共有を進めること○女性ゼロ議会をなくすための活動に取り組むことなどを掲げている。このような観点から見ると、今回示された5次計画は全く不十分である。</p> <p>●4次計画をどのように総括するのか、日本の立ち遅れの現状のみで、そのことの原因、理由についての分析が書かれていない。同様に、「202030」として推進してきた目標が達成できなかったことについて、明確に示しておらず、その分析がない。総括したうえで次の計画につなげるのは、計画行政として当然のことで、きちんとした分析をした上で、だから5次計画では、この点に注力する、という計画を立てるべきである。2020年3月に、女性差別撤廃委員会は、日本政府への「第9回日本定期報告への事前質問事項」において、para.7「男女間の事実上の平等を加速するために第4次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報」「条約第4条第1項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）に従い、法令によるクオータ制を採用する取り組み」「第5次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく」求めているが、これにも応じられないことを示している。</p> <p>●目標数値を明確に示すべきである。これでは、目標になりえない。世界目標は、2030年に50%なのだから。世界に遅れた状態から着実に追いつくには、これまでの轍を踏まない必要がある。国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（1990年）の世界目標である「202030」を日本が政府の目標としたのは13年後の2003年で、男女共同参画基本計画に明記したのは、更に遅く20年後の第3次基本計画だった。2015年に更新された世界目標「203050」を着実に達成するには、今回の5次計画に数値目標を明確に掲げることは必須である。</p>
230	女	30代	1	<p>北京行動綱領、女性差別撤廃条約の一般勧告第17号、SDGsの目標5のターゲット5.4でも指摘され、新型コロナ女性への感染でも大きな問題となっている家事・育児・介護の「無償労働」の文言を基本計画に明記してください。</p> <p>無償のケア・家事労働の「認識・削減・再分配」（3R: Recognize, Reduce and Redistribute）（CSWやWomen 20の国際的文書で指摘）に言及してください。</p>
231	男	30代		<p>これまでの男女共同参画や女性活躍の視点から、SDGs達成に貢献する意気込みなどが感じられることを歓迎いたします。一方、「基本的な方針」には、女性差別撤廃条約へどのように対応するしていくか指針を入れる必要があります。そのため方針の中に「女性差別撤廃委員会から出されている勧告に対する状況改善に積極的に取り組む」という文言が必要だと考えます。女性差別撤廃委員会との関係性は、第11分野の国際協調の文脈でとらえられていますが、基本的な方針でも適正に取り上げられるべきです。</p>

				<p>細分化されたジェンダー統計が必要であるという認識をもっていらっしゃることは、素案の各所から読み取ることができ歓迎します。一方で、「ジェンダー統計」という言葉は第11分野のみの記載となっています。ジェンダー統計は国際協調の文脈に必要なだけでなく、日本国内の状況改善のために必要不可欠です。特に交差性（外国にルーツがある方、障害者等）のある方々の細分化されたデータが不足しています。データ収集の基本設定として、ジェンダーや交差性に十分配慮して細分化された収集方法を徹底すべきです。エビデンスに基づく政策を促すためにも、細分化されたジェンダー統計の重要性は、基本的な方針でも述べられるべきだと考えます。</p>
232	女	20代		<p>・選択制夫婦別姓 望まぬ改姓をやめてください。 夫婦同姓を希望する方、夫婦別姓を希望する方、それぞれが生きやすい世の中にしてください。</p>
233	女	10代以下	9	<p>私たちは女子高校生に向けてジェンダーに関するアンケートを実施しました。今年は700人以上の女子高校生から回答をもらい、その結果を含め私たち女子高校生9人が感じているジェンダー差別や不平等について社会をよりよくするための意見を提出します。</p> <p>第一部基本的な方針について：第4次の達成状況を見ました。112件中達成できたものが20件、不明なものが8件、達成できなかったものが84件もありました。第5次では、「あらゆる分野」「あらゆるレベル」「あらゆる施策」「あらゆる年代の女性の支援」など何度も「あらゆる」が出てきます。でも第4次の達成できた項目とその数値を見ると、「あらゆる」は難しいのではないかと思います。的を絞って、女性や弱い人にとって生活しやすい社会になるような目標を立てて、期限を切って、わかりやすい言葉で何をするのかを書き実施してほしいと思います。そして、私たち若い世代への行動に重点的に取り組んでもらいたいです。おばあさんやおじいさんの世代の人の気持ちはなかなか変わらないと思います。これから女性がジェンダーバイアスを感じなくて済むような教育や政府CMに力を入れてほしいと思います。修正してほしいところです。</p> <p>下から5行目 修正案：若い世代を主体とした取り組みとの連携をし、次世代に向けたメッセージを打ち出す。</p> <p>理由：アンケート結果では、管理職における女性の割合が増えない理由で「女性は機会が与えられないから」が、49%もありました。非難される、も47%ありました。私は、外国のように法律として国会議員など全体の何割かは女性を入れなければならないとして、女性の立場が上になってもたたかれたりしない社会にすればよいのではないかと思います。男性の育休の取得率も法律で決まりを作れば、家事や子育てに時間をさけるのではないかと思います。大学生と高校生の調査結果を比べると「女の子だから」というのは女子高校生までは「感じたことがない」が多いけど、それより上の世代は、いろいろな場面で不公平を感じていることがわかります。私は今、高校生なので、そんな社会は嫌です。学校教育やその他の教育で、高校を出るとそういうことがあること、それに対してどうしたらよいか、を学ぶ機会があれば、社会に出た時に活かせると思います。</p>
234	女	10代	9	<p>私たちは女子高校生に向けてジェンダーに関するアンケートを実施しました。今年は700人以上の女子高校生から回答をもらい、その結果を含め私たち女子高校生9人が感じている</p>

		以下		<p>るジェンダー差別や不平等について社会をよりよくするための意見を提出します。</p> <p>第一部基本的な方針について：第4次の達成状況を見ました。112件中達成できたものが20件、不明なものが8件、達成できなかったものが84件もありました。第5次では、「あらゆる分野」「あらゆるレベル」「あらゆる施策」「あらゆる年代の女性の支援」など何度も「あらゆる」が出てきます。でも第4次の達成できた項目とその数値を見ると、「あらゆる」は難しいのではないかと思います。的を絞って、女性や弱い人にとって生活しやすい社会になるような目標を立てて、期限を切って、わかりやすい言葉で何をするのかを書き実施してほしいと思います。そして、私たち若い世代への行動に重点的に取り組んでもらいたいです。おばあさんやおじいさんの世代の人の気持ちはなかなか変わらないと思います。これから女性がジェンダーバイアスを感じなくて済むような教育や政府CMに力を入れてほしいと思います。修正してほしいところです。</p> <p>下から3行目 修正案：指導的地位に占める女性の割合が2025年に30%以上になるよう取り組みを進める。</p> <p>理由：アンケート結果では、管理職における女性の割合が増えない理由で「女性は機会が与えられないから」が、49%もありました。非難される、も47%ありました。私は、外国のように法律として国会議員など全体の何割かは女性を入れなければならないとして、女性の立場が上になってもたたかれたりしない社会にすればよいのではないかと思います。男性の育休の取得率も法律で決まりを作れば、家事や子育てに時間をさけるのではないかと思います。大学生と高校生の調査結果を比べると「女の子だから」というのは女子高校生までは「感じたことがない」が多いけど、それより上の世代は、いろいろな場面で不公平を感じていることがわかります。私は今、高校生なので、そんな社会は嫌です。学校教育やその他の教育で、高校を出るとそういうことがあること、それに対してどうしたらよいか、を学ぶ機会があれば、社会に出た時に活かせると思います。</p>
235	女	30代	8	<p>「ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める」とあるが、</p> <p>SDGsの達成のためには、ジェンダー平等の視点をあらゆる施策に反映しなくてはならないのに、なぜ、男女共同参画の基本的な方針に、ジェンダー平等の視点が貫かれていないのか。男女に限らず、SOGIの観点からセクシュアルマイノリティの位置付けも必要ではないのか。</p>
236	女	70代	1~9	<p>税制や社会保障が固定的性役割分担、実態を規定していることに触れて下さい。性役割分担思想は払拭されません。配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人もいるのに、労働者として統計にも入っていない。様々な分析の対象になってないことは、問題です。ここをまず、解消する提起を行ってください。</p>
237	女	70代		<p>ジェンダー平等の現状について、国際基準でのジェンダーギャップ指数が低下していることは、男女共同参画推進が向上していないことの表れなのに、その検証や分析がない。これでは前へ進めないのではないか</p>
238	女	70代	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき社会」に、北京行動綱領、女性差別撤廃条約、SDGsを掲げるべき。 ・男女共同参画から女性活躍に重点を移すのではなく、人権の視点からの「ジェンダー平等」に取り組む（「ジェンダー平等」の文言を使っているのは評価できる）。

239	女	50代	<p>第1部の基本的な方針について、以下の点を明確にすべきであると考えます。</p> <p>(1)2020年に女性の指導的立場の割合30%が達成出来なかった原因を精査し、今後の具体的な目標を提示してください。</p> <p>(2)日本でさらにジェンダー主流化を推進するために、男女共同参画局の予算を増やすなど、ジェンダー予算の確立をしてください。</p> <p>(3)女性差別撤廃条約選択議定書の批准について明記してください。</p> <p>(4)「子供」という表記を「子ども」に変更してください。教育界では「子ども」としています。</p> <p>以上、4点を意見として提出します。</p>
240	女	80代以上	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>以下の点について追記を望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5次計画の優先課題となる提示されている4つはどのような根拠により選ばれたのか説明が欲しい。 ・「計画」の改訂に当たってはそれ以前の計画実施・成果等の総括が必要。日本におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント状況及び政策の立ち遅れの原因・理由の分析や達成状況についての評価に基づいて、効果的で説得力のある次期計画を作ることができると思われる。
241	女	80代以上	<p>2. 社会情勢の現状及び課題</p> <p>(7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「骨子案」(令和2年7月)第2部政策編 第11分野(p.9、第3パラ)にSDGsについて誤解を招くような記述が見られるので、以下のように修正します。 <p>「SDGsは各国において達成されるべき目標として国際合意された文書で、我が国にとって5次計画は2030年の目標達成に向けて現状と課題を精査し、効果的な実施を目指すための重要な枠組みとなる。ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して一層の取り組みを進めることにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たすことができる。」</p>
242	団体	団体	<p>5~8</p> <p>法・制度の整備として「政治分野における男女共同参画推進法」が議員立法で成立したことにより、第5次計画の中にしっかりと位置づけられ、この法の主旨に即した成果の実現は図られることを当会としても喜ばしい事と受けとめています。当会は法の成立に努めてきた「クオータ制を推進する会」に参画して活動しています。この法の目的が活かされ、諸政策が実施にされることによって政治の場で男女平等の実現が図られることを強く願っています。</p> <p>また「取り組むべき事項」において「ポジティブ・アクション」も含めて記していることに賛同します。</p>

243	団体	団体	13	<p>第2部 政策編の「具体的な取組」として最初に「政治分野」を掲げてこの法に基づく施策について理解を広げ、実施への取組みを促進させるよう政治団体や国、地方公共団体の課された責務を明示し、また具体的な課題について言及していることを評価いたします。</p> <p>計画の実施の中で確実に成果があがるようにするために、各分野での取組み組織の充実（政治団体における男女平等促進局の設置など）の促進と独立した評価機関の設置、情報提供を担う組織のさらなる強化が必要です。また、女性議員の割合の増加とともに、確実にジェンダー平等施策の充実が図られるようになることが重要です。単に女性議員の数のみでなく、平等な諸施策に反映していく視点を政党や国、自治体に浸透させ、成果として「見える化」とすることを明記してください。</p>
244	団体	団体		<p>第1部 基本的な方針 2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>(2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革</p> <p>「○現在、共働き家庭が全体の約7割となっている一方で、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っている（中略）幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。」</p> <p>として指摘されていますが、民法、刑法、その他社会制度の見直しが不十分であることを指摘すべきです。</p> <p>(3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大</p> <p>○ 加えてこの間に増加した女性の就業者の中には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が相当数含まれている。（中略）非正規雇用労働者の待遇能力開発やキャリア形成支援等の取組を進めていくことが必要である。と指摘されていますが税制における配偶者特別控除により、女性労働者の賃金が低く抑えられていることにメスを入れるべきです。</p> <p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>○ 平成29（2017）年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約13人に1人にのぼっており、また、約7人に1人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験しているなど、依然として深刻な状況である。（中略）</p> <p>○ こうした状況に的確に対応し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。</p> <p>とされていますが女性に対する暴力の根絶のための一つの重要な施策として同意のない性交等は犯罪であることを明確にし刑法の改正が必要であると明記すべきです。</p> <p>第1部 基本的な方針</p> <p>3、5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p>(3) 男女共同参画は、男性にとっても重要（中略）メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要。</p> <p>(6) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要。</p> <p>などと、広報啓発活動の強化が必要とされていますが、具体的に学校教育の中で人権問題</p>

				として性教育を行い、その際は専門知識のある外部講師等に依頼をし、教職員、児童、生徒一緒に学ぶ必要があることを明記すべきである。
245	団体	団体		<p>1. 政府が、国連女性差別撤廃委員会の勧告を無視し続けてきた結果としての「現状」である、という認識がないと思われる。国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告が方針作成の大前提ではないのか。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の早期批准を明記すべき。</p> <p>2. 「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を取り上げながら、幼児期から高等教育まで見通した「教育」についての言及がない。科学的な性教育も含めて、ジェンダー平等教育を拡充すべきである。</p> <p>3. 若年層、特に女性が、働く場を求めて東京を中心とした大都市圏へ流出することを問題視するのであれば、地方と都会の賃金格差を早急に是正することが求められる。「全国一律最低賃金制」確立が必要である。</p> <p>4. 「人生100年時代」に対応した「様々な働き方、学び方、生き方」が可能というのであれば、大前提としてワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークが実現されなければならない。しかし、全体的に、個人の努力や責任にゆだねられ、国の責任や社会保障について言及していない。保育・介護・年金・生活保護など社会的条件整備を明記すべき。</p> <p>5. ジェンダーによるハラスメントに言及する「ILOハラスメント禁止条約」批准を明記すべき。</p> <p>6. 性自認・性的志向の多様性を踏まえた「ジェンダー平等社会」を構築するべきである。</p>
246	団体	団体	1	<p>世界経済フォーラムの2019年12月発表によると、日本のジェンダーギャップ指数は、153か国中121位に後退している。第4次計画で意思決定や意思計画で、2020年30%上げた目標も達成に到っていない。30%の達成を50%目指すこと。</p> <p>1、新型コロナウイルスのパンデミックの中で、ジェンダー平等の視点から女性が脆弱な立場にあることが謙虚になり、経済的な格差による貧困やDVや子どもへの虐待が急増している。パンデミックが女性に及ぼす悪影響から擁護されなければならない。</p> <p>2、個人の尊厳と両性の本質的な平等的平等、憲法24条が保障するジェンダー平等の視点を明確にするメッセージを。</p> <p>3、平和な日常生活が維持されることの基本的な人権に欠かせない。他国の戦争に巻き込まれる思念が増し憂慮する。</p> <p>4、日本の男子の枠組みから性の多様性を含む「ジェンダー」支店への視点も重視する。</p>
247	女	60代	1	<p>第4次男女共同参画基本計画の総括では、日本の立ち遅れが記載されているだけで、立ち遅れた原因・理由についての記載がない。</p> <p>第4次では「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」と、衆参議員の候補者の女性割合を2020年までに30%とする目標（「202030」）などの記載がある。しかし、この目標を含め、あらゆる分野において「202030」が達成できなかった原因・理由について示すべき。</p>
248	女	60代	1	<p>国連などによる国際社会の目標は2030年までに50%（「20305」）である。</p> <p>日本の男女平等・ジェンダー平等が、あらゆる分野で世界に遅れていることは数々の国</p>

			<p>際的調査が示してきた。しかるに、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（1990年）で示された「202030」を、日本政府が目標に掲げたのは2003年であり、13年後だった。男女共同参画基本計画への記載は更に遅く20年後だった（第3次行動計画）。このような政府の立ち遅れは、同連盟を含め多くの女性団体から批判されてきた。</p> <p>現在、国連の世界目標は2030年までに50%である。10年間で達成する数値目標を、5次計画に明確に掲げられないとするならば、男女共同参画政策の責任行政府に国際協調主義（憲法）の姿勢すら見えないという疑念を抱く。しっかりと国連の世界目標を勘案して示すべき。</p>
249	女	50代 P9	<p>●具体的な数値目標を本文中に入れて欲しい</p> <p>～3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等の5つ目の○について～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “これまでの基本計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検は必ずしも十分であったとはいえない” という反省をもとに、“5次計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗の点検を充実させる” とあるが、3-（1）基本的な視点及び取り組むべき事項のなかには、それが見当たらないように思われる。 ・ 加えて（1）では、5次計画において取り組むべき具体的政策は書かれていないにも関わらず、“2020年代の可能な限り早期に” と、明確でない目標が示されており、目標を約10年先送りしたかのような印象を受ける。 ・ 2020-30を合言葉に、あらゆる分野において、管理職・上位職への女性登用の取組を推進してきたが、現状未達成であるこの状況において、成果目標の達成状況や取組の進捗の点検を充実させるだけで早期達成できるとは考えにくい。 ・ 国が具体的にとるべき行動を明記し、且つ、達成したら得られるインセンティブを掲げ、これらをいつまでに達成したらどうなるのかを具体的に示して欲しい。そうすることで、目標を達成したらどうなるのかが明確に共有（到達目標の見える化）できるのではと思います。 <p>●女性活躍および女性登用の支援事業の継続および拡大して行くことが必要</p> <p>たとえ、早期に30%が達成できなくても、やめるわけには行かない取組のはずである。目標達成まで、2030年代に突入しようとも継続しなくてはならないと考える。そのためにも、女性活躍および女性登用の支援事業の継続およびさらに拡大して行くことが必要です。</p>
250	女	60代	<p>第1部 基本的な方針</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>（2）人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革</p> <p>「○現在、共働き家庭が全体の約7割となっている一方で、男性にも女性にも「主たる稼</p>

			<p>ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることを示す調査結果もある。(中略) 幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。」</p> <p>と指摘されていますが、民法、刑法、その他社会制度の見直しが不十分であることを指摘すべきです。</p> <p>(3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大</p> <p>○ 加えてこの間に増加した女性の就業者の中には、(中略) 非正規雇用労働者の待遇能力開発やキャリア形成支援等の取組を進めていくことが必要である。</p> <p>と指摘されていますが税制における配偶者特別控除により、女性労働者の賃金が低く抑えられていることにメスを入れるべきです。</p> <p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>○ 平成 29 (2017) 年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約 13 人に 1 人にのぼっており、また、約 7 人に 1 人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験しているなど、依然として深刻な状況である。(中略)</p> <p>○ こうした状況に的確に対応し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。</p> <p>とされていますが女性に対する暴力の根絶のための一つの重要な施策として同意のない性交等は犯罪であることを明確にし刑法の改正が必要であると明記すべきです。</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p>(3) 男女共同参画は、男性にとっても重要(中略) メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要。(6) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要。</p> <p>などと、広報啓発活動の強化が必要とされていますが、具体的に学校教育の中で人権問題として性教育を行い、その際は専門知識のある外部講師等に依頼をし、教職員、児童、生徒一緒に学ぶ必要があることを明記すべきである</p>	
251	団体	団体	35	<p>■第3分野 地域における男女共同参画の推進(35P)</p> <p>施策の基本的方針 4 地域活動における男女共同参画の推進 について</p> <p>(1) PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画を推進。</p> <p>特に、地域社会で活動する起点となる場である自治会・町内会活動では実際は女性が活動しているにもかかわらず、多くは男性(世帯主)の名で役員名等が登録されているため、自治会名簿も実態を反映させる具体的工夫をされたい。</p>
252	女	20代	9	<p>p.9にある「第5次計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を充実させるとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要」という部分について、第5次計画素案の成果目標はどこに記載があるか。数値目標が見当たらないため各分野の具体的な取り組みも「推進」や「検討」ばかりで具体性が伴わず、具体的な意見を出すこと</p>

				に制限がかかった。これでの計画において十分でなかったことを認識されているのであれば、次回パブリックコメント募集の際には数値目標も併せた素案作成を要求する。
253	団体	団体	1	<p>男女共同参画基本計画の目指すべき社会の項目のもと、4つの行動指針が示されており、「男女共に」という言葉は明記されていても、「男女共に」を実現するためのジェンダー平等、あるいは現存するジェンダー不平等や格差についてどうするのか明記されていない。</p> <p>さらに、4つめの国際協調としてSDGsを参照しているが、平等実現のためにも、日本が批准している女性差別撤廃条約の国内実施をめざすことを明記すべきである。</p>
254	女	70代	-9	<p>第1部 基本の方針について</p> <p>「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」令和2年7月31日時点】は、2020（平成32）年までに達成すべき目標値に対し、最新値の多くが未達成である。世界経済フォーラムの日本のジェンダー指数は121位に後退している。目先の経済成長優先の女性の活躍に関する内容であり、女性の人権と多様な生き方の尊重する内容の項目が見えにくい。</p> <p>第5次計画の策定に当たって、男女共同参画社会基本法（平成11年）の「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とあるが、策定目標の達成されないまま、原因がわからないままに策定された方針は、経済を優先の個人の権利を犠牲になる自己責任が浮き上がっている。第3次、第4次より後退している。ジェンダー平等は、1970年代に国連の「国際婦人年・国連女性の10年」、1995年の第4回世界女性会議の北京宣言の世界的潮流を踏まえ、日本の男女共同参画の理念が設定されたものであり、市民活動の要求が盛り込まれている第3次は、固定的性別分担役割意識の解消と、男女共同参画社会という用語の周知、女子差別撤廃条約という用語の周知を目標に取り組んでいる。</p> <p>第5次計画の基本的な方針に次の点を入れてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理念を明示し、男女共同参画社会基本法は、第1条の目的「男女の人権の尊重」と「社会経済情勢の変化への対応」を明記すべきである。 ●男女共同参画社会基本法策定時の202030目標の達成状況と評価、今後どう達成するのか。国が示す数値目標と毎年の数値成果を発表し、国民に提起すべきである。 ●施策立案では、「女性の人権の確立」とともに、従来の「男女」の枠組みから、性の多様性を含む「ジェンダー平等」の視点への転換を重視し、その際に、ジェンダー平等を基本に国際標準の包括的性教育を実施する。学校教育及び社会教育が重要である。 ●男女共同参画社会のすそ野を広げるため、「男女共同参画社会」という用語の周知と「女子差別撤廃条約」という用語の周知は掲げ続ける。 ●国際的な視点で、女性の人権侵害に対する政府から独立した人権救済機関の設置と女性差別撤廃条約選択的議定書の批准が不可欠である。
255	団体	団体		<p>まず、「第5次男女共同参画基本計画策定をありがとうございます。</p> <p>大変重要な計画で、関係者の皆様へ感謝をお伝えいたします。</p>

			<p>しかしながら、基本的に家父長的視点で書かれており、男女共同参画、男女平等の視点で書かれていません。</p> <p>1985年に女性差別撤廃条約批准しており、それに準ずる内容としてください。</p>
256	団体	団体	<p>I. 要望世界経済フォーラム発表のジェンダーギャップ指数で121位(2019年)となり、女性の人権が十分に保障されていないことが明らかになりました。人権はジェンダーやセクシュアリティにかかわらず全ての人々が享受できるものであるため、早急かつ確実に成果に結びつく取り組みが求められます。よって、下記の点を強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.1の1において、男女共同参画基本法の前文にあるように憲法の理念である個人の尊重と法の下での平等、多様な生き方の尊重、そして暴力のない平和な社会について言及することが重要です。具体的には次の記載を要望します。(1)日本国憲法13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、15条(普通選挙の保障)、24条(個人の尊厳と両性の本質的平等)、25条(生存権)、26条(教育を受ける権利)、27条(労働の権利)および女性差別撤廃条約に基づく、公正で多様性に富んだ社会(2)男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、活力のある持続可能な社会(3)男女の人権が尊重され、多様な生き方を選ぶことによる偏見や差別及び社会構造を原因とする暴力を含むあらゆるジェンダーに基づく暴力に苦しまず、尊厳を持って個人が生きることのできる社会(4)仕事と生活の調和が図られ、男女が共に負担を担い、充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会(5)女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対する複合差別が根絶され、すべての人々の人権が擁護される真の共生社会(6)あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する誰一人取り残さない社会・上述のような「自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる」社会と「多様な生き方を選ぶこと」ができる社会の実現には、男性の片働きを前提とした世帯を一単位と見る現在の社会保障制度や慣行、民法を、個人単位へ早急に変える必要があります。 ・p.2の2(1)3段落目については、地方における教育の質の向上や女性の社会進出に対する根強い偏見をなくすための取り組みも求められます。地方から大都市圏への若年者への流出は就職に伴うだけでなく、大学進学に伴うこともあるためです。
257	団体	団体	<p>I. 評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.3の2(2)の4段落目で、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが幼少期から形成される傾向に注意を払うことの重要性に触れている点を評価します。同時に、成果を確実なものとするため、具体的な取り組みへの記載を期待します。 ・p.9の3(1)(1)で、若年世代を主体とした取組との連携を目指している点を評価します。現在、若者の意見や意思は非公式の場で伝えられるにとどまっているため、意思決定の場に含まれるよう期待します。 ・p.10の3(1)(7)で、女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対してのきめ細やかな支援の必要性に触れている点を評価します。複合差別を撤廃し、すべての人々の人権が擁護される真の共生社会が実現されるよう期待します。

			<p>II. 要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p.3の2(2)にて、ケア・ワークに関連した社会的サービス（保育施設の充実等）の拡充を盛り込むことを求めます。職場と家庭での役割の両立が可能な人だけでなく、社会の全構成員が生涯にわたって自立した生活を送ることが望まれます。 ・ p.5の2(3)の5段落目にて、予定時期を明示した上でクォータ制の導入に関する内容を加えるよう求めます。政治分野における男女共同参画推進法の成立は、女性の政治参画を進める上で評価できますが、努力義務を定めるにとどまっています。国際的な水準での参画を実現するためにはクォータ制の早期導入が欠かせません。 ・ p.7の2(6)の6段落目で、ジェンダーに配慮した対策を実施すべきです。新型コロナウイルス感染症の流行により、下記の通り、社会構造が原因で女性がより弱い立場に置かれていることが明らかになっているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、ジェンダー主流化、ジェンダーに配慮した視点が皆無です。このようにジェンダーへの配慮が見られないのは、政治分野をはじめとした意思決定機関に参与する女性が少ないことが要因であることは言うまでもありません。 <p>（新型コロナウイルス感染症の流行により悪化した女性差別の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力の増加 ・ 性教育の不足による10代の妊娠件数増加 ・ 特別定額給付金が個人ではなく世帯主に支給され、経済的にパートナーの支配下に置かれている場合は十分に活用できない。
258	女	20代	<p>選択的夫婦別姓にしてください。</p>
259	女	20代	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画」という言葉について、 (1)「男らしさ、女らしさは大切である」のように、本来の目的とは違った解釈をしている議員がいる（参照：H17年 自民党過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム会合（7月7日）提出資料）など、女性やジェンダーマイノリティへの差別構造を解体するという趣旨が伝わりづらい (2)ジェンダーマイノリティが存在するので、ジェンダーによる不平等をなくす方針の方がより包括的である という理由から、「ジェンダー平等」という言葉の方が適切ではないか。 ・ 目指すべき社会として提示されている(1)～(4)について、 女性差別撤廃条約への徹底的な比準を入れるべき。女性差別撤廃条約委員会から取り組むよう指摘されている件（例：再婚禁止期間の撤廃、夫婦別姓制度の導入、ピルの普及、男性の育休取得率を上げること）を是正するために取り組むということが続く内容で宣言してほしい。 ・ 公的な性教育が不足していることが性暴力や予期しない妊娠、出産当日の虐待死につながっている。女性のリプロダクティブヘルスライトが守られておらずおびただしい命が失われていることは必要な社会システムの変化について大きな課題意識として基本方針の時

			<p>点で取り上げるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に女性への差別構造を政治主体で解体するイニシアティブが見えない。「ひとりひとりが輝く社会」のような曖昧な言葉で目隠しせず、条約、法律に沿った社会にするための具体的な方針を打ち出してほしい。第4次計画の基本方針のように、「男性の育休取得率」「性暴力ワンストップセンターの設置数」「待機児童数」「男女別の大学学部修了者割合の差」などについて、具体的な期限を定めた数値目標を入れるべき。
260	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃条約の批准と関連する法律の順守を目指すと明記してほしい ・政治家の女性割合、待機児童数、男女別の大学学部修了者割合の差などについて、具体的な数値目標を第4次基本計画同様に打ち出してほしい
261	女	50代	<p>(1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加 3つめの○</p> <p>さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している。また、地方においては、特に中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>→第3分野 地域における男女共同参画の推進(33-36ページ)にも示されているように、就農人口は減少している。上述中小企業だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業も含む小規模事業者等の記載も入れていただきたい。このような雇用によらない働き方等における就業環境の整備(32ページ)も本項目と関連している。</p>
262	男	50代	<p>第1部 基本的な方針 2 社会情勢の現状及び課題 (2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革の4つ目の項目においても「アンコンシャス・バイアスの存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じるおそれも指摘されている。上記のような働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁となっている。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであるとの指摘もあることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である」と、このように示唆されているにもかかわらず、逆にアイコンシャス・バイアスをかけてしまっている問題がございます。この基本的な方針の35次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等の6つ目の項目や第2部の第6分野にも記されております</p> <p>「性自認」というジェンダーをもとにして性別を考えてしまっている問題です。各々は何を根拠にそれを主張しているのかといいますと結局のところジェンダーで性別を決めつけてしまっているのです。ジェンダーをもとにして性別を考えてしまっているということはジェンダーに囚われているということです。男女共同参画はジェンダーに囚われない社会を担ってゆくものです。そこへジェンダーの囚われからくる性自認という観念を盛り込んでしまうと矛盾してしまうどころか男女共同参画の妨げになってしまうのです。むしろ、逆行していることにもなります。これが、今ひとつ男女共同参画が進まない要因の一つでもあると非常に懸念しております。そして、この素案だけでなく、ご周知のとおり学校教育の現場にも盛り込まれてしまっています。この項目の「幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないこと」にも逆行しています。ジェンダーは時代や状況により変化していくものですし、決して定まったものでもありません。その時代や状況により変化していく</p>

				<p>ものであるにもかかわらずアイデンティティとしてしまうといずれ生きづらくなってしま うのは自明の理であります。さて、これらの問題を解消してゆくにはそれら性観念に関わ る問題を見直し、わが国の最重要課題である男女共同参画から『ジェンダーに囚われな い』社会づくりを真っ直ぐに推進してゆくことではないかと考えます。</p>
263	女	30 代		<p>女性が結婚やパートナーを伴わない生活をする選択をした場合に一生涯暮らしていけるよ う性別における賃金の格差をなくなっていく社会にして欲しいです。地方による格差もで きる限り減らしてください。</p> <p>若者が田舎にとどまらず都会に出る理由のうちの一つに賃金格差があると考えます。都心 のほうが仕事も職種も幅広く、基本給が高いからです。</p> <p>住んでいる地域、性別関係なく平等な給与がもらえる社会を望みます。</p> <p>女性政治家、若い世代の議員の意見を取り入れやすい環境を作ってください。</p> <p>日本は先進国の中でも女性の議員登用率と役職についている女性政治家が極めて低いで す。</p> <p>今全世界に蔓延しているコロナウイルスの対策において優秀な実績をあげているのは女性 の首相や官僚がいる国というニュースも見ます。</p> <p>女性が男性より優れているということを言いたいのではなく、様々な視点で国全体、国民 全体の生活を考えることが必要だということをお伝えしたいです。</p> <p>40代、50代はたまたそれ以上の年齢の男性政治家のみで討論した政治は果たして全ての 国民に寄り添っているでしょうか。視野の広い政治を期待しております。</p> <p>性暴力に対しての処罰をもっと厳しくしてください。</p> <p>先日の福岡での女性殺傷事件、この事件はいわゆる「フェミサイド」であると思います。 しかしそのほとんどは「フェミサイド」であると断定されないまま処罰を受けていきま す。</p> <p>このような事件を「フェミサイド」であるとメディアや政治を通して発信をしていく必要 があると思います。男性が女性に対し無差別に危害を加える事件が本当に多いです。</p> <p>また、教員による性暴力が発覚した場合、教員としての復帰を許してはいけないと思いま す。いつまた同じ過ちを繰り返すかわかりませんし、被害者側からすれば自分に危害を与 えた人が再び教員としてどこかで生活していることは恐怖でしかないと思います。懲戒免 職処分という厳重な処罰を科してください。</p>
264	女	50 代	1	<p>全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の総括、検証と分析を明記すること。 ・国際的ジェンダー指数の調査で日本の順位が毎回下がり続けており、最新では121位と なっていることの検証と分析をすること。 ・202030を達成できなかったことの総括、検証と分析をすべきである。その上で具体的 目標を立て、表記すること。 ・家事・育児・介護などのいわゆる無償労働について受け止め、対策の道すじを示すこ と。

			<p>2 社会情勢の現状及び課題 p1</p> <p>「これまで、政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（平成2（1990）年）で示された国際的な目標である 30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。」</p> <p>社会全体で十分共有されなかったとする、その阻害要因を明らかにすること。</p> <p>子供 → 子ども と表記を修正</p>
265	女	50代	<p>2</p> <p>（2）人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加は、年代による背景に違いがあるはずで、その分析がされていない。 ・なぜ女性の都会への流出が起こるのか、その背景の分析をすべき。
266	女	50代	<p>3, 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文中に、有償労働と無償労働を区別し、分かりやすく挿入すべき。
267	女	50代	<p>このたび、国内外のさまざまな動きを踏まえ、多様な委員の皆さまのご尽力によって素案が取りまとめられたことに、敬意を表します。また、第1部「基本的な方針」には、国連 SDGs をはじめとする国際的な重要な潮流が紹介されており、その潮流の中に日本の男女共同参画が位置づけられています。このたび、素案第6分野において貧困問題が独立した取り組み対象と位置づけられていることについては、国連 SDGs の17の目標のうち最優先目標が「貧困をなくそう」であることを鑑みますと、まことに時宜に適った適切なご対応と存じます。</p> <p>第1部「基本的な考え方」には、国連 SDGs を含め、日本が実施する意向を表明している目標や宣言等が数多く紹介されています。第6分野における貧困への取り組みを、より具体的かつ実効性のあるものとするために、ぜひ、2016年3月に国連女性差別撤廃委員会が公表した日本報告審議総括所見の内容をご反映いただきたく存じます。以下、日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワークによる訳を引用いたします。</p> <p>同総括所見には、「経済的・社会的給付」として一節が設けられています。この節に含まれている第40パラグラフおよび第41パラグラフには、以下の記載があります。</p> <p>40. 委員会は、締約国が、貧困削減のために、収入創出活動や少額融資へのアクセスを通じた戦略を展開していることに留意する。しかしながら委員会は、女性の貧困、特に女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性の貧困に関する複数の報告を懸念する。委員会は特に、年金給付におけるジェンダー・ギャップの結果である彼女たちの生活状況を懸念する。（以下略）</p> <p>41. 委員会は、締約国に、貧困削減及び持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める。委員会はさらに、締約国が女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性のニーズ</p>

				<p>に特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革する可能性を探るよう要請する。（以下略）</p> <p>ぜひとも第1部で同総括所見についてご言及のうえ、第6分野で具体的政策について記述いただきたく存じます。</p>
268	女	50代	7	<p>（6）頻発する大規模災害・世界規模の感染症 「大規模災害の発生や感染症の流行は…」 ★女性が医療従事者や介護労働者の7～9割を閉めることの影響は大きい、ということを文章に盛り込む。</p>
269	女	50代	9	<p>★「テレワークは、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、今後も普及が見込まれ、特に地方の経済活性化のチャンスともなり得る。」 →他方で、職種や業種等によってはテレワークが困難な場合もあることにも留意する必要がある。」 ★ 職種や業種によるだけでなく、育児・子育て・介護・家事などの負担は女性が負うことが多く、女性にとって仕事との両立を困難にさせている現実にも目を向けるべき。</p>
270	女	50代	10	<p>3. 第5次策定計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ・「人材」という表現について →経済政策のための人的資源の確保といった側面を読み取れる。ここは人権擁護の観点から再検討を求める。</p>
271	—	40代		<p>そもそも「男女共同参画」という、安価な労働力である女性労働力動員のための、そして「男女平等」という言葉すらいまだに受け入れられないヒステリックに女性蔑視な日本社会のための、欺瞞的言葉遣い。そろそろ元どおり「男女平等」に戻したらいかがでしょうか？ずっと抑圧と支配に苦しめられてきた女性達が望んでいるのが単なる社会参加ではないことぐらい、わかりきったこと。参加（参画？）だけに意味があるなら、女性を牛馬として扱っていた時代の（悲しいことにそんなに以前の話ではない）あの悪名高い日本政府の公娼制すら意味があることになってしまう。方針全体から感じられるのは、男女すら平等にすることができない、異様で、異常で、地球上の他の国から何周も遅れた、近代化に失敗したまま衰退しつつある国の悲惨な状況。議員だろうが官僚だろうが大学教授だろうが会社役員だろうが、半数は女性であるのが「ふつう」のはず。30%という割合すら、どこまで女性をばかにするのかと怒りがわく目標でしかない。重要な政策を動かすような権力や、大きな仕事を実行可能にする資金力を動かす半数が女性でないというなら、それはデモクラシーではない。日本はさっさと民主制の看板をおろし、国際条約は破棄し、日本は他の国と違うのだ、これが日本の伝統なのだと嘯き、今後も差別的な家父長制を継続していくと世界に宣言した方が良いと思う。</p>
272	女	40代		<p>●国際基準に照らし合わせると、ジェンダーイクオリティのレベルが低すぎる現状の分析（ジェンダーギャップ指数、SDGS ジェンダーイクオリティの未達成度！）と、改善に向けた思い切った改革が必要であり、必要な対策が盛り込まれない。 ・203050をしっかりと目標に掲げること ・クォータ制の導入を</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃条約選択議定書に批准を！ ●コロナ自粛によって、根強く残る女性差別が見える化された。国の法律改正は必須！ ・世帯主義→個人主義へ（定額給付金など、世帯給付は問題） ・選択的夫婦別姓の法制化 ・税制改革（配偶者控除など）
273	女	50代	1	<p>全体を通して、男女共同参画社会の実現が「活力ある社会」ないし経済成長という目標に従属する二次的目標に位置付けられており、きわめて不適切。「目指すべき社会」の目標には、「ジェンダーに基づく差別・暴力のない社会」「大きな男女間格差の是正された社会」を掲げるべき。</p>
274	女	50代		<p>「社会情勢の現状及び課題」が著しく妥当性を欠く。特に1, 2, 4は国家経済上の課題であって、ジェンダー平等や男女共同参画社会にとっての課題ではない。</p> <p>(3) 女性の参加拡大について、なぜ達成ができなかったのか分析がまったくなく不適切。女性の就労率が上がったことは述べられているが、非正規率の高さ、男性に比した賃金・収入格差の大きさについて触れられておらず不適切。女性の平等な参加を阻む無償ケア労働のジェンダー不平等について触れられておらず不適切。</p> <p>(6) の災害・感染症について、防災施策における女性の平等な意思決定参加がいまだに達成されていないという現状について数値を挙げ、達成できなかった理由について述べるべき。またコロナウイルス感染症については、世帯内における無償ケア労働が過重に女性に偏っていることが大きな課題として、UN WOMEN等によって世界的に指摘されているにもかかわらず、ケアのジェンダー不平等な負担に一言も触れておらず不適切。</p>
275	女	50代		<ul style="list-style-type: none"> ・問題の把握と分析がなされていないため、「これからの課題」を2つに要約した根拠が述べられておらず不適切。「ジェンダーにもとづく差別・暴力の撤廃」「著しいジェンダ一格差の是正」を明確に今後の課題とすべきである。 ・男女共同参画がなされないことの問題を、「わが国の世界的な人材獲得競争」「わが国の経済社会の持続的発展」の問題としている点、不適切。何よりもジェンダーによる抑圧を受ける女性および男性の権利、社会公正の問題として課題を位置づけなおすべきである。 ・コロナウイルスをテレワークのチャンスとして記述しているが、テレワークが家事育児責任を抱える女性にとって仕事を継続する助けになっていないという調査結果があるにもかかわらず、ジェンダーによる差を無視したこのような位置づけはきわめて不相当である。 ・目標がすべて曖昧であり具体性を欠く。明確な数値目標を記述するとともに、モニタリング・分析・評価メカニズムについて明確に記述すべきである。
276	女	70代		<p>1) 和暦ではなく西暦表現に、少なくとも2020(令和2)年と併記すべきです。</p> <p>2) 目指す社会の項に、「男女共同参画社会基本法」をけん引した「女性差別撤廃条約」がありません。留保なしに批准してから早や35年。同条約を社会のすみずみにいきわたらせ、あらゆる分野で遵守されるよう推進する責任局は男女共同参画局です。同条約は前文で、女性差別は「権利の平等の原則」と「人間の尊厳の尊重の原則」に反するとうたい、国の発展・福祉や平和の実現には「女性と男性が平等の条件で最大限に参加すること</p>

			<p>を必要としている」と明記されています。第1条は「女性に対する差別」とは、「性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女性（婚姻をしているか否かを問わない）が、男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを害し、または無効にする効果または目的を有するものをいう」と明快です。この女性差別を非難し、女性差別を撤廃するための全30条が定められています。以上のように、「女性差別撤廃条約」は男女平等社会の実現をめざして国際社会が打ち立てた金字塔であり、これを第5次計画策定にあたってこの一番に明記すべきです。基本的方針に同条約をあえて記載しないことは、第5次が女性差別撤廃に消極的であることを象徴することになりえます。</p> <p>3) 「社会情勢の現状及び課題」に書かれたSDGsは一般庶民にはわかりにくいので解説すべきです。</p> <p>4) 同じく「社会情勢～」には、「ナイロビ将来戦略」の30%目標は「社会全体で十分共有されなかった」とあります。社会のすみずみに国際規約を周知させる責務を負うのは男女共同参画局です。男女共同参画局が地方自治体やマスメディアやNGOと連携して旗を振り続けなかったゆえであるとの自省を要因として明記すべきです。</p> <p>5) 同じく「社会情勢～」には、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」が多用されています。しかしながら、無意識の思い込みが作られ続ける社会的教育的背景——大人たちやメディア等が発する「性による決めつけ」「性による規範・モデルの押しつけ」「性による役割分担像の垂れ流し」——が書かれていません。それらを記載し、それらの撤廃をめざす姿勢を明らかにすべきです。</p>
277	女	70代	<p>(3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大 について。</p> <p>「政治分野における男女共同参画法」施行後の統一地方選の候補者・当選者の女性について数字を明記すべきです。「衆議院の女性議員比率は世界193か国中166位」は、日本のレベルを心に刻む意味で重要ですが、地方議会における女性議員の少なさも重要です。女性の政治参画の障壁として立候補の少なさを上げる前に、最新統計（全国の全レベルにおける女性議員率、「女性ゼロ議会」数、「紅一点議会」数、「女性議員率30%を越えた議会」数等）を簡潔にわかりやすく明記して事実を示すべきです。人口減や地方の過疎化と女性の就職先の少なさなど（p2）の解決にも、地方議会に女性を増やして女性市民の声を政策に反映することは必要不可欠です。</p> <p>「人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等がある～」とありますが、「重要性を認識し、積極的に取組を進める必要がある」と抽象的に終わっています。人材不足をなくすためには「女性ゼロ議会」の市町村に残る町内会的組織（長野県川上村の「マケ」等）の女性排除の慣行を改善しなければなりません。</p> <p>さらに最も必要なことは、女性やマイノリティが立候補しにくい選挙制度（多数派代表制）を比例代表制中心の選挙に変えるなど選挙変革が必須です。女性やマイノリティが立候補しやすく当選しやすい選挙制度は比例代表制中心の選挙であることに議論の余地はありません。</p> <p>要するに、男女50%ずつの政策決定の場をつくることは国際的要請であり、それを進め</p>

			<p>る責任は男女共同参画局ですから、女性 50%に資する選挙制度は何かの国際調査を早急に 進め、意識啓発や教育研修をすべきです。政党への意識啓発や教育研修はとくに強調すべ きであり、その際、「政党助成法」を改正して女性候補の少なさに応じて給付を減額する などの策を視野に入れるべきです。</p> <p>諸外国に比べ「我が国は、現状において大きく差を拡げられている」とありますが、 「諸外国の水準」に達するには、ジェンダー平等が最も進む北欧諸国などがとる法制度を 日本に適用できるようにする具体策導入が欠かせません。</p> <p>以上は、本ページだけでなく後のページにある「取り組むべき事項等」においても、同 様に反映されるように記載を要求します。</p>
278	女	40 代	<p>2「社会情勢の現状及び課題」</p> <p>30%の目標が「必ずしも社会全体で十分共有されなかった」と評価するが、政府や自治体 の施策が不十分だった分析や説明がなされるべき。添付資料の「成果目標の動向」を見る と、「男性の育児休業取得率」や「役職に占める女性割合」は、そもそも目標値が低すぎ る。</p> <p>政治や経済分野で男女共同参画が遅れたのは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い 込みによると分析するが、男性中心の労働慣行や税・社会保障制度など社会システムに問 題があることに言及すべき。</p> <p>「頻発する大規模災害・世界規模の感染症」の項目では、女性が7割を占める医療従事 者、9割を占める介護労働者への影響が大きいことを追加すべき。小売・販売なども含 め、エッセンシャルワーカーに占める非正規雇用の女性割合が高いことについて言及すべ き。</p>
279	女	50 代	<p>1 ページに示されたような社会をめざすためには、意識改革だけでなく制度を見直す必要 があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法的平等のために、夫婦別姓を認めること。 ●経済的平等のために、同一価値労働同一賃金を推進し、正社員と非正規労働者の格差を 是正していくこと。 <p>私自身、非正規雇用ですが、正規雇用との間に大きな賃金格差があり、理不尽を感じてい ます。雇用によらない働き方も含め、あらゆる世代に向けた職業教育、研修を充実され る。一度、正社員をやめた人が再び正社員になれるような社会の仕組みと同時に、短時間 正社員のような、働き方も創造していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育や、保育・看護・介護などのケア労働など、カウンセリングや相談業務など、一時 的でない、利益を生み出すわけではない、人間相手の必用不可欠な労働は、非正規の不安 定雇用により担われているのはおかしい。働く側の仕事の質の向上、サービスを受ける側 との信頼関係の構築、社会全体の安定のために、身分保障の整った職業として専門性を高 めていく必用がある。これらの仕事はとくに女性により多く担われているために、社会の

			<p>なかで低く見積もられてきた経緯があるが、人間こそが私たちの社会のもっとも大きな資源であるから、もっとも待遇のいい仕事のひとつになるべきだ。</p> <p>希望すれば正社員に登用される機会を作るのではなく、そもそも非正規に仕事をさせるべきではない。</p> <p>●男女に限らずあらゆるジェンダー、セクシュアリティの人が平等に持続可能な社会を担っていくために、性教育の推進が必用。心身の生物学的な機能だけでなく、コミュニケーションやメディアリテラシーなども含む包括的な性教育を、社会に位置付けていく必用がある。</p> <p>性暴力や性犯罪の防止のための教育やいのちの教育では、目指すもの、内容が狭く限定的になってしまう。</p>
280	女	50代	<p>次期男女共同参画基本計画を策定している本年（2020年）は、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）が制定された1999年から約20年、「行動綱領」が採択された北京会議から25年、そして、政府の約束である「202030」という、いくつもの節目の年ですが、有識者で構成される第5次基本計画策定専門調査会が策定しているこの「基本的考え方」（素案）の第1部には、これらについて、反省とともに施策の進捗を振り返る部分が欠如しています。政府の策定するこの計画は、メキシコ会議の世界行動計画を機に策定された国内行動計画から数えれば、すでに45年もの年月が経過しています。この5次計画の位置づけについて、これまでの経緯とともに、上記を明記すべきです。</p> <p>この素案には、これまで、基本法から20年間、政策を進めてきたはずであるのに、2006年より始まったジェンダーギャップ指数による国際ランキングで先進国とはいえない位置を占め続けていることについての危機感がまるで感じられません。他国の進捗のスピードがより速いなどという「言い訳」をするのではなく、基本法の果たしてきた役割、男女共同参画政策の進め方についての検証や反省を行わなくてはなりません。その反省の上に、次の計画の策定が行われるべきです。</p>
281	女	50代	<p>p9</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>「女性」にはトランス女性も含まれることを明記しておくこと。また「性的指向・性自認に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である。」については、表現が弱いのではないか。性自認に関することは、個人のアイデンティティの問題であり、議論の進展に関係なく、多様性を尊重される社会に向けた取組や人権の尊重が必要であることは言うまでもない。日本社会や政治における議論の進展や成熟を待たねば、多様性尊重のための実効性のある取組を行わないというように読めるが、SDGsにおけるジェンダー平等の観点からも消極的ではないか。</p>
282	女	30代	<p>3</p> <p>（2）人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革</p> <p>三つ目の丸において、「男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に</p>

				<p>関わるのが、～」と書かれているが、現状実質ケアワークに携わっている(携わらざるを得ない)のは女性が多く、男性と女性を並列に書くことに違和感を覚える。また、家族に尽くすことこそよしと感じさせる文面であり、本当に個人の豊かな人生について言及するのであれば見直すべきと考える。</p> <p>四つ目の○では『「男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることを示す調査結果もある。」とあり、この他にも素案の中で散見されるが、個々の感覚の問題であるかのように記載されている。それ以前に、主たる稼ぎ手が男性であり、女性の家事労働を前提として成り立ってきた社会システムをどのように変えていくのかを考える必要があるのではないか。</p>
283	女	50代		<p>今回の「素案」第1部での「目指すべき社会」では、4として「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」と掲げられています。「男女共同参画・女性活躍」について、日本政府は、それぞれ、“gender equality”、“empowerment of women”と英訳していることを前向きに捉えれば、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」というのは、「ジェンダー主流化」と受け取ることができます（男女共同参画社会基本法は、「ジェンダー主流化」を説く「北京会議行動綱領」を受けて策定された法律であり、その4条と15条は、「ジェンダー主流化の法的基盤」と言われています）。そして、SDGsにおいて、目標5の“Achieve gender equality and empower all women and girls”は、「すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」（パラグラフ20。外務省仮訳）とされ、「新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」（同）とされて、全体を横断する（死活的に）重要な位置を占めていることからするならば、5次計画は、基本法に基づくこと、国際標準でもあるSDGsに則ることを明確に宣言し、改めて（あるいは、今度こそ）「ジェンダー主流化」を強力に押し進める計画とするべきです。第1部「基本方針」において、そのことを強く打ち出し、第2部「政策編」の各所において施策としても記述する素案とすべきと考えます。</p>
284	女	50代	12	<p>202030が達成できなかったことが分析できていない。また、203050を目標に掲げるなら、そのために具体的な事業をおこなってほしい。なぜ、女性用が政策決定の場に必要なのか、考えると、必ず行わなければならないことある。これ以上、女性の被害をなくすために、また、多様な生き方を認めるためにも202030は必要なことだった。それができないのであれば、203050を実現できるような計画を立てる気構えをもたなければならない</p>
285	女	50代	1	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 8行目に「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、」とあるが、その前に「女子差別撤廃条約及び」と入れて欲しいです。</p> <p>日本は女性差別撤廃条約委員会からジェンダー平等実現に向け、何度も勧告を受け、かつ勧告が履行されていないことに懸念を表明され、国内法に条約1条「女性差別の定義」に則った女性に対する包括的な定義を早急に取り入れるよう求められている。</p>

286	団体	団体	7	<p>【「基本的な方針」に国際合意に整合的な「気候変動・ジェンダー」対策推進を明記】</p> <p>「2 社会情勢の現状及び課題」の「(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症」に、以下の内容の追記をお願いします。○台風等による大規模自然災害が激甚化し、気候変動がその要因の1つと指摘されており、その対処が不可欠である。女性が気候変動による悪影響を受けやすいことが、国際的に認められている。2015年に採択された気候変動に関する新たな国際枠組・パリ協定では、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が謳われ、複数の条文においてジェンダー配慮の重要性に言及している。また、2019年の第25回気候変動枠組条約締約国会議(COP25)では、強化されたジェンダーに関するリマ作業計画(Lima work programme on gender)及びジェンダー・アクションプラン(gender action plan)が策定された。それらを含む国際制度に沿って、気候変動問題解決におけるジェンダーへの配慮・主流化を実現すべく、国内対策及び国際協力を進めることを日本政府の方針とすることが男女共同参画を進める上で必須である。〈理由・背景〉・SDGsの達成には、複数のゴール・ターゲットの同時達成・マルチベネフィットの追求が必須であり、ジェンダー関連ゴールと環境関連ゴールの同時達成が不可欠です。また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ためには、気候変動対策に際し、気候変動による悪影響を受けやすい女性・ジェンダーへの配慮を欠落させてはなりません。</p>
287	女	50代	2	<p>この間コロナ禍という大きなことが発生したが、これは強い光で既存の問題があぶりだされたに過ぎない。日本がもっと早く解決していなければならなかったことが改めて可視化された側面がある。従って、これを理由に男女共同参画のこの歩みの後退を許すことはあり得ない。経済立て直しのための主たる政策としてむしろ加速させるべき施策であることをぜひこの計画の大前提に置いていただきたい。本来世界の中で相対的な地位を向上させることが第一目的でなく、国民一人一人をきちんと一人ととらえて、その幸福を実現する政治がなされることを目的にしているはずである。さらに言えば、それに加えてこの機を逃して、世界の先進国の中で大きく後れを取る日本の地位の向上はないということである。</p>
288	女	60代	1	<p>「あらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。こうしたことから、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど取組を進めてきた。</p> <p>と書かれており、政府として30%の目標が達成できなかったことをどのように総括しているのか分からない。GGGIが下がり続けていることにもふれられていない。国際的にもたいへん恥ずかしい政策の失敗だと考える。</p> <p>男女平等の課題が持続可能な社会にむけて最重要課題だという国際的な視点で高い目標を掲げて具体的な取り組みを進めていただきたい。</p> <p>少なくとも、どちらかの性が40%以下にならないような目標を設定し、それが実現できるように制度や慣行の是正に取り組む方向性を盛り込むべきである。</p>

289	女	60代	<p>目標数値を明確に示すべきである。</p> <p>素案【第1部 基本的な方針 3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 (2) 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す】</p> <p>国連などによる国際社会の目標は2030年までに50%（「20305」）である。上記はそれを無視したものと言わざるを得ない。</p> <p>日本の男女平等・ジェンダー平等が、あらゆる分野で世界に遅れていることは数々の国際的調査が示してきた。しかるに、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（1990年）で示された「202030」を、日本政府が目標に掲げたのは2003年であり、13年後だった。男女共同参画基本計画への記載は更に遅く20年後だった（第3次行動計画）。このような政府の立ち遅れは、同連盟を含め多くの女性団体から批判されてきた。</p> <p>現在、国連の世界目標は2030年までに50%である。10年間で達成する数値目標を、5次計画に明確に掲げられないとするならば、男女共同参画政策の責任行政府に国際協調主義（憲法）の姿勢すら見えないという疑念を抱く。</p>
290	女	70代	<p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p>次を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計その画を実効性のあるものとするための具体的数値目標やスケジュールをきちんと設定し、その達成状況ついて、定期的にフォローすること。 ○ 基本計画に書き込まれるもろもろの必要な取組の実施・進捗状況を監視・評価するために、国内本部機構の機能を充実強化を図る。 ○ 女性差別撤廃条約の選択議定書の批准
291	団体	団体	<p>(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症</p> <p>○1項目 「非常時において、女性に負担が集中したり。困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。」、</p> <p>○5項目 「非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく」と、女性に負担が集中することが書かれているが、単に負担が集中することでなく、あらゆる面で女性に不利、不平等な事が起こりうる、ということである。</p> <p>それに対しては「配慮」ではなく、</p> <p>「あらゆる面で女性に不利、不平等な事が起こりうるので、ジェンダー平等となるような対策、施策が必要である」「ジェンダー平等が求められる」と明確な記載を要望します。</p>
292	女	40代	<p>「個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福感が低いといった状況になりかねない。」とあるが、現在、すでに意欲・能力が十分に活かせず、人生設計することが難しく、生きづらく、幸福感は低い。息苦しい。将来の不安がいつも重くのしかかっている。</p>

				<p>年収 250 万円以下。「贅沢するな」「買うな」「自由になるな」「楽しむな」「将来を思い描くな」「生きるな」と社会から常に言われているように感じる。</p>
293	女	40代	9	<p>「テレワークは、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、今後も普及が見込まれ、特に地方の経済活性化のチャンスともなり得る。」</p> <p>会社で、自分の仕事についてテレワークの準備をしたが、「もっとコロナが蔓延したらテレワークも考えるが、まだその状況でないので認められない」と許可されなかった（自粛要請解除後、第二波が盛り上がってきた6～7月頃のこと。解除後のため街には人が増え、私の住む町内にも感染者が出て、感染拡大の危機感を肌で感じた時期だった）。蔓延してから対策をとっていたのでは遅い上に、「蔓延」の科学的な根拠が不明だったが、社内で不利益を被ることがあるかもしれないと考えると、話し合いすらできなかった。</p> <p>私の会社は整備さえすれば自宅での勤務が十分可能な出版物の組版の仕事をしているが、経営者に合理的な判断ができないこと、その整備にかかる時間や方法、資金がないことが本当の理由で、テレワークに踏み切れないのではないかと思う。</p> <p>テレワーク推進（と労働者の安全）のために、政府には、企業にゆだねるのではなく、強く働きかけたり、必要な講習や人材の派遣、資金提供などに力を入れてほしい。</p> <p>このことで自分の命が会社の意向のために危険にさらされていることを痛感した。</p>
294	団体	団体		<p>日本は世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で下降を続け、ついに順位は153か国中121位になった。第五次計画はその深刻な反省にたつて、要因を分析するとともに、国際水準に即した実効的な政策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>北京行動綱領、女性差別撤廃条約の勧告の完全実施を進める必要がある。</p>
295	女	60代	5	<p>女性活躍に重心のかかったまとめになっており、第6分野で取り上げられているような女性の貧困、非正規雇用、ひとり親などについて明記されていない。「基本的な方針」しか読まない人も多いと思うので、ここに「光」ばかりでなく「陰」の問題とそれへの対策を明記することをお願いしたい。</p> <p>具体的には、</p> <p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>の中のAIより前に</p> <p>(4) 女性の貧困</p> <p>を項目として立て、非正規雇用の増加による格差拡大、とりわけ新型コロナによる非正規女性の失業という近年目立った現象を特記し、女性が非正規雇用につきやすく失業しやすく従って貧困に陥りやすい社会の仕組みを変えることにより、女性の貧困化を食い止める重要性を明記すると共に、貧困に陥った女性、とりわけ単身女性、ひとり親、高齢女性、外国人女性などへの素早く手厚い支援が社会の責務であることを強調してほしい。</p> <p>暴力は項目が立っているが、女性の貧困が独立項目となっていないというのはバランスが悪い。暴力も深刻な問題なのは言うをまたないが。</p>
296	女	60代	9	<p>新型コロナウイルス問題はジェンダー問題であることの強調が足りないと感じる。テレワークの定着をワーク・ライフ・バランス向上につながるという重要な指摘のあと、テレワ</p>

				<p>一ができにくい人もいることに話に移っているが、「・・・チャンスともなり得る。他方で、」のあとに続けるべきなのは以下のような点であると考え。・テレワークになった男性が家事育児等を行い、家事分担の性別による偏りを修正する機会とするべきこと・テレワークだからと保育所利用の自粛を求める動きが見られたが、テレワークも勤務であるから社会的ケアを利用する権利は出勤している人たちと同等にあることを認めるべきであること。また、今回は一斉休校や保育所利用自粛のように社会的ケアを安易に閉めることが多く、社会的ケアの重要性、とりわけ女性への影響についての配慮を欠いた。あらゆる政策のジェンダーへの影響を予測してから実行することが当たり前になっているスウェーデンでは、日本同様に緩い対策であったものの、小学校などの休校は行なわなかったように、政策のジェンダー評価を日本でも導入する必要がある。・しかし社会的ケアに携わる職種は全体的に賃金が低く、このような状況下で危険を冒して働いてもらうのは不当と言うべきほどである。看護師、保育士、ケアワーカー、清掃等々、エッセンシャルワーカーと言われる職種には女性が多く就いている。この面でもコロナはジェンダー問題であることを強調し、これらの職種の賃金上昇と待遇改善をこの機会に実現すべきである。</p>
297	女	60代	9	<p>(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項</p> <p>に「女性の貧困問題の解決」を項目として立てるべきである。「暴力」は立てているのに「貧困」は立てないのはバランスを欠く。非正規雇用の増加による格差拡大、とりわけ新型コロナウイルスによる非正規女性の失業という近年目立った現象を特記し、女性が非正規雇用につきやすく失業しやすく従って貧困に陥りやすい社会の仕組みを変えることにより、女性の貧困化を食い止める重要性を明記すると共に、貧困に陥った女性、とりわけ単身女性、ひとり親、高齢女性、外国人女性などへの素早く手厚い支援が社会の責務であることを強調してほしい。</p>
298	団体	団体	---	<p>>○ 世界的にも SNS を中心にセクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する「#MeToo」運動が話題を呼ぶなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになると併せ、これらの問題の根絶を求める声も広がりを見せている。(p6)</p> <p>「#MeToo」運動は負の側面として、男女間の接触を過度に萎縮させたり、性被害者の証言を無根拠に正としている、私的制裁の性質がある、回復困難な人権侵害の可能性のある等の指摘があり、政府はその負の側面とは一線を画すということを明示するべきである。</p> <p>>支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す(p9)</p> <p>本項では、「男女共同参画を推進していくことは、一人一人が?個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提である」と述べ、男女共同参画が社会のすべての個人の幸福に寄与することを示している。その点を踏まえ、「支援を必要とするすべての人が誰一人取り残されることのないことを目指す」と言い換えるべきである。</p> <p>>また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を</p>

				<p>反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させている。(p9)</p> <p>一般論として認知されていない論にも関わらず、記載内容が断定的であるため、その論を補強する事実を記載すべきである。</p> <p>>女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要(p10)</p> <p>一般論として刑法等で処罰されるべき暴力以外の暴力と呼ばれるものの中には、他の人権との調整が図られるべきものも存在し、「根絶」という強い表現を用いるのであれば、「あらゆる暴力」ではなく限定的な表現とするべきである。</p> <p>>多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要(p10)</p> <p>「女性が安心して暮らせるための環境」の定義として、他者の権利を一方向的に制限する場合なども念頭に置き、広範に認められるべきものでないことを明示するべきである。</p>
299	団体	団体	2	<p>上記、意見1・2に挙げた点を踏まえ、第1部 基本的な方針の「2 社会情勢の現状及び課題」に対して以下のように考えます。</p> <p>「2 社会情勢の現状及び課題」の一番最初に、「(1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加」を挙げることは、女性を「妊娠・出産する存在」という生殖の観点だけで位置付け、政策を立案することに繋がり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの観点から大きな問題です。</p> <p>たとえば「さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している」という表記は、1人1人の女性を個人とみなさず、人口動態として把握している点（「女性が流出」）や、女性の行動こそが「問題」なのだとの誤認識させる点（「女性を移動させなければ地方での出産率は上がる」といった誤った政策を導く危険性がある）で問題があり、ここにはリプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方がまったく反映されていません。</p> <p>まず「(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの浸透」とし、人口政策の視点ではなく、個々人の「人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」（「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」で掲げられた4方針の(2)）を作ることを掲げるべきだと考えます。</p> <p>また、「(2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」や「(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」あるいは、「(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症」といった、現在損なわれている女性の健康や権利を向上させる項目を「社会情勢の現状及び課題」よりも上位に据えるべきだと考えます。</p>
300	女	50代	p.9	<p>「ここで取組が進まない場合」として、「かねない」という表現が頻回に登場するが、このような甘い認識は許されない。すでに、男女共同参画会議では、「生活困難を抱える男女に関する検討会 報告書」により「本調査では、生活困難の様相や背景は男女によっ</p>

				て異なること、女性の方がより困難な状況に置かれやすいことが明らかとなった。」と書く意見決定（政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見）が行われている（2009年11月）。
301	女	50代	p. 9	「テレワーク」についての記述が楽観的に過ぎる。計画策定専門調査会でも批判的意見が出たのに採用されておらず、おかしい。性別役割分業について、国が実施する世論調査では反対が上回るようになったが、「無償労働の貨幣評価に用いた基礎統計と推計結果」をみると、実際には8割以上の女性が家事活動を担っているとみなしうる（経済社会総合研究所 国民経済計算部）。コロナ禍でのテレワークで子どものいる世帯（ふたり親世帯）の妻の負担は増大しているとみられる。コロナ禍でのDV被害について、政府として新たな対策を講じていることと矛盾している。
302	女	50代	p. 9	「女性活躍加速のための重点方針」は、「男女共同参画社会基本法第22条第3号」に基づき、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」として男女共同参画会議で「決定」した後、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において「女性活躍加速のための重点方針」として「決定されなおす」という奇妙なプロセスをもつものであるが、本当に「一定の役割を果たしてきた」のかについて、検証されていない。また、この「重点方針」と「計画」の関係が不分明になっており問題である。元来、「重点方針」は、男女共同参画基本計画の実効性を高めるための工夫として考案されたと思料するが、切り離されてしまうと、計画そのものの空文化をもたらすので、一体的に策定を進めるべきであり、計画の進捗状況を監視する手立てとしても位置づけされなおすべきである。
303	女	40代	1	<p>■202030 政策未達成の原因分析について</p> <p>「2 社会情勢の現状及び課題」の部分に、「2003年に『社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する』と目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。」とありますが、政府与党(自民党及び公明党)は2014年12月の衆院選における公約にも、2020年までに指導的地位の女性を30%にすると掲げていたにもかかわらず、具体的な成果がないまま「できるだけ早く30%にする」と目標をとっても曖昧に修正しました(2020年)。安倍政権においては「女性が輝く」「女性活躍」などの政策を大きく掲げていたにもかかわらず、結局のところ成果がなかったこととなります。国際的な基準であるジェンダーギャップ指数も年々下がり続けています。</p> <p>202030政策が未達成に終わったことについて、政府や中央省庁、地方自治体での施策が不十分だった原因の分析や説明がもっとなされるべきだと思います。目標を掲げたにもかかわらず未達成の原因分析もなされないまま、また新しい目標を掲げるということでは、具体的な達成見込みが期待できません。202030は、目を引く大きな政策だったにもかかわらず、達成できないことを重く受け止めないという事が続けば、政府や行政に対する市民の信頼低下、ひいては「どうせ無理」という学習性無力感に繋がる可能性もあります。従いまして、1ページ目の出だしの部分、202030政策についての評価・分析をもっと詳細に記載して下さるようお願いいたします。</p>

304	女	60代	76	<p>男性優位の婚姻観・家族観を根深く固定させてきた現行の次の3点の法律の見直し・改正の必要があることを該当箇所に明記すべきです。1、祭祀承継者に「慣習による」としている民法第897条本文。</p> <p>2、出生時に「嫡出子」か否かの選り分けることを定めた戸籍法49条第2項1号。</p> <p>理由：「基本的な方針」の「2 社会情勢の現状及び課題」において指摘されているように、特に地方においては深刻な人口流出や少子高齢化の直面し、性別役割分業意識等の改革を積極的に進める重要性が増大している。「稼ぎ手は主に男性」との固定的な意識、性差に関する偏見と固定観念の打破のためにはジェンダー平等と相反し中立性を欠いた法の改正が不可欠である。祭祀承継者の決定は慣習によるとされることで、旧来からの姉妹・兄弟間で年長の男子への優先意識が助長され、家業や農林畜産業の継承・相続から女性が排除される慣習が続く要因となっている。また、法律婚による優位性を保持させるために「嫡出子」の権利が優位とされ、婚外子への差別が民法・戸籍法において長年にわたり是認されてきた。相続での婚外子差別は違憲との最高裁判断でようやく2013年に民法が改正されたにもかかわらず、戸籍法による出生の差別がいまだに残されたままである。そのため、生まれながらの人権や婚姻形態の自由が尊重されず、出産の選択にも影響を与えている。出産の主体である女性にとって「子どもはすべて嫡出子」である。国際社会の一員として男子優先、男系優位の固定的な意識を変革するための根本的で積極的な取組みが日本において必要である。</p> <p>上記の課題を第5次計画において明記し、真に積極的なジェンダー平等計画とするよう要望する。</p>
305	女	20代		クオータ制を取り入れてください。現在、あまりにも女性の問題について女性自身が決定権を持っていない場面が多すぎる。
306	女	20代	1	<p>「目指すべき社会」「(3) 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」第4次計画にはあった「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という文言は、前者（男性中心型労働慣行）をなくすことによって、後者（女性の活躍）を推進するという明確な考え方で、強いメッセージとして説得力を持ったと思います。他方、今回「男性中心型労働慣行等の変革」という文言がなくなったことは、施策の有効性を低め、優先順位を曖昧にする動きであると思います。</p> <p>p.3に「従来の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革」とありますが、このような働き方が、まさに健常男性（正社員）中心であり、家庭で子育てやケア労働の多くを担う女性を就業から排除する制度であること、これらの制度を改めなければ、女性の活躍は推進できないということを明確に認識し、再度明文化していただきたいと思います。「男性中心型労働慣行」という用語へ反発がありうるかと思いますが、変革すべきターゲット（制度）なしに、理念の実現は不可能と思います。このような働き方が男性にとっても心身の健康を害するものであること、これらを解消することが、日本社会全体に資するものであることはすでに社会で合意されたものと思います。</p> <p>p.1(4)「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を（...）」は、ジェンダー主流化の視点が取り込まれており、良いと思います！</p>
307	女	50代		女性差別撤廃条約の周知徹底を行い、条約の遵守を全自治体に共有してください。また女性差別撤廃条約の完全順守に向けて、選択議定書を批准するための方策を講じること。

				<p>日本のジェンダーギャップが著しいことが、子どもの貧困（ひとり親の貧困）や性暴力、DV という弱者へ痛みを強いることになっています。</p> <p>政治家や管理職の女性割合をあげるべく、男性の育児・家事の推進策も行ってください。</p> <p>家庭は男女双方で分担しなければ、女性が責任のある仕事を選ぶ意思は生まれません。</p>
308	女	60代	9	<p>「指導的立場に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%となるよう、目指して取り組みをすすめる」とあるがコロナ対策では女性リーダーの国の対応が評価されている。日本の男性主導でつくられてきた、これまでの日本のしくみは行き詰っており、将来国際社会に対応できるのか、大変危惧する。早期にジェンダー平等にかえる必要があるといっても過言でない。そのために明確な数値目標を方針に掲げてほしい。</p>
309	—	30代		クオータ制を法制化してください。
310	団体	団体	49	<p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>○DV防止法が作られてから20年近く経っても、いまだに情報が被害者に向けたものに偏っているのは大きな問題です。「配偶者への暴力」と記すべきところに「配偶者からの暴力」という言葉がほぼ使われています。これでは「被害者へのメッセージ」になってしまっています。「配偶者から暴力を受けるのは被害者の問題であり、あなたが解決しなければならぬんですよ」と言っているようなものです。</p> <p>DVは加害者の問題であり責任です。DVを「（配偶者など）親密な人への暴力」と定義し直し、加害者に向けたメッセージにしていく必要があります。</p> <p>6頁—（5）国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>1つ目の○ 配偶者からの暴力→配偶者への暴力、決して許される行為ではない→決して許されない差別行為である（DVは女性への人権侵害であり、差別です。）</p>
311	男	50代	6	<p>（5）国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>この項でいう「セクシュアルハラスメント」について。</p> <p>最近、環境型セクシュアルハラスメントが曲解され、いわゆる「萌絵」が描かれた広告などが問題視されることが多くなったように思う。広告から「遠ざかる」「目をそらす」ができるものまでハラスメントとして扱われるのは行き過ぎと考える。またそれらの絵を描いている人が女性が多いとも聞く。もしそれが本当なら女性が活躍する場を狭めることにもなると考える。</p> <p>何をハラスメントとするかは慎重にしていきたい。（例えば嫌いな絵や写真を見ることを強要されるなど。）</p>
312	—	40代		<p>選択的夫婦別姓を求む。</p> <p>仕事をする上で、生まれ持った名前は女性にとっても必要不可欠なもの。前時代的な制度をいつまで残そうとするのか。</p>

313	女	50代		<p>私は夫婦別性を勧めていただきたい。</p> <p>医療関係の仕事をしております。女性は離婚のたびに名字が変わり、男性は何回離婚しても名字が変わらない。これは本当におかしい思います。いちいち、名前が変わりましたか？と聞きたくない。そんな情報は、治療に関係ないと思います。政治家は実質は別性。通称をしようしておられますよね。よろしくお願いします。</p>
314	女	70代	5	<p>高齢女性のデジタル・リテラシーの向上に関する意見</p> <p>(p.5) 2 社会情勢の現状及び課題 (4) AI などの技術進歩(第4次産業革命)および</p> <p>(p.10) 3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等 5 AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要でデジタルが取り上げられたことを歓迎します。</p> <p>また、p.6で「デジタル・テクノロジー分野でのジェンダーギャップの縮小」を取り上げていることは重要です。「デジタル面におけるジェンダー格差」は、「G20大阪首脳宣言」でも指摘されております。</p> <p>加えて、大阪サミット付属文書『高齢者と金融包摂のための福岡ポリシー・プライオリティ』では、高齢者の金融包摂に関し、特に高齢者女性に対する金融及びデジタル・リテラシーの重要性を指摘しております。</p> <p>しかし、第5次計画素案におけるデジタル・テクノロジーのジェンダーギャップの解消は、もっぱら女子学生を対象にSTEM教育に関連付けられており(p.6)、上記の課題に合致しません。深刻なのは前述のように高齢者女性のデジタル・リテラシーの遅れです。</p> <p>高齢者については、素案p.6(4)では、「第4次産業革命は、人生100年時代の人々の働き方や生活に大きな変化を起こす。」との認識が示されてはおりますが、</p> <p>p.56 第6分野(2)ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備では、高齢者女性のデジタル・リテラシーの向上には言及されていません。そこで、第6分野(2)ア6 高齢者の多様な学習機会の提供において、高齢女性のデジタル・リテラシーの向上に言及し、加えて、7 高齢者を取り巻く環境の整備等の推進においてwifi等のデジタル環境整備を例示するよう提案します。そのことが同10で示されている高齢者の消費者被害の防止につながると思います。</p> <p>さらに、高齢者女性のデジタル・リテラシーの向上の場としては全国各地にある男女共同参画センター等の施設の活用が考えられます。そこで、p.80 第10分野 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実で、生涯学習や能力開発の推進例として、高齢女性のためのデジタル・リテラシーを挙げていただけるとより一貫した提示になると思います。</p>
315	男	30代	1	<p>日本社会では、男性と女性という男女2元論的な視点がいまだに強くあると感じています。男性と女性だけでなく、多様な性やそれらの認識にあった生活様式(仕事が人生で占める比重のグラデーション)についても配慮を書き加えていただけると幸いです。</p>

316	女	40代		政治家こそ、男女共同参画への理解を深めるべきだと思います。 あまりに女性蔑視が過ぎます。
317	女	50代	15	(1)の10番目に「男女共同参画社会の形成を牽引する人材」とありますが、現状では「女性センター」の相談員の雇用が不安定で、雇止めすら起こっていると聞きます。なので、困難を抱える当事者の声を聞く体制は未だ不十分なのではないかと危惧しています。どのような課題であっても、まずは当事者の声を聞かずして、解決はあり得ません。支援者も被支援者も共に安定した雇用と賃金が確保され、一方、何等かの事情で就業が困難になった女性に対してもとりこぼしのない支援がなされる体制づくりが必要だと思いました。
318	女	30代		リコチャレなど理工系女子を応援する取り組みの必要性をあげられているが、理工系女子が理工系を選択する最初の段階で相談できる教員の存在をどうするのかを、文科省と連携し計画立てて欲しい。文科省には理工系教員の男女比を出すように求めて欲しい。
319	女	70代	1	◆第5次男女共同参画基本計画は、各分野について総花的に述べているが、具体的な実行計画がはっきり見えない。基本的方向性は示されているが目標達成までの道筋が抽象的だ。 第1次基本計画の策定時よりすでに20年が経っているが、歩みは遅く、諸外国に大きく後れをとってしまった。その事実の直視と真摯な反省がなければ今回も「仏作って魂入れず」の計画に終わってしまうおそれが拭えない。 今回評価すべきは2020年春からの新型コロナウイルス流行に伴う社会変化が盛り込まれたことである。しかしこの危機にあたって多大な役割負担が求められたのは医療従事者や介護職で、女性が7割以上を占める。エッセンシャルワークで業務量の増えるなか、家族のステイホームや子どもの休校で家事や育児の負担も倍増した。一方観光業やサービス業など女性の雇用が多い分野は売上げの急速な落ち込みによる業績不振で解雇が相次ぐ。過重労働かさもなくば収入途絶かの二極化となった。新しい生活様式が必要とされ、労働環境や生活環境が構造的に変化するなか、女性も男性も平等に経済的負担、家事負担、育児責任をにない、人間的な生活をおくれるような制度にしていかなければ今後の大規模災害やパンデミックを乗り越えていく持続可能な社会は作れない。まず制度が先で、その制度を利用する人が増えることで人々の意識も変わる。アンコンシャス・バイアスとカタカナで表記されると何か新しい概念のようにみえるが、「無意識の思い込みや先入観」で充分であるし、十分にわかりやすい。 制度上の性差のバイアスを取り去って個人の意思と適性を活かす施策に大胆に転換していかないと世界の中で日本の位置はますます低下するだけだ。
320	女	70代	8	「5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」 基本計画の実効性を裏付けるものは 女子差別撤廃条約選択議定書の批准である。条約は批准したが議定書は批准しないなどはない。「総論賛成各論反対」そのものであって、スローガンを唱えるだけでは実態は何も変わらない。これでは条約批准の意味がない。

321	男	20代	P6	<p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識 (p 6)</p> <p>SNS 上において#metoo というハッシュタグによってセクハラや性犯罪による被害などを告発する運動によって、現在問題となっていたことが可視化されるようになったこともありこれらの問題の解決を求める声を上げやすくなったことは事実です。</p> <p>一方その傍らで#metoo 運動を含めた活動には少なからず負の側面を確認されており、女性への暴力、性犯罪等における問題の根絶を求めるあまりに過激化した運動を行う者が過度に男女間の接触を過度に萎縮させたり、男女間の関係を持つことを困難にさせたり、事実が曖昧な状態で加害者と疑われた者への人権侵害を伴う私刑制裁行為、実際の被害の状態、現状とは異なる情報を発信し且つ当事者からの反論を無視するケース等の指摘、確認もされています。</p> <p>活動における負の側面は男女共同参画社会の実現にとっても大きくマイナスであり、政府はその負の側面とは一線を画すということを明示するべきです。</p>
322	女	40代	6	<p>「女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供し、科学技術分野での活躍の魅力を伝えるなどして理工系の研究者人口を増やすことが求められる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛同するが、とくに学術的に優秀でない女性や、理工系進学希望でない女子学生についても、手厚く見守ってあげてほしい。 ・いくつかの大学入試で女子受験生が不当に減点されていた事件を思い出すと、この基本計画との隔たりに気が遠くなる。女子学生への働きかけだけでなく、大学への注意も必要ではないか。補助金をゼロにするなど。あの事件は重大な人権侵害でもあると思う。女子受験生の能力を「奪った」のだから。
323	女	40代		<p>男尊女卑的な企画が多過ぎ、そしてやる気が無さ過ぎです。</p> <p>税金を使ってやってる感だけ醸すのはやめてください。</p> <p>若い女性の表象を消費しないでください。</p> <p>あらゆる部署や企画にクォータ制を取り入れてください。</p> <p>アフーマティブ・アクションの考え方を取り入れてください。</p> <p>職員の一人ひとりが自分の中のミソジニーと向き合ってください。</p> <p>憲法に謳われた個人の尊厳を重視してください。</p> <p>歪んだ社会のしわ寄せが女兒や若い女性に行っていることを考えてください。</p> <p>性犯罪を軽視しないでください。</p> <p>貧困者の受け皿になるはずの福祉が機能せず風俗がそこに手を伸ばしていることを重く考えてください。</p> <p>企業の女性差別には罰則を持って望んでください。</p>
324	女	70代	1	<p>第4次計画に明記された「男性中心型労働慣行等の変革等」の視点は、第5次計画における施策の推進においても非常に重要な視点であると思います。男女ともに暮らしやすい社会の実現に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に掲げられ、「職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する。」と明記されましたが、未だ制度としても国民の意識としても変革はされぬままに過ぎて来ました。本来その実現が既に進められていれば、今回のコロナウイルス禍の状況で、導入された新たな働き方としてのテレワークや、新しい暮らし方としてのステイホーム・自粛生活から顕在化した「仕事</p>

				と生活の調和ならぬ混乱」は、違った様相を呈していたかもしれません。法律・制度とともに意識の改革には社会のあらゆる場において、綿密で着実な取り組みによる「意識の土壌の耕し直し」の積み重ねが必要だと思います。国民一人一人が、人権尊重の意識を基盤に、自分の意識に向き合い耕し吟味し、意識して自分の判断を問い直し変えていく過程を怠れば、戦後75年にして、社会全体として変革されなかった「人権意識」が、今後も日本社会の最重要課題としてあり続けるでしょう。1996・平成8年に出された、男女共同参画審議会の「男女共同参画ビジョン」—新たな価値の創造—の前文の冒頭に、『男女共同参画—それは人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等をみざすものである』という言葉の拠り所に、20年余、一人一人が、人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる社会をめざして取り組んできたことから、この原点に今一度立ち返ることが必要ではないかと思います。すべての計画は、このビジョンの言葉を基盤とすべきではないでしょうか。
325	女	30代		LGBTQ セクシャルマイノリティの生きやすさへの活動も入れてほしい。 「男女参画」という名前ですが、「男女」の枠に入らない人のことも含める必要があるはずです。 全ての国民の生きやすさにつながりますように。
326	女	50代	7	(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識 ○の6「こうした状況に的確に対応し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。」とあるが、根絶するとともに、被害者の保護、生活再建の支援も加筆をお願いしたいです。
327	男	30代		第1部 基本的な方針で「性的指向・性自認に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とあるのは歓迎します。ただ、具体策については不足しています。そもそも、性的指向・性自認についての差別や偏見をなくすための基本的な法律や方針、計画をとりまとめたものはありません。これを策定する方向で検討を進めるという内容を盛り込むべきです。
328	団体	団体	1~9	1p 5年毎に改訂推進する「男女共同参画基本計画」は、女性差別撤廃条約を批准して男女共同参画社会基本法を制定し、「男女の人権が等しく尊重される社会を実現」していくためにある。冒頭は、基本法第1条「男女の人権の尊重」を明記する。 終戦前からの活動で、女性が参政権を初行使した1946年の衆議院選挙は39人当選8.4%とG7で1位、世界トップクラスだった。しかし次の選挙から連記制から単記制投票に変更されて1~3%で低迷。偶然かもしれないが女性議員が少し増えると制度変更があり減少を繰り返し、世界経済フォーラム153カ国中144位、G7、OECD36で最下位、総合121位のGGGIで国際社会において名誉ある地位とはいえない。 名誉挽回には、「202030」の轍を踏まない必要がある。国連「ナイロビ将来戦略勧告」を日本が政府目標としたのは13年後の2003年、基本計画への明記は20年後の第3次だ。2015年に更新された世界目標「203050」の50%達成国は現在4か国だけだから、着実

				<p>に達成できるよう今回の第5次基本計画に掲げることは、千載一遇の好機を活かすためには必須である。</p> <p>5p 5～13行目は、 ⇒○また、政治分野については、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号。以下「政治分野の男女共同参画推進法」という。）が議員立法により成立している。衆議院の女性議員比率は世界193か国中166位（令和2（2020）年6月現在）と国際社会において非常に遅れている26。女性の政治参画の障壁として、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なことや人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等があるとの調査27もあるが、同法の施行を契機として、一気に挽回していきたい。5次計画が、同法施行後初めての男女共同参画基本計画となる重要性を認識し、日本が国際社会において名誉ある地位を得るためにも積極的に取組を進める必要がある。</p> <p>9p～10p 3（1）（2）は、 ⇒（2）2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることをめざす。そのため、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成や政治分野における暫定的特別措置が必要。</p>
329	女	20代	9	<p>「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」を男女の人権が尊重された社会としているものの、セクハラや性暴力についての問題意識は女性に対する意識が主軸となっています。被害者は女性に限らないのだから、そうした問題を「男女共同参画」の枠組みで扱うのは無理があると思います。ここ最近が男性が被害者の場合の話もよく聞きます。労働の場においてそのような問題があるならば、性による区別なく労働問題の一部として取り扱うべきではないでしょうか。男性の被害者も取り残されない仕組みづくりが必要であると考えます。</p>
330	女	20代	1	<p>「わが国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から」の箇所について、日本も批准している「女性差別撤廃条約」を明記すること。条約の履行は批准国の義務であり、基本法制定から20年経った今、その意義が十分に確認されるべきである。</p>
331	女	20代	2	<p>「（前略）我が国の男女共同参画社会の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている。」のような記述を残すべきである。ジェンダーギャップ指数121位という数字にも表れている通り、日本はジェンダー平等な社会からはいまだ遠く、幅広い年代の女性に生きづらさを強めているのは自明である。「着実に」進めているなどとぼかすのではなく、現実を直視した記述を残す（または、増やす）ことが、第5次計画を具体的・実効的なものにすると思う。</p>
332	女	20代	9	<p>「また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させている。」という認識に深く同意し、5次計画で必ず明記してほしいと考える。ただし、この箇所には2つの改善点がある。第一に、「諸問題」の要因は、「平時の固定的な役割分担意識」だけでなく、【既存</p>

			<p>の税・社会保障、雇用の政策によってつくられた性差別的な社会構造】と【感染症対策における政策のアンコンシャス・バイアス】であることを記述すべきである。国民の意識はもちろん問題だが、制度・政策自体に性差別があることを指摘するのが、各省庁と連携する男女共同参画社会基本計画の役割ではないか。第二に、テレワークの有効性の記述について指摘したい。まず、テレワークは働き方を柔軟にした一方で、家庭内の女性の家事負担を増やしたという調査結果も存在する。このようなテレワーク推進の負の側面も考慮し、政策に反映させてほしい。次に、テレワークの不可能な職種について記述を詳細にすべきである。医療・保健・介護・保育・小売・相談員等などのエッセンシャルワークは、女性比率が非常に高い。またこのような職種は感染のリスクや負担とは見合わず、低賃金であり、非正規化も進められてきた。これは女性の雇用の本質的な問題に関わることであり、強い問題意識を記録することが重要だと考える。</p> <p>第5次計画が充実したものとなることを、一大学生として応援しています！頑張ってください！</p>
333	男	20代	<p>1</p> <p>男性の権利や支援に関する内容が全く盛り込まれていません。男性差別という視点のない浅薄な方針から、どうやってジェンダー平等が達成できるのでしょうか。</p> <p>確かに男女の間にはジェンダーギャップが存在します。原因としては性差に起因するものが大きいにしても、ジェンダーフリーな社会的風潮を広めていくべきだと思います。誰もがジェンダーに縛られない自由な職業選択をできる社会というのが理想かとは思いますが。そこは女性を中心に語るべきでしょう。</p> <p>性的暴力に関しても、その圧倒的な被害者の割合を勘案するに、女性の被害を大きく訴えていく必要があると思います。</p> <p>ですが、暴力、貧困、健康、これらに関してなぜ、男性差別という視点が抜け落ちてるのでしょうか。</p> <p>DV やモラハラに関しては男女の被害件数に圧倒的と言えるほど大きな開きはないはずですし、マチズモ的価値観がまだまだ根強いせいで、声を上げられずに苦しんでいる男性は無数にいます。相談機関も殆どないなか、泣き寝入りするしかない状況です。そして何より、こうして男性の人権について触れないことこそが、マチズモ的価値観を増長させているように思えてなりません。</p> <p>貧困に関しては言わずもがなで、ホームレスの数を見れば自明なはずですが。なぜこれを「男性の自己責任」で片付けられるのでしょうか。住まいがなく、明日の食事にもありつかない者達より、「女性の貧困」の方が重大な問題であるという認識は弱者保護の原則に反していると言わざるを得ません。女性差別が社会構造に起因するならば、男性差別も社会構造に起因します。当たり前です。</p> <p>自殺率についても、男性の方が圧倒的に多く幸福度にも差が見られるにも関わらず、女性の苦しみばかりに焦点を当てる昨今の風潮には理解に苦しみます。小学生の頃道徳の授業で命の重みを知って以来、私はずっと命より尊いものはないと考えてきましたが、何故これほどまでに男性の命が軽く扱われるのか。</p> <p>男性の人権についてももう一度見直していただければ幸いです。</p>

334	女	60代	1	ジェンダー平等の理念を国際基準である女性差別撤廃条約の実施を通じて実現すべきだと思います。そのことを「経済社会環境や国際情勢の変化への対応」の前に記述すべきです。
335	女	50代		<p>第1部 基本的な方針の「2 社会情勢の現状及び課題」のバランスがおかしいと思います。</p> <p>まず、「2 社会情勢の現状及び課題」の一番最初に、 「(1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加」 を挙げることは、女性を「妊娠・出産する存在」という生殖の観点だけで位置付け、政策を立案することに繋がり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの観点から大きな問題です。</p> <p>たとえば「さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している」という表記は、1人1人の女性を個人とみなさず、人口動態として把握している点（「女性が流出」）や、女性の行動こそが「問題」なのだとの誤認識させる点（「女性を移動させなければ地方での出産率は上がる」といった誤った政策を導く危険性がある）で問題があり、ここにはリプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方がまったく反映されていません。</p> <p>この項目は削除するか、もし入れるならば、項目名および内容に「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」という言葉を入れてください。つまり、人口政策の視点ではなく、個々人の「人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」（「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」で掲げられた4方針の(2)）におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツを向上させることが課題である、という視点を含めてください。</p> <p>また、「2 社会情勢の現状及び課題」を優先順位の高い順に並べるならば、「(2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」や「(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」あるいは、「(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症」といった、現在損なわれている女性の健康や権利を向上させる項目を上位に据えてください。</p>
336	女	50代		<p>次に、なぜ「2 社会情勢の現状及び課題」に (4) AIなどの技術進歩(第4次産業革命) が入っているのか、根拠がわかりません。 STEM教育の充実など、基本的なことに取り組むべきです。</p>
337	団体	団体		<p>今回の基本的な考え方は「政府が行うあらゆる取り組みにおいて常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し、施策に反映していく」としている。</p> <p>また我が国のジェンダー平等の推進が政治分野や経済分野で非常に遅れたものとなっているという現状とその要因に性別役割分担やアンコンシャス・バイアスなどの存在があるという。</p> <p>ジェンダー主流化や現状についての異論はない。しかしジェンダー不平等や性別役割分担意識や非正規労働に多くの女性が従事している通実の背景には、家制度が社会の根幹のしくみとして存在していることが大きな要因ではないかと考える。</p>

			<p>世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により、96 %の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入る。戸籍筆頭者と世帯主は圧倒的に男性が占める。</p> <p>そして税制や社会保障は「夫が家族を養い、妻がケア労働を無償で行う」という家族形態をモデルに設計されている。</p> <p>この男性世帯主モデルこそが、家庭内性別役割分業を固定化し、女性のワーク・ライフ・バランスを片寄ったものにし、非正規労働に誘導するしくみとなっている。</p> <p>コロナ禍の特別給付金も世帯主への一律給付であった。DV や虐待被害者だけではなく、ギャンブル依存の世帯主を抱えた家族や多くの女性たちからも「#個人に給付して！」という声があがった。</p> <p>またテレワークでの家族のケアも女性に重くのしかかった。</p> <p>憲法 24 条の「家庭のなかでの本質的平等」や女性の人権が実現していないのは、社会の仕組みが世帯主＝戸籍筆頭者に権限を与え、それが家庭内での男女の力関係になっているからではないだろうか。</p> <p>女性が家族の中で「嫁」としてではなく、男性と平等に尊厳を持って個人として生きることができる社会を望む。そのためには、女性が男性の家に入らなければならない「夫婦同姓の家制度」の強制をやめ、選択的夫婦別姓を実現することが必要である。</p> <p>そして、「男性世帯主モデルという家族形態」ではない女性や男性たちにも公平な税制、社会保障を個人を基本に作り直していくことである。</p>
338	団体	団体	<p>社会情勢の現状について、日本は世界の国々と比較しても、ジェンダー平等が進んでいない。この根本的な要因は、日本に根強く残る「家制度」にあるのではないかと。</p> <p>現在共働き家庭が全体の7割になっている。しかし税制や社会保障は「夫が家族を養い、妻がケア労働を無償で行う」という専業主婦をかかえる性別役割分業家族をモデルに設計されている。妻が年収を制限し、夫の扶養となれば年金や健康保険などの社会保険の掛け金を払わずに、給付を受けられる。これは女性に家事・育児を無償で行わせ、更に非正規労働に誘導する仕組みとして機能してきた。同時に「モデル世帯」ではない共働きや単身の人たちにとっては不公平な税制・社会保障制度である。特に子育てと家事をしながら働くジングルマザーにとって、再分配も恩恵もない。</p> <p>そして世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により、96%の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入り、「嫁」と呼ばれる。TVでは、お笑いの人たちが「妻」のことを「嫁」と呼ぶのは当たり前である。当然男性は戸籍筆頭者であり世帯主である。</p> <p>「戸籍筆頭者であり、世帯主である男性」と「男性の家に入った嫁」という男女には経済的な問題も含めて力関係が存在する。DV 夫が「誰に食わしてもらっているのだ！」と妻を追い詰めるのはよくある話である。</p> <p>ジェンダー平等を進めるには、性別役割分業を是とする制度を見直していく必要がある。またDV や虐待など、家庭が必ずしも女性や子どもにとって安全な場所ではない現実を直視し、家単位ではなくすべての個人にとって公平で安全な社会の在り方を模索するべきである。</p>
339	団体	団体	<p>9</p> <p>○現行の第4次基本計画には、「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合」や「年次有給休暇取得率」、「民間企業における男性の育児休業取得率」をはじめ、成果（数値）目標が多岐にわたり示されている。</p>

			<p>○第5次基本計画の策定に当たって、こうした成果（数値）目標はあくまで、企業の太宗を占め、雇用の7割を担う中小企業の実態を踏まえて設定することが不可欠である。</p> <p>○政府は、成果（数値）目標の達成や実現のために、支援策の強化・拡充や規制緩和等を通じて企業の自主的な取組を促し、企業活力の向上やイノベーションの創出を図っていくべきであって、規制強化や、厳しいコミットメントの設定など、企業に過度な負担を強いる政策を実施すべきではない。</p>
340	団体	団体	<p>1</p> <p>1. 男女共同参画基本計の目指すべき社会</p> <p>2 段落目の「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に関する多国間合意の履行の観点から」の部分冒頭に「女性差別撤廃条約及び」を明記する。</p> <p>日本は女性差別撤廃条約を批准してから35年が経過するが、ジェンダー平等度は153か国中121位と下がるばかりである。女性差別撤廃委員会からはジェンダー平等実現にむけ、何度も勧告を受け、かつ勧告が履行されていないことに懸念を表明され、国内法に条約1条「女性差別の定義」に則った女性に対する包括的な定義を早急に取り入れるよう求められている。女性差別撤廃条約を順守する姿勢を最初に表明すべき。</p>
341	女	70代	<p>●全体的に経済政策としての女性の活躍が全面に出ていて、人権尊重やジェンダー平等の視点が薄い。</p> <p>●策定に向けたワーキンググループは、大学教授や経済界等多方面の人たちで構成されていて、AI等専門的な言葉や表現が多く国民が理解できない部分がある。</p> <p>●基本計画を実行性あるものとするため、具体的な目標を入れるべき。達成状況についても定期的にフォローアップを行うこと。また、国際的にもジェンダーギャップ指数が低い要因等の分析が必要。</p> <p>1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>②の人権薄重の理念を社会に浸透させ、「真の男女平等の達成した社会」を追記する。（1P）</p> <p>2. 社会情勢の現状及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2020年までに指導的に占める女性の割合が30%になるよう期待する」との目標を掲げて取り組みを進めてきたが、社会全体で共有されなかった」としているが、「政府や自治体の十分な分析が必要」も追記する。（1P） ・ 政治分野や経済分野等で国際的に遅れている要因として、いろいろあげているが、意識の問題と男性中心型労働慣行、税・社会保障制度など社会システムも言及すべき。（2P） <p>(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける」のところに、「特に女性の7割を担う医療従事者、9割の介護労働者の影響は大きい」を追記する。（7P） <p>3. 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>1行目の「経済社会の実現に不可欠な社会」とは、どういう社会か？（8P）</p>
342	団体	団体	<p>女性の置かれた状況の分析は表面的で、税制（配偶者控除）や社会保障（年金の第3号被保険者）の問題が固定的性別役割分担、実態を規定していることにも触れて下さい。</p> <p>基本的な問題は、男女の賃金格差なのです。文言をもっと強調してください。</p>
343	団体	団体	<p>当団体は、第5次男女共同参画基本計画に対して、下記の意見・要望を寄せさせていただきます。</p>

				<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍ではなく、多様性の視点からジェンダー平等な社会を目指していくという基本方針にすべき <p>【第1分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の検討会における委員や参考人、選挙候補者、管理職の女性比率の向上を進めてほしい ・ただし、候補者数は男女同数を目指すのではなく、多様なセクシュアリティがあることに配慮した設定にすべき
344	女	50代	8	<p>海外に比べ日本ではジェンダー平等の取組が遅いことが「国際的に大きく差を挙げられている」理由とされています。遅い理由を示してください。この点は先進国並みにすべきですが、考えられたことがないようです。「より一層の強力な取組の必要」と記されていますがどのような取組をすべきかを早急に決めていただきたいと思います。女性の働き方や暮らし方を変えて行く障壁となっているのが固定的な性別役割分担意識が残っていることとアンコンシャス・バイアスと指摘している（3頁）点はその通りだと思います。それを日本で変化させるにはどうすべきか、書かれていません。具体的にその方法を考えて社会に示し、政治的に動くべき時だと思います。</p>
345	女	60代		<p>COVID-19の影響で、多くの非正規雇用者が職を失い、その多くが女性です。例えばシングルマザーが職を失い、子どもをかかえて新しい職を探すことは、平時でも困難なところ、COVID-19による未曾有の事態には、負のスパイラルに陥り貧困に陥り命の危険さえあり得ます。非常時での手厚いセーフティネットについても言及してください。</p>
346	団体	団体		<p>1ページ、6ページ、7ページ、「基本的な方針」、他について</p> <p>「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」を男女の人権が尊重された社会としているものの、この計画では、6ページ、7ページからもわかるように、セクハラや性暴力についての問題意識は女性に対するそれらについての意識が主軸となっている。被害者は女性に限らないのだから、そうした問題を「男女共同参画」の枠組みで扱うのは無理がある。労働の場におけるそうした問題ならば、性による区別なく労働問題の一部として取り扱うべきであり、男性の被害者が取り残されない仕組みづくりが必要である。</p> <p>47ページ、「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」、他について</p> <p>子供への性暴力は性による区別なく子供の人権に関わる問題なので、こちらも「男女共同参画」の枠組みで扱うのは無理がある。こうした問題は、「子供の権利」の枠組みで取り扱うべきである。</p>
347	女	70代	1	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会として(1)～(4)が提示されている。</p>

			<p>(4)については国連はSDGsの実現に向けてジェンダー平等と女性のエンパワーメントが不可欠であると明確に主張している。SDGsを計画全体に、具体的に取り組む政策を明記することを求めます。</p> <p>202030の取組みについても、達成できなかったことについての説明もなく、評価もない。このようなことでは、必然的に国際社会の推進状況に遅れをとることは明らかである。</p> <p>この計画では、全ての分野にジェンダー平等の視点を入れると明示してあるので、着実な取組みを求めます。</p> <p>ジェンダー平等の取組みにおいては政治分野、経済分野においてクォータ制導入を進めていくことが重要である。法律で積極的な取組みを明記することで国民の意識もあがり、ジェンダー・ギャップ指数に反映すると考えます。</p>
348	団体	団体	<p>1、今、日本社会はコロナ禍で転換点を迎えており、第5次男女共同参画基本計画への期待と注目はかつてなく大きい。真っ先に職を失う女性の非正規労働者、医療や保育などで働く女性の劣悪な待遇、子育てや介護の負担集中、性暴力の多発など、日本の女性施策の遅れがあぶりだされている。第5次計画では、ジェンダー平等の「周回遅れ」「自主性任せ」から脱却する大胆な目標設定と抜本策を示すべきである。「30%目標先送り」への批判は強く、2003年以來17年かけて達成できなかったのはなぜか、原因の深い分析を明記すべきである。それなしには世界121位からさらなる後退を招きかねない。内閣府は、コロナ禍の調査をふまえて「社会変革の契機」とし、根強く残る性別役割分担意識の改革、政府・企業は女性登用の大胆な目標設定の中間報告を出している。政府が2015年の国連女性の地位委員会で合意した「2030年までに指導的立場の半分以上を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記するよう求める。</p> <p>2、第5次計画が、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が前回に続き弱い。その上にジェンダー平等を据えたSDGsなどに「世界的な潮流」がある。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告し、第9回定期報告への質問事項でもある民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、所得税法56条改正について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。</p> <p>3、第11分野の標題に「平等・開発・平和」を復活することを求める。第2次、第3次計画まで掲げてきたのが、安倍政権下で前回から消え、平和分野が著しく後退している。日本の女性はアジアへの侵略戦争の加害国、唯一の戦争被爆国の女性として、「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」と運動してきた。憲法9条擁護と核兵器廃絶は日本女性の国際的責務である。</p>
349	女	40代	<p>第4次計画では、(1)基本的な考え方の中に、「評価と問題点」が書かれていたが、今回はない。</p> <p>前回の計画について、何が達成できて、何ができなかったのか。達成できなかった点については、何が問題で、今後どうするのか。そのように書かないと、計画の継続性や確実性が担保できない。</p> <p>前回の計画について、評価とその根拠を明らかにし、課題とその原因を考察することは、</p>

			<p>第5次計画の根幹に関わる重要事項である。ぜひ、前回の記述方法を踏襲して、評価と問題点を記述し、継続性のある計画としてほしい。</p>
350	団体	団体	<p>P. 9 202030の目標がなぜ達成できなかったのか、17年間どのような取り組みをしたのか、何が欠けていたのかを精査し、達成できなかった原因を詳細に追及したうえで、新たに明確な数値目標を設定し、不遵守に対しては実効性ある措置を取るべき。</p> <p>P. 11 全体を通して、SDGsはじめ国際社会を意識しての記載になっているが、そうであれば、P. 12に記載のある「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」というような曖昧な表現を見直し、国際的な目標である2030年50%を明確に掲げるべき。</p> <p>P. 14 「○諸外国では憲法又は法律によるクォータ制も導入されている中で」と、触れているにもかかわらず、(2)具体的な取組では、「クォータ制等のポジティブ・アクション等の自主的な取組の実施」と記載されている。「政治分野における男女共同参画推進法」は理念法にとどまっておらず、政治分野における女性の参画をより積極的に推進するためには、自主的な取り組みでは実現できず、クォータ制導入に向けた法整備を行うべき。</p> <p>P. 23 「M字カーブ問題は解消に向かっており」とあるが、主な要因は、非正規雇用者数増加によるところが大きい。また、第1子出産を機にいまだに半数の女性が離職していることに触れるべきである。一度離職すると復職しても非正規雇用でしか働けない状況が女性の貧困につながっていることを含め、非正規雇用の問題と関連づけて記載すべき。</p> <p>P. 24 非正規雇用労働者の待遇改善について述べられているが、現在の賃金についての取り組みはあくまでも「同一労働同一賃金」であり、「同一価値労働同一賃金」とは言えない。労働基準法第4条について、ILO第100号条約の趣旨にもとづき同一または同一価値の労働に就く男女に同一の報酬を支払うことを義務づける旨を明記するべき。</p> <p>P. 26 ウ (1)に「男性の家事育児への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図る」とあるが、現状においては未だに固定的性別役割分担意識に加え、長時間労働や育児休業を取得しづらい雰囲気がある。社会的な機運の醸成の前に、育児・介護休業法にもとづく事業主による対象者への個別周知やケア・ハラスメントの防止措置の徹底、パパ・ママ育休プラスの拡充など、現在ある法律を遵守させる取り組みを行うべき。</p>
351	女	50代	<p>p. 1</p> <p>(3) 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>→ 職業生活、家庭生活、その他の社会生活 としていただきたい。</p> <p>p. 10</p> <p>(10) (1)～(9)の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。</p> <p>→ (10) (1)～(9)の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修と(1)～(9)の現状を把握するためのジェンダー統計が重要。</p> <p>p. 20</p> <p>ア 企業における女性の参画拡大 (1) 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況</p>

			<p>に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行うポジティブ・アクション等の取組を促進する。</p> <p>→ア 企業における女性の参画拡大 (1) 正規のみならず非正規雇用の女性も含めた活躍状況の把握・分析、・・・</p> <p>p. 32</p> <p>イ 起業に向けた支援等 (1) 女性の起業を後押しするため、女性、若者／シニア起業家支援資金等による女性の視点を活かした事業に対する資金繰り支援を実施する。</p> <p>→資金繰り支援の実施とそのリスクを提示する。</p>
352	団体	団体	<p>計画の基本的な方針に、「これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会の調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる(8p)」と書かれている。ここに障害のある女性の存在も含まれていると言えるだろうか。障害がある女性が、一人ひとり尊重され、力が発揮でき、意思決定に参画するためには、現状で、様々な壁がある。コロナ禍でもそうした課題がより一層見えてきている。そうした壁を取り除く、制度・政策を本気で進めてもらいたい。障害がある女性の権利の実現こそが、ジェンダー平等の実現につながる鍵となる。</p> <p>そのためには、まず、4次計画の政策評価が不可欠だ。それがないうちに、4次計画の文言がそのまま繰り返されている箇所が見られる。障害者に関わる基本的な統計に関するジェンダー統計の整備も、4次計画でも示されながら、この間、進んでこなかった。障害者に関わる統計にジェンダー統計が示されないのは、障害者のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの権利が保障されていないこととも関わっている。4次計画が実施されている間、旧優生保護法に関する国家賠償請求裁判が起こされ、社会的にも大きなニュースとなった。また、そうした流れを受け、強制不妊手術等の被害者への一時金支給法も作られた。障害をもつ女性たちのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの課題は男女共同参画の実現にとって不可欠の課題であり、今回作られる計画には、こうした歴史の振り返りや反省も書き込むべきだ。</p>
353	—	60代	<p>第1部 「基本的な方針」の中に、「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」への言及がないことがそもそも問題である。</p> <p>1980年に国際婦人年中間年世界会議で署名し、1985年に批准していること。日本政府には、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとる義務があることを明記すべきである。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書について、世界の113カ国が締結しているが、日本はいまだに批准していないことを明記すべきである。</p> <p>「女子差別撤廃条約」に基づく女子差別撤廃委員会からの「最終見解」について、直ちに実行に移すこと。また、世界の潮流からいかに日本が取り残されているかを知るため、「最終見解」を広く一般の人に知らせること。</p>

			<p>「女子差別撤廃条約」の実施を監視するための「女子差別撤廃条約専門委員会」を設置すること。</p> <p>女性への人権侵害に対して、独立した人権救済機関を設置すること。</p> <p>女子差別撤廃条約の選択議定書について、「早期締結について真剣に検討を進める」という悠長なことは許されません。これでは締結するかどうか不明である。議定書を早急に批准すべきである。</p>
354	女	70代	<p>今回の素案は、メディアでも「女性登用先送り」と報じられています。「二〇二〇年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度に」との達成期限を守らず「20年代の可能な限り早期に」と先延ばししたのは許されません。「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」と他人事のように言いますが、目標実行のために計画があり、「政治的意志の欠如」とまで指摘される国のとりくみこそ自己検討すべきです。コロナ禍の中で、女性は大変な重身をせおっているのです。ジェンダーの課題も全て検討すると述べるのみでやる気があるのか疑わしいと思わざるを得ません。文字通り男女共同参画を達成し、男女ともにジェンダー平等社会へとすすむ計画こそ求められていると思います。</p>
355	女		<p>〇いま、コロナ禍で日本のジェンダー施策の遅れを女性たちは、身をもって体験しています。</p> <p>真っ先に職を失う非正規労働者、医療や保育など劣悪な待遇、子育てや介護の負担、産院不足、家庭内暴力や10代の妊娠の急増。さらに所帯主あての特別給付金には家父長制の社会科と怒りが巻き起こっています。政府の対策本部の85%男性とか。私たちの声が届く体制ではありません。このことの反映ではありませんか。</p>
356	女	70代	<p>基本的な方針</p> <p>2(3) 国際社会と比べ日本では管理職に占める女性の割合が大きく遅れている。一遅れた理由を記述する—</p> <p>1④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り組み、……。一男女平等に変更する— 以下全文を訂正。</p> <p>第5次男女共同参画を第5次平等基本計画に変更する</p>
357	女	70代	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>私たちが目指す社会は、何よりも平和で、日本国憲法に基づき基本的人権と個人が尊重され、性などによるいかなる差別も分断もなく、平等に生き暮らすことのできる社会です。その実現のためには、日本国憲法と国連女性差別撤廃条約に則って基本計画を策定する事が必要です。</p> <p>全ての施策、社会の状況を、人権尊重の理念とジェンダー平等の視点で見直し、問題点を洗い出し、解決のための具体的な方策を今回の基本計画でしめすよう願います。</p> <p>4次計画の目標も達成されず、2019年のジェンダーギャップ指数は153か国中121位と後退し、ジェンダー平等後進国と言わざるを得ません。</p>

				今までの遅れを取り戻しジェンダー平等社会を実現するとの意気込みを、「日本国憲法と国連女性差別撤廃条約に則って基本計画を策定する」との文言を冒頭に記すことで示してほしいと思います。
358	女	70代	8	日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際水準に引き上げることが重要です。そのために「基本的な視点と取り組むべき事項等」は女性差別撤廃委員会の勧告(2016年3月)、「第9回日本定期報告への事前質問事項」(回答期限2021年3月)に対応した内容とすべきです。国際的な目標である「203050」を明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきです。
359	団体	団体	1	以下の文言と項目追加をしていただきたい。 (3)男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会。 理由=今年の白書により、ワーク・ライフ・バランスの現状は、男性中心労働慣行に根差したものであることが明らかとなった。それにもかかわらず第4次に明記されていた「男性中心型労働慣行等の変革」が抜けたことに、驚きを禁じ得ない。 (5)無意識な伝統的価値観、ジェンダー・バイアスから解放された社会 理由=明治憲法に規定されていた家(父)長制度の名残ともいえる、世帯中心の行政措置もその1例。コロナ対策の10万円給付金の配布が基本「受給権者は、その者の属する世帯の世帯主」で、個人ではなく世帯主の口座に振り込まれた。など、選択的夫婦別氏制度への反対もその例。
360	団体	団体	8	「5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」に以下を追加、 ○アンコンシャス・バイアス(特にジェンダー・バイアス)が、法律制度の中にも、また世帯を中心に扱おうとする社会的慣習の中にも、或いは家事・育児は女性の役割を当然とする個人的習慣の中にも、あらゆる場面に存在して、性別格差をもたらす原因となっている事例が少なくない。これが日本における性別格差解消の妨げとなっている現状から、幅広く事例を調査し、対策を進める必要がある。
361	団体	団体	1	★目指すべき社会にあらゆる差別を撤廃し人権確立と真の男女平等の達成された社会と明記すること。 ★日本のジェンダー平等の現状、ジェンダーギャップ指数(GGI)は153カ国中121位、GGIが初めて発表された2006年は115カ国中80位、2010年104位と下がり続けている現状を明示し、国際基準である女性差別撤廃条約、北京行動綱領を踏まえた分析、及び検証の内容について明らかにすること。 ★202030が達成出来なかった原因を精査し今後の具体的目標を提示すること。 ★女性差別撤廃条約の実施(CEDAWからの勧告)を監視するために男女共同参画会議の下に、「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置すること。 ★政策の立案、実施、監視、評価をするための国内本部機構の機能の充実強化を図り、「監視専門調査会」と「基本問題・影響調査専門調査会」(2001年にスタート、2015年に廃止)に匹敵する監査・評価の専門調査会を設置し監視、評価のシステムを充実させること。 ★人権を保障するためにパリ原則に基づく政府から独立した人権救済機関の設置と同時に女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすること。

			<p>★北京行動綱領、女性差別撤廃条約の一般勧告第17号、SDGsの目標5のターゲット5.4でも指摘され、新型コロナ女性への感染でも大きな問題となっている家事・育児・介護の「無償労働」の文言を基本計画に明記する。</p> <p>★無償のケア・家事労働の「認識・削減・再分配」(3R: Recognize, Reduce and Redistribute) (CSWやWomen 20の国際的文書で指摘)に言及する。</p> <p>★表記の問題 「子供」を「子ども」に変更。(参照:子どもの権利条約)</p>
362	団体	団体	<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>「これまで、政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成2(1990)年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」とある。</p> <p>★必ずしも共有されなかったのであれば、共有されれば実現できたか。阻害要因を明らかにすること。</p> <p>(p1) 「これまで、政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成2(1990)年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」とある。</p> <p>★必ずしも共有されなかったのであれば、共有されれば実現できたか。阻害要因を明らかにすること。</p> <p>(p2)(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加</p> <p>2つめの○ ★若年女性と高齢女性の単身世帯の増加の背景は異なることを明記すること</p> <p>3つめの○ ★大都会への女性の流出についての背景についての分析が必要</p>
363	団体	団体	<p>(p3)</p> <p>3つめの○ 「経済的自立や自己実現のための仕事(ワーク)と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが」とある。</p> <p>★「経済的自立や自己実現のための仕事(有償のワーク)と家事・育児・介護といった無償のケアワークに主体的に関わることが」ではないか。</p> <p>4つめの○ 「固定的な性別役割分担意識が残っている。それ以外にもやアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在により」とある。</p> <p>★意識部分だけでなく、法や社会慣行、社会システムにも課題があることに言及すること。</p> <p>(p7)(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症</p> <p>○1の1行目 「大規模災害の発生や感染症の流行は、全ての人の生活を背かずと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。」とある。</p> <p>★「とくに女性が7割を担う医療従事者、9割の介護労働者への影響は大きい」を追加。</p> <p>○1の3行目 「増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがち</p>

			…」 ★「増大する無償の家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがち・・・」
364	団体	団体	<p>(p 8) 3. 第5次策定計画における基本的な視点と取り組むべき事項等4つ目の○ 「ここで取組が進まない場合、個人はもちろん、社会全体にとっても重大な懸念すべき状況が生じかねない。人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福感が低いといった状況になりかねない。社会全体にとっても、個人が生きづらい環境に良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなることになりかねない。これは、我が国が世界的な人材獲得競争において不利な状況に陥るということでもある。人材を生かせずして社会の持続可能性はありえない。また、地方においても、男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人材流出が続く可能性がある。」とある。</p> <p>★人権確立という視点から「人材」や「人材獲得競争」という表現に経済政策のための人的資源の確保といった側面を読み取り違和感がある。再検討を求める。</p> <p>(p 9) 3つ目の○の5行目 「テレワークは、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、今後も普及が見込まれ、特に地方の経済活性化のチャンスともなり得る。他方で、職種や業種等によってはテレワークが困難な場合もあることにも留意する必要がある。」とある。</p> <p>★職種や業種によるだけでなく、育児・子育て・介護・家事などの負担は女性が負うことが多く、女性にとって仕事との両立を困難にさせている現実にも目を向けること。</p>
365	団体	60代	<p>7</p> <p>(1) 「家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に」において、「女兒」を削除してはどうか。女兒が育児をするのか？ 女兒とは何歳から何歳までなのか？</p> <p>(2) 「平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めること」⇒ 「平常時からあらゆる施策を、男女共同参画の視点に立って策定・実施すること」。</p> <p>(3) 「配慮が求められる」⇒ 「方策を講じることが必要である」。</p> <p>(4) 仙台防災枠組では、自然災害のみならず原発災害（人為的災害）や感染症（生物学的災害、保健に関する災害リスク）、気候変動による気候危機（climate crisis）などの災害が同時に起きる「複合的災害」（マルチハザード）についても言及しているので、この冒頭でも複合的災害についての対応について述べるべきではないか。</p> <p>(5) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、わずかに「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。」（31頁）としか、記載されておらず、具体的な方法は明記されていない。したがって、内閣府は男女共同参画の視点に立って「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をどのように実施していくのかについての方針を別途作成することを明記してはどうか。</p>
366	団体	団体	<p>女性の置かれた状況を分析しているものの、表面的だと思います。「無意識の偏見が大きな障壁」とするとともに、税制（配偶者控除）や社会保障（年金の第3号被保険者）が、固定的役割分担、実態を規定していることにも触れるべきです。</p> <p>配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人余もいるのに、労働者として存在していない、分析対象となっていないことは大きな問題だと思います。</p>

367	団体	団体	<p>★第1部「基本的な指針」に人権と差別をなくすことが弱いと思います。この計画をつくる目的は男女の平等実現、そのために差別をなくすことです。世界経済フォーラムによるジェンダー指数121位であり、日本は明らかに差別が存在しています。しかも、この指数が年々後退している現状及び理由について分析が必要です。</p> <p>基本計画を実行性のあるアクション・プランとするために具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況を定期的に明らかにし次につなげる必要があります。</p> <p>女性の人権侵害に対する政府から独立した人権救済機関の設置</p>
368	女	60代	<p>4ページの(3)「女性就業者数が228万人に増え、・・・M字カーブ問題は確実に解消に向かっている。」とありますが、M字のくぼみが20歳代から30歳代へと移行しM字が緩やかになったとはいえ、確実に解消に向かっていると実感できません。根拠が示されるべきではないでしょうか。パートや派遣社員・非正規雇用の待遇差が女性の貧困の背景にあることの解決は個々人の問題ではありません。能力開発やキャリア形成支援の取り組みが必要とするなら、主語が必要ではないでしょうか。オランダモデルやEUではパートタイマーは働く時間が短くだけで賃金・休暇など権利はしっかりと聞いています。政治の力が解決する課題です。ぜひ、その点を盛り込んで下さい。</p>
369			<p>(3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大</p> <p>「この間に増加した女性の就業者の中には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が相当数含まれている…」の項について、正規雇用労働者への転換に向けて、能力開発やキャリア形成支援だけでは解決にならない。</p> <p>企業に対し、非正規雇用採用の比率を制限するなど、企業への働きかけを重視すべきではないか。</p>
370	女	60代	<p>安倍政権における、女性活躍推進法の実現に向けての具体的な方針が見えてきません。特に、所謂202030と言われてきた、30パーセントの女性議員、女性管理職の実現は、閣僚においてさえ、数値の退行がみられる現状を、総括されていないと思います。今後この目標値を実現するために、2018年の政治分野における男女共同参画法を広く認知する方法などすすめていただきたいと考えます。</p>